

地域課題研究

# 「地域づくり」に関する調査研究報告書

2011年3月

地 域 づ く り 研 究 会  
( 地 域 課 題 研 究 実 行 委 員 会 )

北九州市立大学都市政策研究所

## 目 次

坂道と距離という高齢者の生活の障壁について……………石塚 優 ……	1
公民協働に関するヒアリング調査報告……………岩丸明江・小川真一・山崎克明 ……	29
人権プログラム出前授業 「わたしもボクも☆みんな生き生き」を実施して ……	岩丸 明江 …… 51
高齢者虐待に関する認識についての調査研究 —高齢者と学生の比較—……………	吉田 成美 …… 65
2010年度「地域づくりに関する調査研究」報告書執筆担当者一覧……………	113



# 坂道と距離という高齢者の生活の障壁について

北九州市立大学都市政策研究所  
石 塚 優

## はじめに—問題意識と仮説、調査の概要

### 1 問題意識と仮説

80年代後半に駅前を中心とする中心市街地の変貌が始まり、複合商業施設を都心部に再開発する地方都市の姿を変えてしまった。この要因は80年代後半に地価の安い国道やバイパス沿いに大規模店・量販店の出店が始まり、その後、90年代には規制緩和により大規模店・量販店が避けた地元商店街と商業調整が不要となってもこの傾向は続いた。人の移動は中心市街地から郊外大規模店・量販店へと変化した。これにより、中心市街地のみならず、住宅地近郊の商店街や小売店やスーパーの衰退・閉店は日用品、食料品の買い物の距離を延ばす結果となった。自家用車などの自動車利用を前提とせざるを得ない郊外の大規模店・量販店、大型複合店は斜面地に居住している高齢者にとり自動車利用が難しいことから、坂道、段差、路面の傾斜等に、距離というバリアも加えることとなった。

住宅地近郊のみならず、公共交通の利用が比較的便利な地方都市中心市街地はデパートやブランドショップを核とした複合商業施設周辺で商店街や大型スーパーも含めて人の回遊を誘う再開発も効果が薄く、生活の郊外化ともいえる流れは続いている。これを可能とした要因は地方の生活者の自動車保有台数の多さである。平成18年版国民生活白書（p274）によれば乗用車の世帯当たりの普及率は83.9%である。首都圏や関西圏、中部圏よりも地方都市の方が普及率は高く、世帯に1台から成人一人に1台に近い普及率になっていると思われる。

地方都市の中心市街地も含め商店街、小売店が衰退し、駅前のデパート後の店舗が空き家のまま長く放置される等の現象が多く、地方都市で現実となった。

今では、90年代の規制緩和による大規模店・量販店が地元商店街と商業調整が不要となった時点からの対応が遅れたといえる商店街の再生は進まず、多様な試みが一時的効果を示したとしても継続的・持続的で確実な方法はみあたらず、模索が続いている。首都圏や関西・中部圏の大都市で多い公共交通の利用は、地方都市には当てはまらない。免許取得可能年齢以上の成人の大部分が自動車運転を日常化し、自動車の運転の有無による生活の落差は地方では大きいのである。このような落差は、高齢者に不利になるであろうし、住宅近隣の商店街の衰退や小売店、スーパーの閉店は日用品、食料品の買い物を困難にする。さらに、斜面地に居住している高齢者は自動車利用が難しい上に坂道、段差、路面の傾斜等に距離という障壁も加わった。

斜面地の難点としては、坂道や階段、傾斜等は転倒などの危険性がある。消防や緊急自動車、救急等に不安がある。自家用車や自転車利用が難しい。坂道や階段、傾斜等は徒歩による移動（登り下り）に労力を要する等を指摘できる。一方、斜面地の利点としては、自動車が入ってこない（安全）。景観や自然環境が良い。空気が良い等が挙げられる。

この点を踏まえて、普通の居住地域と坂道や段差・階段の多い地域に居住する高齢者の日常生

活で欠くことのできない買物に関して比較する。

仮説は以下の通りである。坂道や段差が多い地域の高齢者は、①徒歩で行ける買物の距離が短い。②移動手段では自家用車よりも公共交通機関が多い。③買物の頻度が少ない。④買物が十分にできない。⑤近隣の人と相互の支援が活発。

以下では、坂道や段差の多い地域に住む人と普通の地域に住む人との買物の距離、回数、移動手段、頻度、社会関係について比較を行い、仮説を検討する。

## 謝辞

調査地点は斜面地を含むことから門司区清美校区と八幡東区枝光校区にお願いし、調査は留置法で実施しました。調査の概要は以下に既述しましたが、清美校区社会福祉協議会会長、副会長、福祉協力員の皆様に多大のご協力をいただきました。

枝光校区も清見校区同様に枝光市民センターを拠点として活動しておられるまちづくり協議会会長、副会長及び、まちづくり協議会を構成する地区社会福祉協議会、老人クラブ、自治連合会会長の5名の役員の皆様に多大な協力をいただきました。また、校区内の自治会・町内会の役員の皆様にも調査票の配布・回収など、多大なご協力をいただきました。

おかげさまで、両地区ともに通常の調査では不可能な高い有効回収率を得ることができました。ご協力をいただいた皆様に、心から感謝いたします。ありがとうございました。

また、清美校区の調査報告書は開門地域研究vol.18（北九州市立大学都市政策研究所、下関市立大学地域共創センター2009）として既にまとめていますが、以下で比較検討した内容は一部を除き未掲載の部分です。枝光校区は開門地域研究vol.19（北九州市立大学都市政策研究所、下関市立大学地域共創センター2010）の付録として居住地域の環境別（斜面地とその他の地域）の単純集計を掲載したに止まっています。調査内容の大部分が未だに分析・検討されず残っています。23年度には調査地点の概要などとともに、全体を報告書としてまとめる予定です。ですから、以下では協力いただいた調査結果の一部を清美校区と比較する形で掲載しているにすぎません。ご協力いただいた皆様には集計・分析が滞り、誠に申し訳ありません。感謝致しますとともにお詫び申し上げます。

## 2 調査の概要

### （1）清見校区の調査方法

#### ① 調査方法

調査は校(地)区社協の福祉協力員の協力を得て、調査票を配布し、一定期間の記入期間を置いた後に回収する留置法により行った。

② 調査対象 地区の65歳以上の居住者全員。

③ 調査期間 2009年2月6日～20日

#### ④ 回収率等

配布票数900票 回収票数870票 有効票数870票 有効回収率（96.7%）

## (2) 枝光校区の調査方法

### ① 調査方法

調査は校(地)区まちづくり協議会会長、校区社協会長、校区自治連合会会長、老人クラブ会長等の協力を得て、町内会・自治会の役員会議で説明していただき、町内会・自治会の役員により該当する世帯に調査票を配布していただき、一定期間の記入期間を置いた後に回答後封筒に入れて封をした調査票を回収する留め置き法による。

### ② 調査対象者及び対象者数

斜面地に居住する65歳以上の1,165人（全ての人が斜面地に居住するとは限らない）。

### ③ 調査地点 北九州市八幡東区枝光校区

### ④ 調査期間 2010年2月6日から3月11日。

### ⑤ 回収率

調査票配布数：1,165      回収調査票数：1,057      回収率：90.7%

有効回収数：1,051      有効回収率：90.2%

## I 斜面地居住者の区分方法

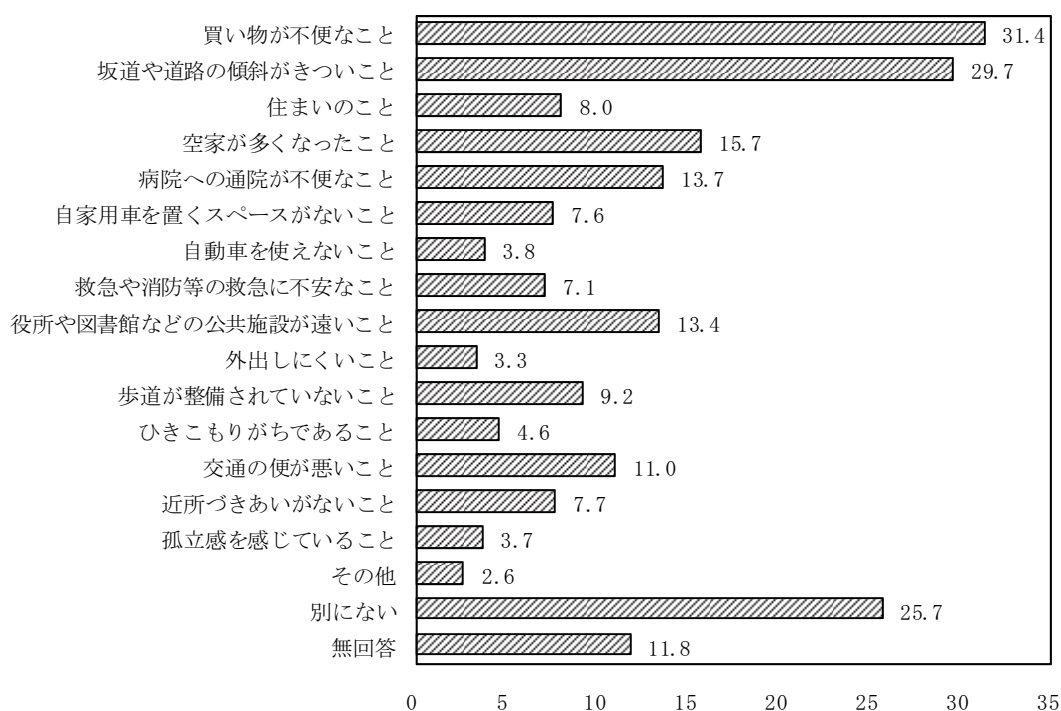
### 1 斜面地居住者の区分方法

#### (1) 清見校区

調査地区では回答した全ての人が斜面地に居住している訳ではないので、図1に示した生活全体で困っていることの中から、斜面地のためと推測できる回答を選び（「坂道や道路の傾斜がきつい」「自家用車を置くスペースがない」「救急や消防の等の不安がある」「外出しにくい」）、これらの回答者を斜面地に居住するとし、斜面地以外（以下：その他）と区分した。この区分方法による斜面地居住者数は、複数回答の中から重複を除いた324人、その他居住者数は546人である。

図1には日常生活で困っていることは「買い物が不便」「坂道や道路の傾斜がきつい」「別にない」という回答が多く30～25%。これらの他に「空き家が多くなった」「病院への通院が不便なこと」「役所や図書館など公共施設が遠いこと」等も1割以上存在する。買い物と通院を比較するとほとんどの人が買物は必要であり、通院が必要な人は限られていることの違いから、買物が不便との回答が最も多く、通院が不便は約1割である。

図1 生活全体で困ることや気になること、悩み（複数回答）



## (2) 枝光校区

枝光校区の場合は質問の中で、坂道や段差、階段が多いことについて質問し、その回答を基に段差、階段が多いを「斜面地」、それ以外を「普通」として区別したが、回答しなかった「無回答」が約1割である。

表1 枝光校区の斜面地居住者数

全体		斜面地		普通		無回答	
人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1,051	100.0	681	64.8	254	24.2	116	11.0

## II 対象者の基本属性

表2、3は基本属性の一覧表である。性別、年齢構成、世帯構成、居住年数、住むきっかけに関しては、斜面地も普通も大差がない。

介護保険の認定率では、全体では、約7割の人が介護の必要がないため申請しておらず、要支援1～要介護5までの計が11.2%である。これは市の認定率16～18%程度よりかなり低い水準である。

居住地別では斜面地の方が介護の必要がないため申請していない比率は高いのであるが、要支援1～要介護5は13.9%であり、普通の9.5%よりも認定率は高い。介護度は年齢との関連が強いが、図表3のとおり、特に斜面地の人の年齢が高い訳ではないし、認定率が高い75歳以上の年齢層が多い訳でもない。

枝光校区は清見校区に比べて、斜面地の性別では女性が少なく、年齢構成では65～69歳と85歳

以上が多く、世帯構成では夫婦のみ世帯が少ない。居住年は15年以上が同じ程度に多くを占めている。介護保険の認定率では、要支援1～2は「普通」の方が多いが、要介護を見ると斜面地が多い。

普通では清見校区に比べて性別では大差がなく、年齢構成では65～69歳が少なく、75～79歳、85歳以上が多い。世帯構成では「ひとり暮らし」（以下の図では「一人暮らし」）が多く、「夫婦のみ世帯」が少ない。その他の世帯は「親世代との同居世帯」「子世代との同居世帯」「親・子・孫の三世帯世帯」を加えるとほとんど同程度である。以下ではこれら三者に「その他」も加えてを加えて「同居世帯」としている。

表2 清見校区基本属性

		斜面地		普通	
		度数	構成比	度数	構成比
全体		324	37.2	546	62.8
性別	男性	118	36.4	188	34.4
	女性	206	63.6	354	64.8
	無回答	—	—	4	0.7
年齢区分	65～69歳	63	19.4	137	25.1
	70～74歳	78	24.1	114	20.9
	75～79歳	71	21.9	99	18.1
	80～84歳	50	15.4	100	18.3
	85歳以上	26	8.0	41	7.5
	その他	35	10.8	51	9.3
	無回答	1	0.3	4	0.7
世帯構成	一人暮らしの世帯	89	27.5	163	29.9
	夫婦だけの世帯	144	44.4	235	43.0
	その他の世帯	91	28.1	144	26.4
	無回答	—	—	4	0.7
居住年	1年未満	2	0.6	2	
	1年以上5年未満	10	3.1	17	3.1
	5年以上10年未満	13	4.0	31	5.7
	10年以上20年未満	45	13.9	75	13.7
	20年以上	250	77.2	413	75.6
	無回答	4	1.2	8	1.5
居住のきっかけ	生まれてから	42	13.0	78	14.3
	勤務地の関係	63	19.4	109	20.0
	環境のよさ	50	15.4	83	15.2
	便利のよさ	32	9.9	92	16.8
	その他	125	38.6	157	28.8
	無回答	12	3.7	27	4.9
介護保険の介護度	不要で申請していない	232	71.6	371	67.9
	認定結果自立（非該当）	10	3.1	14	2.6
	要支援1～2	24	7.4	29	5.3
	要介護1～3	19	5.9	18	3.3
	要介護4～5	2	0.6	5	0.9
	無回答	37	11.4	109	20.0

無回答は省略



表 3 枝光校区基本属性

		斜面地		普通		無回答	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
全体		681	64.8	254	24.2	116	11.0
性別	男性	294	43.2	100	39.4	40	34.5
	女性	382	56.1	153	60.2	71	61.2
	無回答	5	0.7	1	0.4	5	4.3
年齢区分	65～69歳	162	23.8	44	17.3	24	20.7
	70～74歳	155	22.8	58	22.8	20	17.2
	75～79歳	149	21.9	68	26.8	27	23.3
	80～84歳	108	15.9	47	18.5	26	22.4
	85歳以上	80	11.7	34	13.4	13	11.2
	その他	22	3.2	2	0.8	2	1.7
	無回答	5	0.7	1	0.4	4	3.4
世帯構成	ひとり暮らし	194	28.5	92	36.2	43	37.1
	夫婦のみ	248	59.0	80	31.5	32	27.6
	親世代との二世帯世帯	42	6.2	9	3.5	4	3.4
	子世代との二世帯世帯	116	17.0	47	18.5	21	18.1
	親・子・孫の三世帯世帯	50	7.3	10	3.9	6	5.2
	その他	19	2.8	9	3.5	5	4.3
	無回答	12	1.8	7	2.8	5	4.3
居住年	5～9年	10	17.5	11	37.9	4	28.6
	15年以上	47	82.5	18	62.1	10	71.4
居住のきっかけ	生まれてから	84	12.3	34	13.4	12	10.3
	勤務地の関係	159	23.3	56	22.0	18	15.5
	環境のよさ	32	4.7	10	3.9	11	9.5
	便利のよさ	31	4.6	32	12.6	10	8.6
	結婚して	189	27.8	69	27.2	24	20.7
	その他	155	22.8	43	16.9	24	20.7
	無回答	31	4.6	10	3.9	17	14.7
介護保険の介護度	不要で申請せず	485	71.2	186	73.2	7	6.0
	認定結果自立	37	5.4	4	1.6	2	1.7
	要支援1～2	60	8.8	29	11.4	3	2.6
	要介護1～3	42	6.2	13	5.1	1	0.9
	要介護4～5	15	2.2	4	1.6		
	無回答	42	6.2	18	7.1	103	88.8

表4は清見校区の住むようになったきっかけの「その他」の内容を示している。きっかけは「結婚」が多くを占め、枝光校区よりは少ない数値である。

表 4 住むようになったきっかけ（清見校区の「その他」の内容：166人）

結婚	48
親が住んでいた、生家、先祖代々、祖父母が老いた為、後を継ぐため	28
土地や家屋がある、入手できた・購入	14
市営住宅	8
移転・転居・引越、アパート・借家	9
親戚の勧めで、近くにいる。知人のお世話、勧め、近くに住むため	6
親の介護・世話の為。娘世帯と同居、姉妹と同居	5
生家に帰ってきた、結婚して離れ、また実家にもどる	5
商売をするため、仕事のため	5
被災のためやむなく	4
子どもの学校関係	3
実姉の転勤により。車が入らず坂が多かったので。自分の土地があるので。釣りが趣味で海の近いところ。免許の関係。バリアフリー建築なので。	各1

### Ⅲ 買い物の距離により生じる問題

#### 1 歩いて暮らせる街の範囲－500m～1 km以内

高齢者が歩いて買い物に行ける範囲はどの程度の距離であろうか。

図 2 は清見校区、図 3 は枝光校区の買い物の際の距離と移動手段の関連を示している。図の左側が斜面地、右側が普通の買物の距離、棒グラフは移動に利用する交通手段を示している。これによると距離が短いほど徒歩が多いのは斜面地も普通も同じであるが、斜面地の方が、徒歩は少ない。清見校区と枝光校区を比較すると枝光校区の方が斜面地も普通も徒歩が多いことから、校区による差が認められる。

距離が伸びると交通手段が多様になるが、移動手段は主に公共交通と自家用車である。枝光校区は地域のタクシー会社が専用のタクシー（やまさかジャンボタクシー）を運行しており、これを利用している人はタクシーより多い。斜面地と普通の比較では、清見校区は距離が伸びると自家用車より公共交通が多く、枝光校区では1 km以内でも自家用車が多いという違いが認められる。普通では、清見校区は公共交通より自家用車が多く、枝光校区では両者がほとんど同水準であり、斜面地ほど自家用車が多くない。「店の配達」は清見校区より枝光校区の方がやや多いようである。

このように、同じ斜面地でも条件が異なり、買物の移動手段も変わることを示している。

調査結果から、歩いて暮らせる街は高齢者にとり、5割以上が徒歩で買い物へ行ける範囲は500 m～1 km以内であり、この距離も斜面地などの環境条件により日常生活のバリアとしては大きく変わる。

図2 買物の距離と移動手段（清美校区）

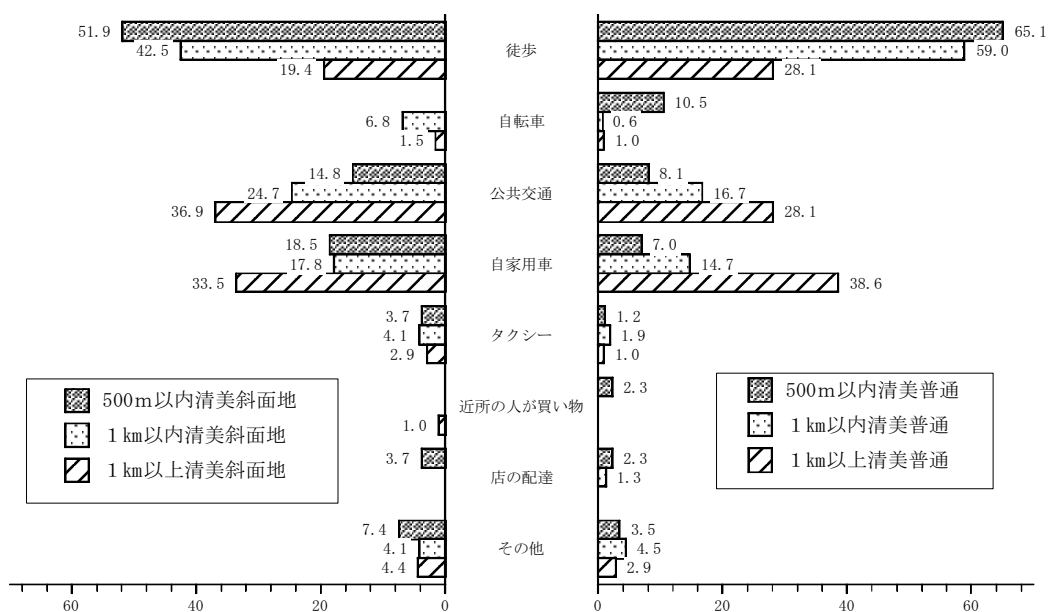
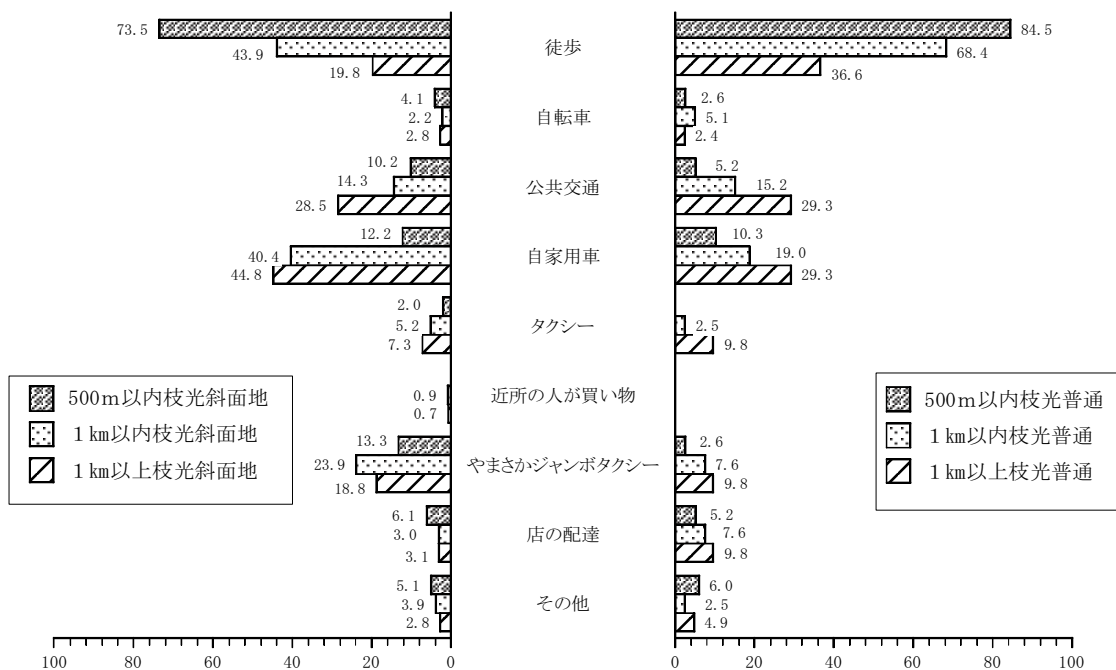


図3 買物の距離と移動手段（枝光校区）



## 2 距離と買い物の頻度－1 km以上で頻度に影響する

距離が遠いことや交通費を必要とする（費用がかかる）のであれば、回数が少なくなるであろう。また、距離は移動手段によっては持ち帰る荷物の量や、費用に影響することになる。持ち帰る量が少なければ、回数を増やすことにもなる。

図4 買物の距離と買物頻度（清美校区）

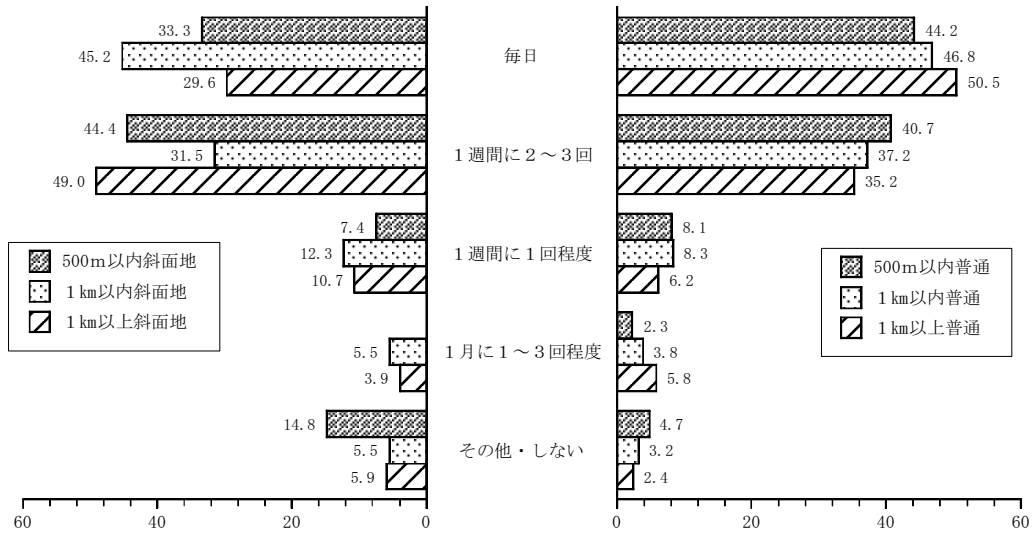


図5 買物の距離と買物頻度（枝光校区）

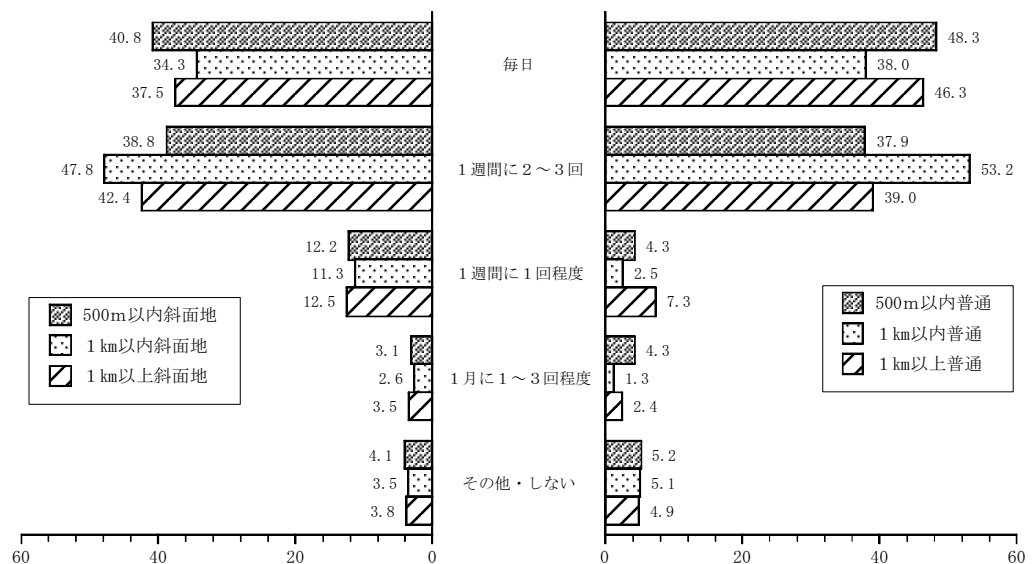


図4～5は清見校区と枝光校区の買物の距離と買物の頻度について示している。これによると、どちらも毎日と週に2～3回が最も多いのであるが、清見校区では普通は距離が遠くなっても毎日買物が多いのに比べて斜面地は500m以内でも週に2～3回が多い。

このように、500メートル以内では斜面地居住とその他居住では「毎日買い物をする」と「その他・買い物をしない」で差が認められる。距離が1 km以内では毎日買物が斜面地でも多いが、

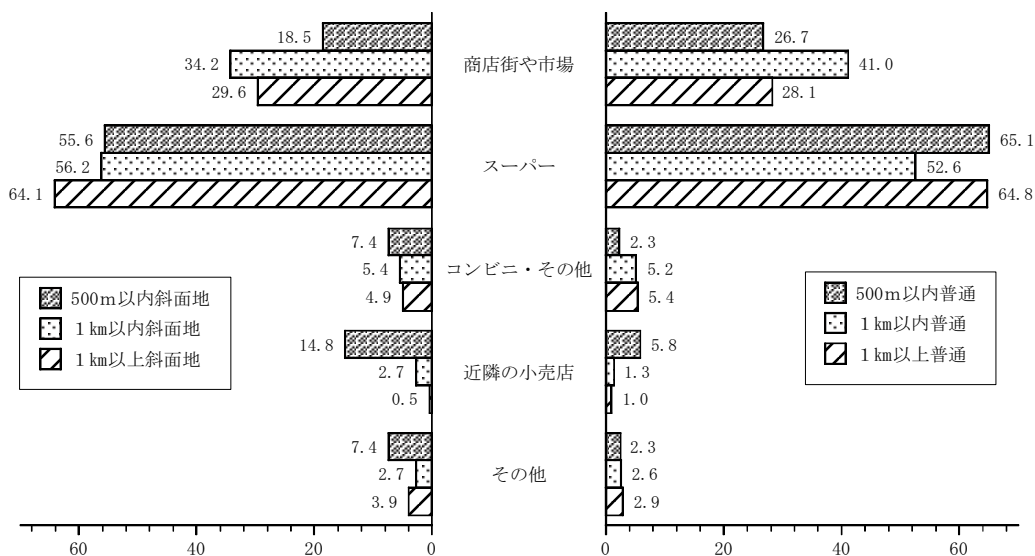
この場合は自家用車など移動手段を持つ可能性を示唆している。距離が1 kmを超えると買物の回数は「週に2～3回」に減少する。普通ではこのような大きな変化は認められないが、回数は「毎日買物」よりも「週に2～3回」の方が少ないなど、斜面地の不便さが示唆されている。枝光校区の斜面地では距離が伸びるに従い「週に2～3回」が増加する傾向があるが、「週に1回程度」という回答が距離関係なく多いなど、距離が買物に影響していることを示唆している。普通では、「毎日買物」と「週に2～3回」が同水準であるが、距離が1 km以内が「週に2～3回」と多いのは移動手段や家族構成が要因と考えられる。「週に1回程度」は普通よりも斜面地の方が多い。

このように、距離の違いと移動手段は買い物の頻度に少なからず影響している。また、同居家族の有無で買い物の移動手段が変わり、それにより頻度が異なることも推測できる。

### 3 距離と買い物の場所

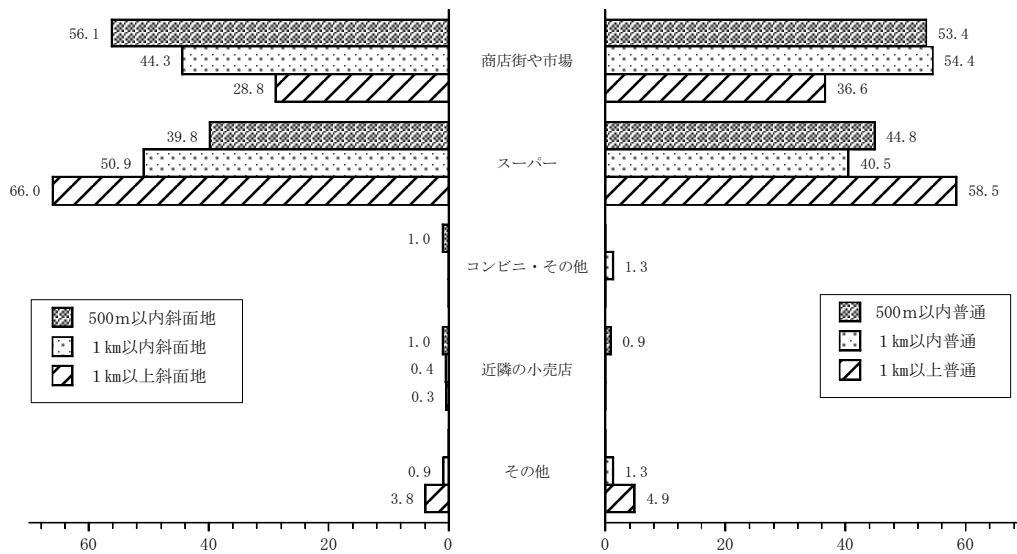
距離より買物場所が左右されると仮定したが、結果は逆であった。図6、7が示していることは、斜面地も普通も1 km以内では近くにある店を利用しているが1 kmを超えるとどちらもほとんど同じ種類の店を利用する傾向である。買い物のしやすさや好みが反映しているようで、近い方が買い物の場所となりやすい一方で、配達等のサービスが得られることや、なじみの店であることなどとともに、好みにより商店街やスーパーなどが選ばれるようである。

図6 買物の距離と場所（清美校区）



このように、斜面地も普通も1 km以内では近くにある店を利用しているが、1 kmを超えるとどちらもほとんど同じ種類の店を利用している。買い物のしやすさや好みが反映していると思われる。

図7 買物の距離と場所（枝光校区）



このように、同様の距離に商店街や市場、スーパーやコンビニ、小売店があった場合の消費者の買い物行動と選好度では、1 km以上の場合はスーパーを6割、商店街や市場を3割が利用する(品数の違い)。1 km以内になると、近い方を利用する可能性が高まる。

#### 4 買い物で困ること

図8～9は買い物で困ることに関する問への回答結果を示しているが、普通ではどちらも距離が短いほど「困ることはない」と回答した人が多く、500m以内では7割近くが回答した。斜面地では500m以内でも「困ることがない」は3割程度であり、坂道、階段や段差に困る人が4～5割以上である。

買物の距離が1 km以内、1 km以上と伸びるに従い、坂道や段差に「距離が遠い」が増加する。枝光校区では、距離が遠くなるに従い、坂道や階段が多いと回答した人が増加していることは、買物の距離が遠くなるほど、坂道や階段の負担感が増大することを示唆している。同じ坂道や階段でも長い距離の中では負担感が増すことが分かる。

このように、普通に比べて斜面地では買い物が近くても坂道や階段が障害となっていることが分かり、1 km以内では、斜面地では距離と坂道や階段・段差を障害として意識する人が増加する。普通も距離や坂道や階段・段差を意識する人が増えるが、この距離では斜面地の「困ることはない」が約2割前後に減少するのに対して、普通は約5～6割程度への減少に止まっている。

1 km以上では、清美校区では距離が障害として最も意識されるが、枝光校区の普通ではそれほどでもない一方で、坂道や階段・段差が障壁として意識される。「困ることはない」と回答した人は斜面地が約1割、普通は約3～4割で、斜面地の9割近くの人が距離、坂道、階段・段差を障壁と意識している。

ここで示唆していることは、距離が遠くなるほど坂道や段差の障壁としての負担感がますますである。

図8 買物の距離と買物で困ること（清美校区）

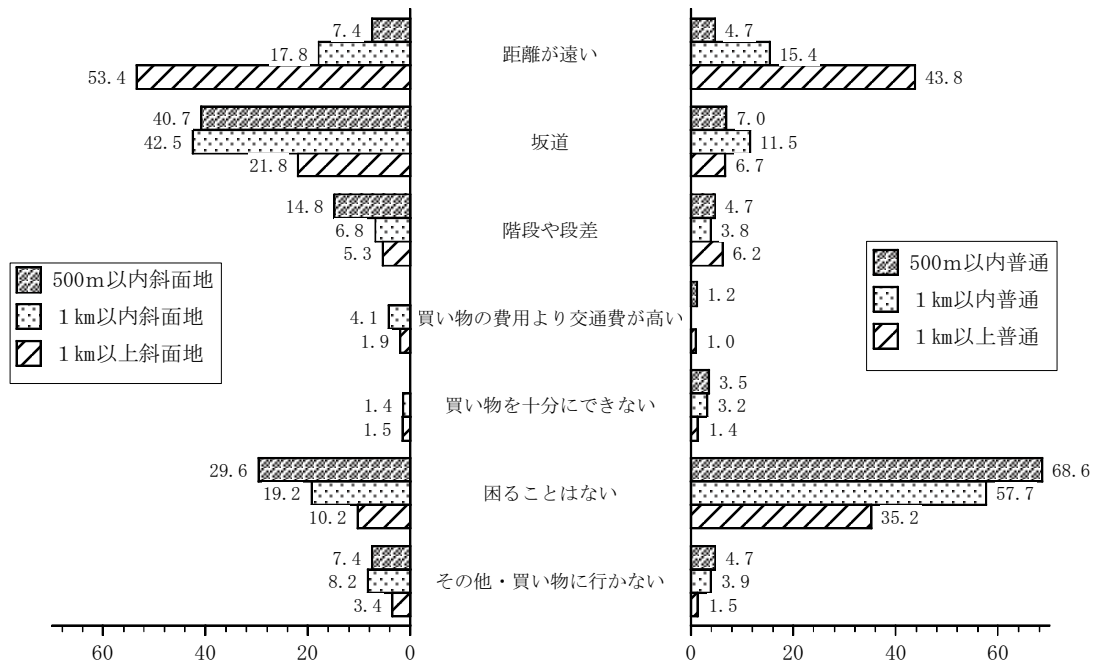
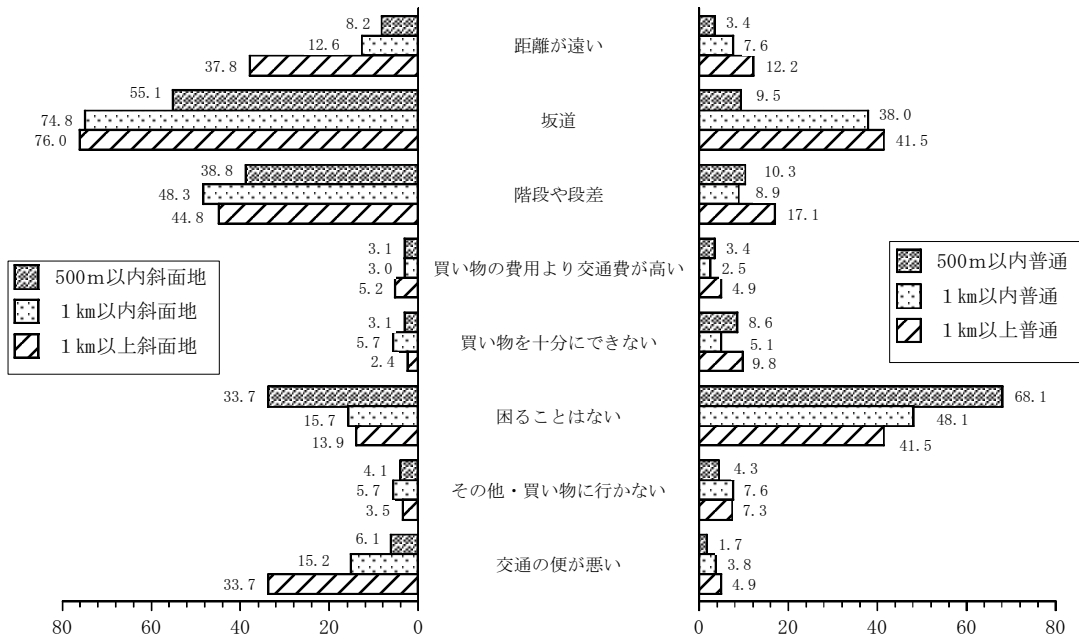


図9 買物の距離と買物で困ること（枝光校区）



## IV 近所の人との関係

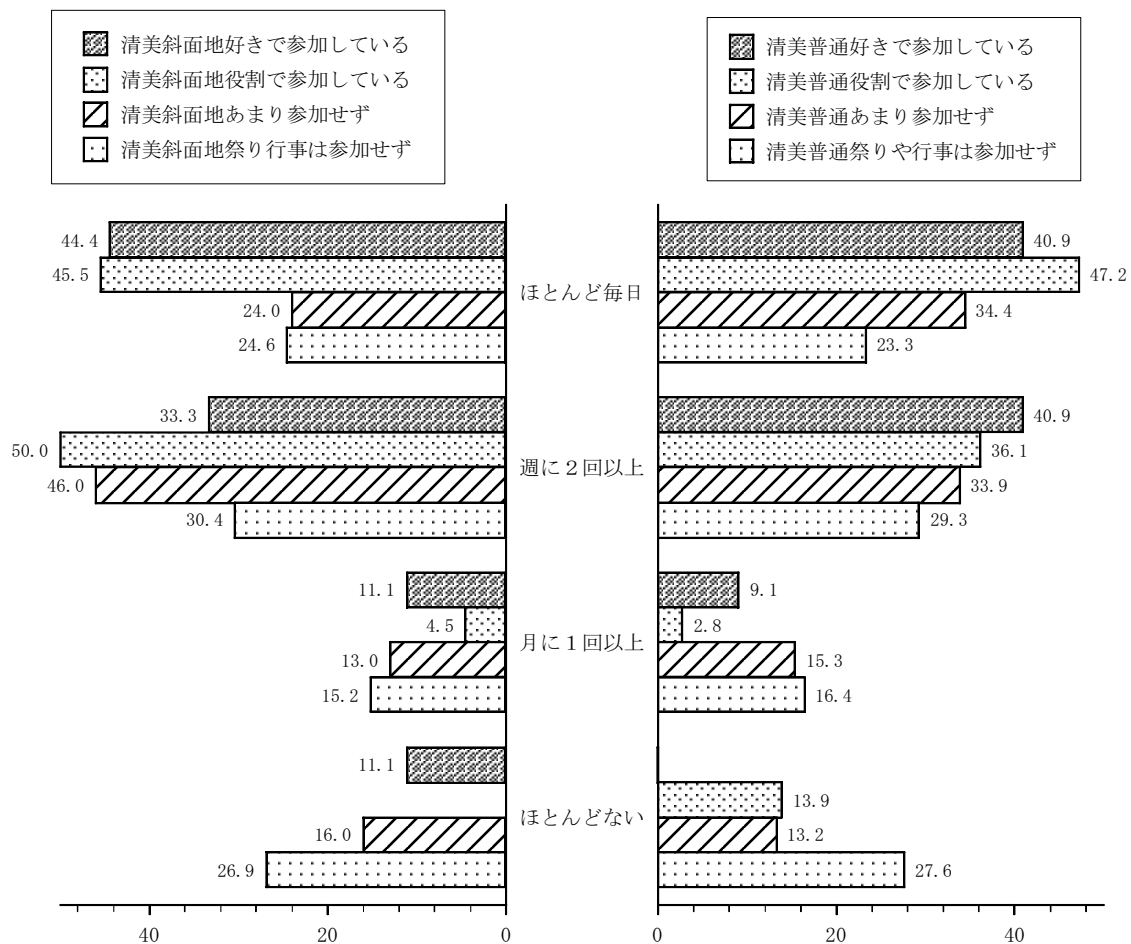
### 1 地域の祭や行事への参加と近所の人との会話の頻度の関係

近所の人との関係での仮説は、「斜面地などの生活に困ることが多いと思われる環境であれば、近所の人との関係は親密であろう」である。この視点から回答結果を見ると、必ずしも仮説を肯定する結果が得られたとは言えない。

図10、11には地域の祭や行事への参加と近所の人との会話の頻度についての回答を示した。これが仮説を検証する資料とはなり得ないが、祭や行事へ参加している（「好きで参加」「楽しんで参加」「役割で参加」）方が、近所の人との会話の頻度は高いことが分かる。

しかし、「週に2～3回（図では2回以上）」の頻度では「あまり参加していない」人も「参加している」人と大差がない。ただし、枝光校区では、同じく参加していても「楽しんで参加」している人と「役割やつき合いで参加」している人の間では会話の頻度に差が認められる。また、「参加していない」人では「会話がほとんどない」が顕著に多い。

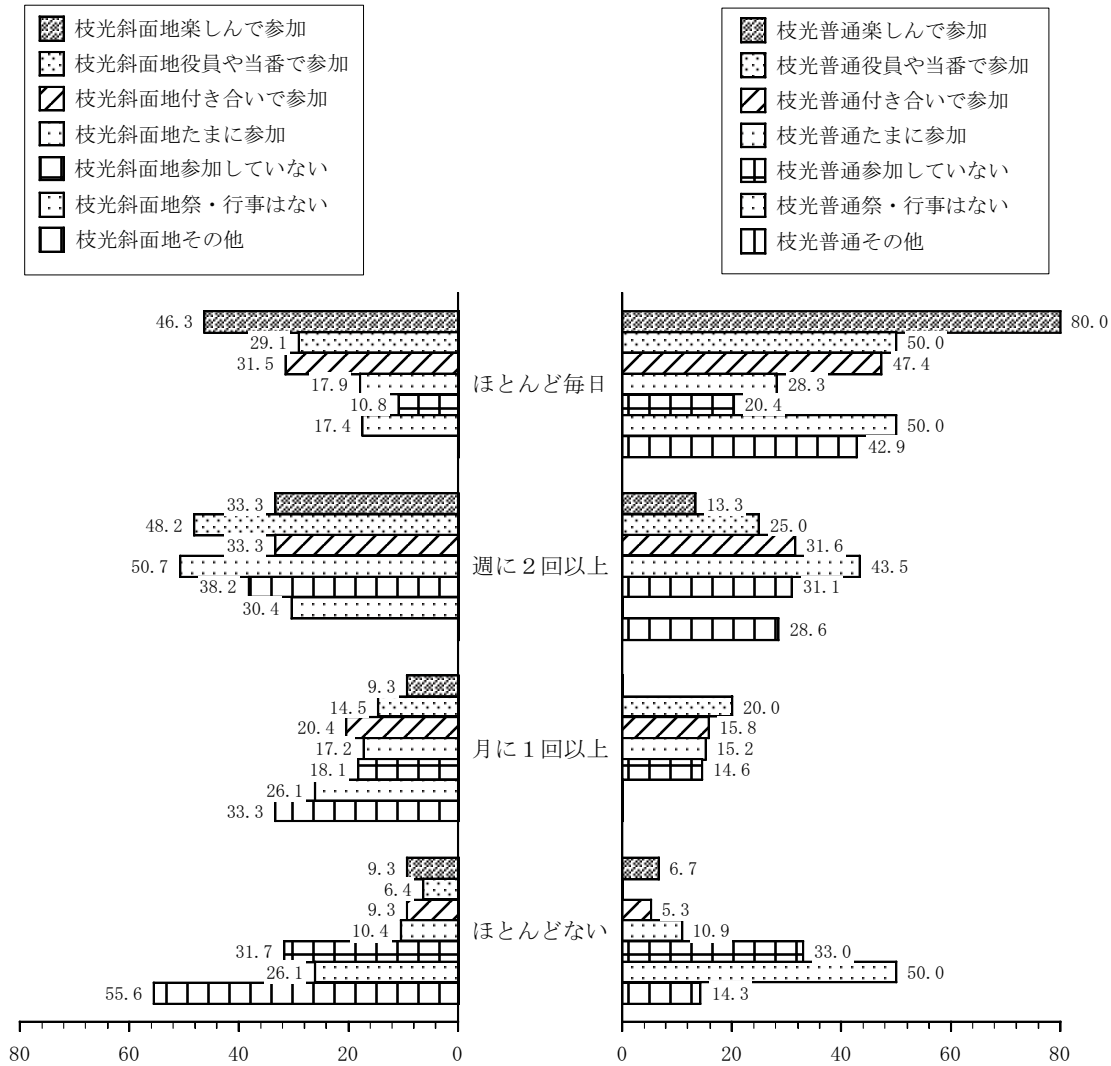
図10 祭や行事への参加と近所の人との会話の頻度（清美校区）





このように清美校区と枝光校区では多少の地域差が認められる。斜面地や普通の地域との比較での差は僅かながら、斜面地の会話の頻度が高い傾向は認められるものの、大差がないようである。

図11 祭や行事への参加と近所の人との会話の頻度（枝光校区）



## 2 地域の祭や行事への参加と近所の人とのつき合い方

会話が多くても浅い関係はあり得るため、以下ではつき合いの内容を確認した。結果は図12、13に示す通り、「挨拶や立ち話程度」が最も多いつきあい方であるが、続いては「家事や些細な用事、相談や物のやりとり」が多い。特に枝光校区では、複数回答であるが、これが顕著に多い回答である。また、地域の祭や行事に「参加している・いない」による差が顕著なものも枝光校区である。清美校区では「挨拶や立ち話程度」では差が認められず、「家事や些細な用事、相談や物のやりとり」で地域の祭や行事に参加している人の方が多く行われているという回答を得たが、枝光校区では「挨拶や立ち話程度」は地域の祭や行事に参加していない方が多く、「家事や些細な用事、相談や物のやりとり」では地域の祭や行事に参加していない方が多いという結果が得られた。地域の祭や行事に参加している方が、近所の人とより親密なつき合いをしており、参

加していない人は浅い関係が多いということを示唆している。このように地域差は認められるが、斜面地と普通という居住環境による明確な差は認められない。仮説の検証は別の視点から行う必要がある。

図12 祭や行事への参加と近所の人とのつきあい方（清美校区）

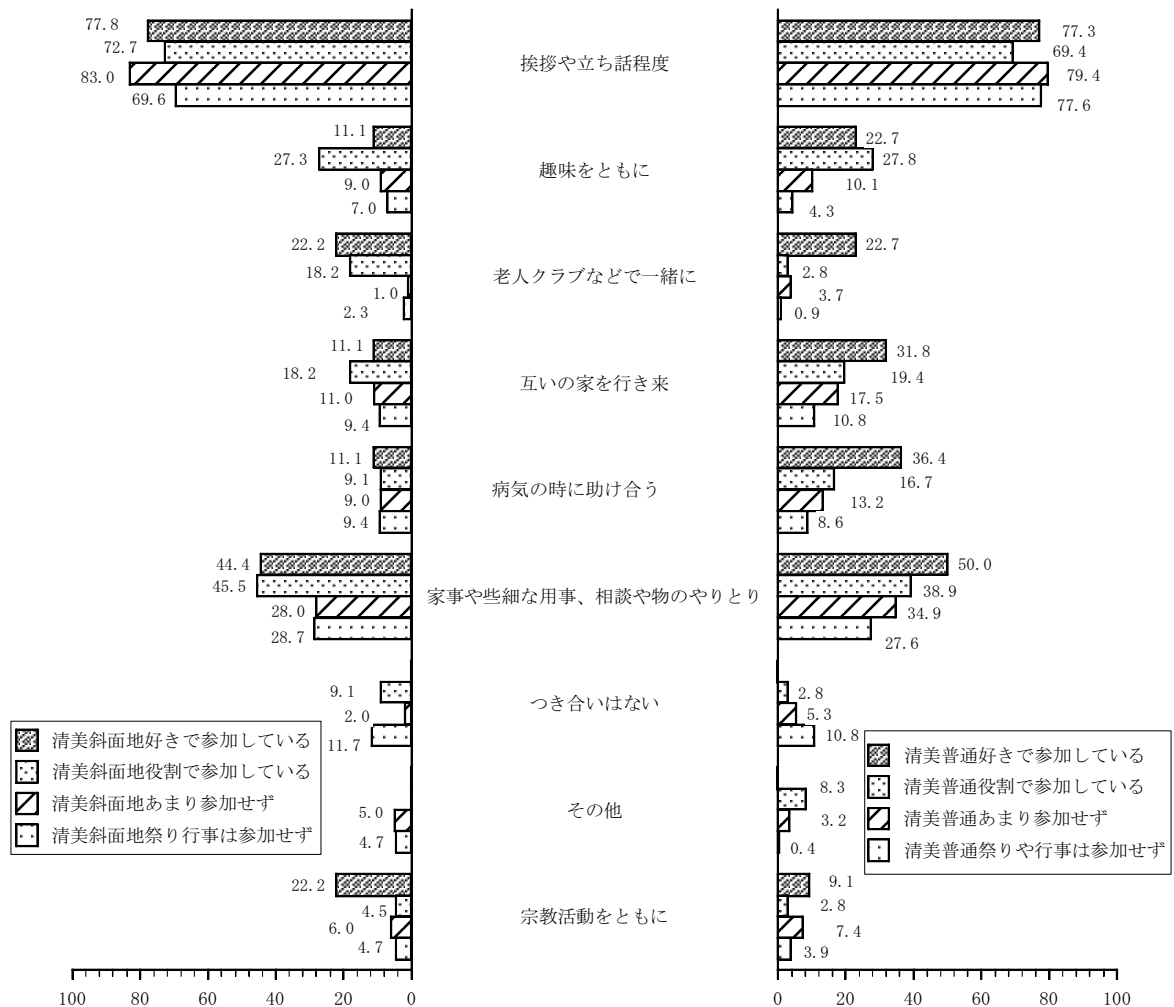
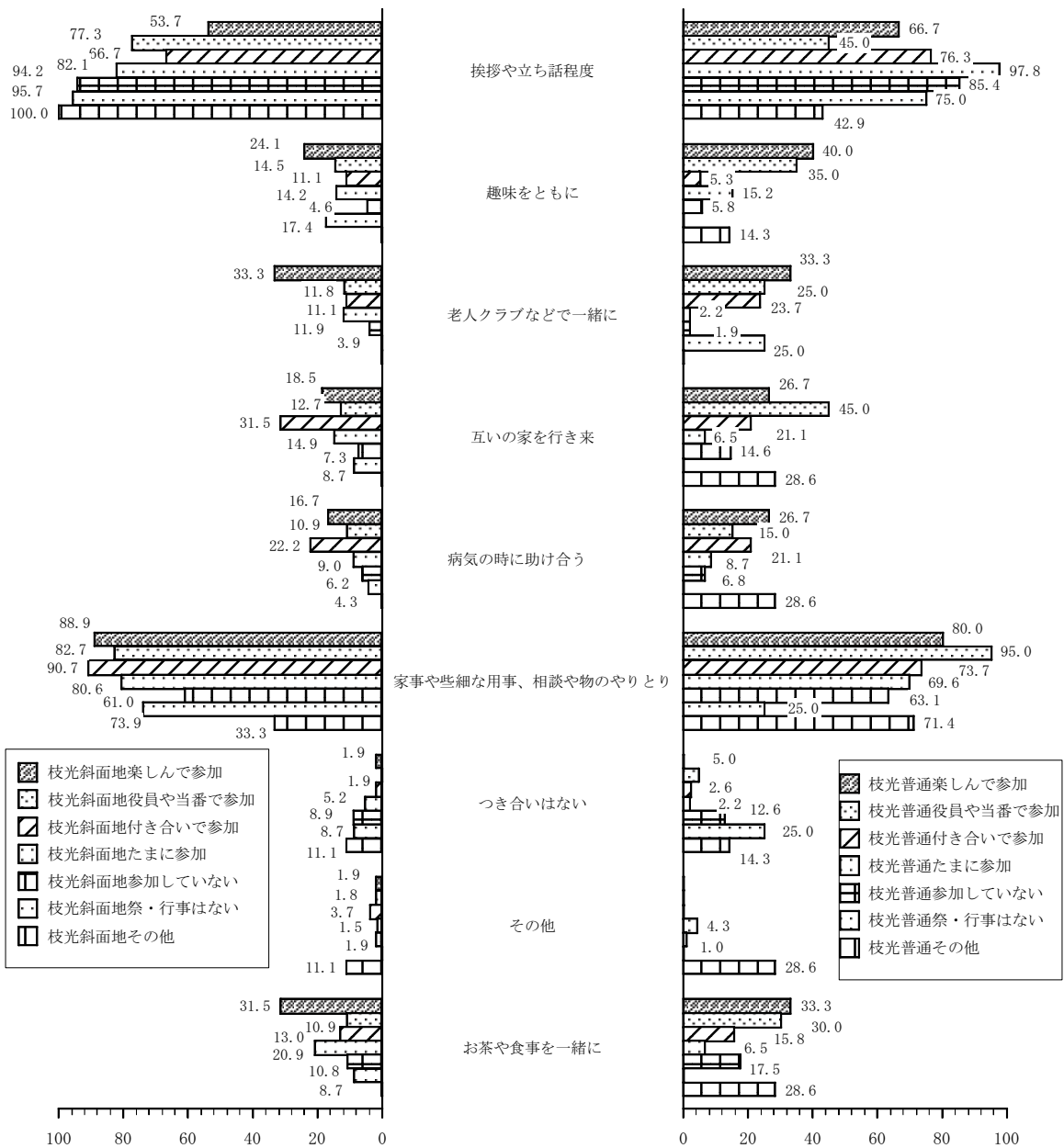


図13 祭や行事への参加と近所の人とのつきあい方（枝光校区）



### 3 近所の人との会話の頻度と付き合い方

図14、15には近所の人との会話の頻度とつきあい方の関連を示した（清美校区と枝光校区では選択肢が異なり、枝光校区の方が回答選択肢をより細かくして質問している）。図12、13ではこれをまとめて示しているが、ここでは質問のまま示している。これによると、全体として見ると、会話の頻度が高いほど親密な付き合いが多いといえる。この結果から、地域の祭や行事への参加は会話の頻度を高め、付き合いの親密度を高めるように見える。しかし、視点を変えると、社交性等のパーソナリティも考慮しなければならない。

会話と近所の人とのつきあい方の関係については、枝光校区が顕著に特徴を示しているように見えるために、これに着目して少し詳細に見ると、会話の頻度が高いほど、挨拶や立ち話し程度が減少し、物のやりとり（図中では「物の提供」）が顕著に増加する傾向がある。この傾向は清

美校区にも認められる。しかし、物のやりとりは儀礼的な面も多く含むために、これが増加しても親密なつき合いとはいえない。「互いの家を行き来する」や「お茶や食事を一緒にする」「相談事をする」等が重なって親密なつき合いといえるかもしれない。このように見ると、会話の頻度が高い方が、これらのつきあい方でも顕著に多いことが図は示しており、この点でも、地域の祭や行事への参加は会話の頻度を高め、つき合いの親密度を高めるように見える。ただし、会話の頻度が高いから祭や行事に参加するという逆も成り立つために、どちらが主たる要因とは明言できない。

図14 会話の頻度と近所の人とのつきあい方（清美校区）

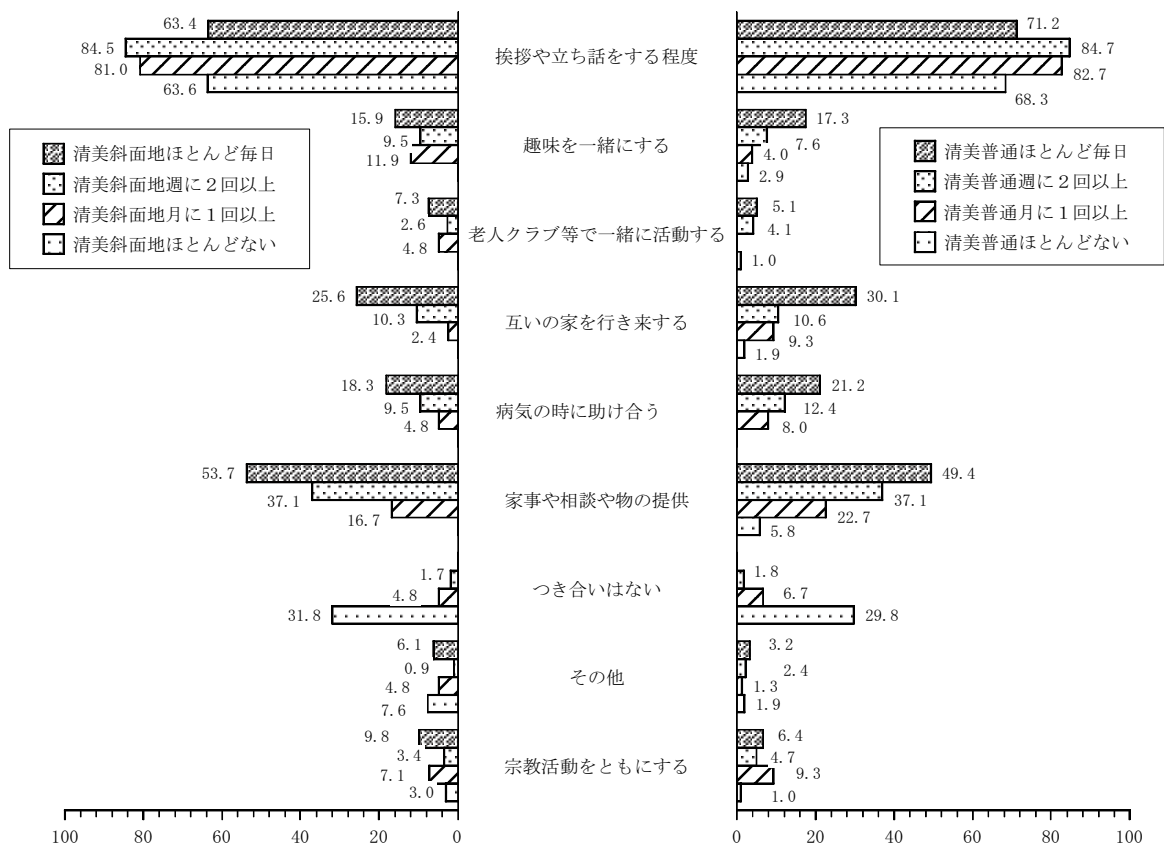
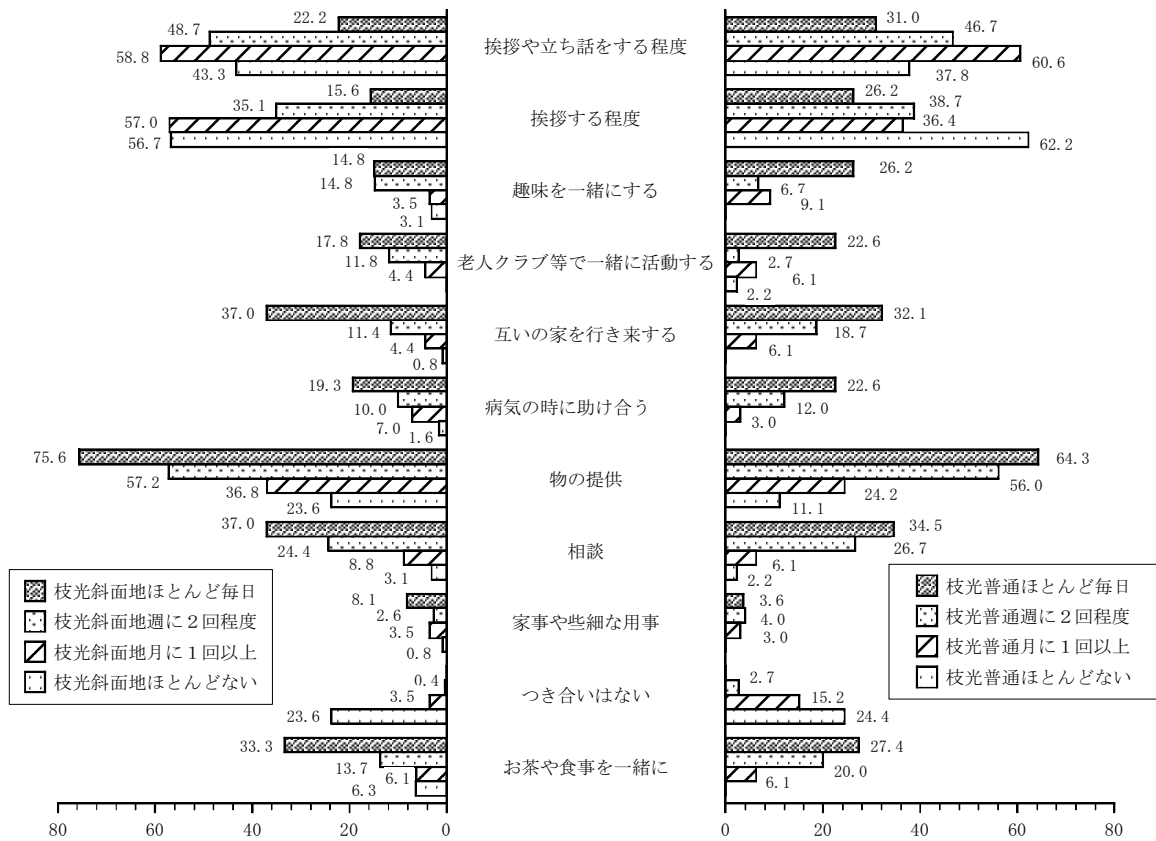


図15 会話の頻度と近所の人とのつきあい方（枝光校区）



他者との付き合いは近所の人との付き合いばかりではないので、会話や行き来、物のやりとり以外の、電話や手紙、メールなどによる非面接的付き合いの有無を尋ねたが、その結果が表5である。

表5 近所の人との会話の頻度と電話やメール、手紙のやりとりの関連（清美校区）

	直接会って話をしたり、行動をとる方が多い	会うよりも電話やメール、手紙でのやりとりのほうが多い	電話やメール、手紙は必要な時だけする	ほとんどしない
ほとんど毎日	50.0	9.7	23.9	11.3
週に2回以上	38.8	13.6	30.1	12.2
月に1回以上	26.5	10.3	41.0	17.9
ほとんどない	5.9	7.6	33.5	51.2
無回答	13.6	6.8	18.6	6.8

表5によると、会話の頻度が多いほど、直接会う関係が多いのであるが、会話の頻度が月1回程度やほとんどない人も、必要なときは電話やメール、手紙を利用していることが分かる。ただし、必要なときだけであり、積極的に多用している様子はない。

#### 4 生活環境の違いによる近所の人とのつき合いについて

斜面地は生活環境として坂道・段差の他に距離が普通の地域に比べてより大きな障壁となることが分かった。そのため、普通の地域と比べて近所の人との間にはより親密な相互の支援をしていると仮定したのであるが、つき合いが親密いと推測できる内容に大きな差は認められなかった。

考えられる理由は

- ① 助け合わねばならないほどに大きな問題はない。
- ② 家族がいるために近所の人の手助けを必要としない。

などである。

高齢者の多くが口にするのは、「家族がしてくれる」である。他者の世話にはなりたくないという意識の表れであるが、このような意識を超えるほどの問題が多くは起こらないのであろう。「家族同様のつき合い」といわれる「家事や些細な用事、相談」を斜面地・普通の両方の居住地域に会話の頻度が多い人では3～5割の人が行っている。

このような関係は居住環境に関連なく行われることを示している。つまり、居住地域の環境により、近所の人とのつき合いが大きく変わる訳ではないことを示している。

#### 5 社会関係の項目数と居住地域の関連

相互の助け合いとして15項目をあげて、「手助けをした」「手助けをしてもらった」を回答してもらった。その結果を「した」「してもらった」に1点、この両方の場合に2点を配点し、その平均値を算出して、手助けの項目数とした。平均値が高いほど手助け（「手助けをした」「手助けをしてもらった」）の項目数が多いことになる。

ただし、この平均値は「手助けをした」「手助けをしてもらった」回数の平均ではない。その意味では平均値が高いことは手助けを「した」「してもらった」項目が多いことを示すにすぎず、回数でもなくどの程度の手助けをしたかの質でもない。平均してどの位の種類の手助けをしたり・してもらっているかを示すにすぎない。

このような意味を持つ表6の平均値を見ると、斜面地の方が、普通よりも高い数値を示している。社会関係の質的な側面や回数をこれにより説明はできないが、手助けの種類は斜面地居住の方が多いことを示している。

表6 手助けの種類数の平均数（清美校区）

居住地域	平均値
斜面地居住	2.85
普通居住	2.47
全体	2.61

## V 人的資源としての家族

居住環境としては人的資源も加えることができる。つまり、高齢者の場合は同居している子どもの有無、近隣の助け合いの有無等である。以下では世帯構成別に買物や外出頻度について比較した。

### 1 居住環境、性別と世帯構成の違い

世帯構成を示した表7から、清美校区は居住地域による家族構成には大きな違いがない。枝光校区では斜面地の「ひとり暮らし」が少なく、「夫婦のみ」「同居世帯」が多い。また、清美校区の斜面地と普通地域や枝光校区の斜面地の「同居世帯」が3割未満や約3割であるから、図2、3の1km以上の買い物には、高齢者自身の自家用車運転を含むと分かる。

表7 性別と世帯構成

			合計	一人暮らし	夫婦のみ	その他の世帯	
清見校区	性別	男性	306	38	189	79	
			100.0	12.4	61.8	25.8	
	女性	560	214	189	156		
		100.0	38.2	33.8	27.9		
居住地域	斜面地	324	89	144	91		
		100.0	27.5	44.4	28.1		
	普通	546	163	235	144		
		100.0	29.9	43.0	26.4		
			合計	一人暮らし	夫婦のみ	同居世帯・その他	無回答
枝光校区	性別	男性	434	61	236	133	4
			100.0	14.1	54.4	30.6	0.9
		女性	606	268	122	205	11
			100.0	44.2	20.1	33.8	1.8
	居住地域	無回答	11	—	2	—	9
			100.0	—	18.2	—	81.8
		斜面地	681	194	248	227	12
			100.0	28.5	36.4	33.3	1.8
普通	254	92	80	75	7		
	100.0	36.2	31.5	29.5	2.8		
無回答	116	43	32	36	5		
	100.0	37.1	27.6	31.0	4.3		

表7は性別による世帯構成も示しているが、女性の方が一人暮らしと子どもとの同居が多い。男性は夫婦のみの世帯が多い。このため、買い物には女性のほうが多く問題を抱えているであろうことを推測できる。

## 2 世帯構成と外出頻度の違い

図16、17は世帯構成別の外出頻度を示している。「毎日外出」では、斜面地、普通のどちらも「ひとり暮らし」の外出頻度が少ないのが分かるが、斜面地の方がさらに少ないことは坂道・階段が障壁となっていると推測できる。

図16 世帯構成と外出頻度（清美校区）

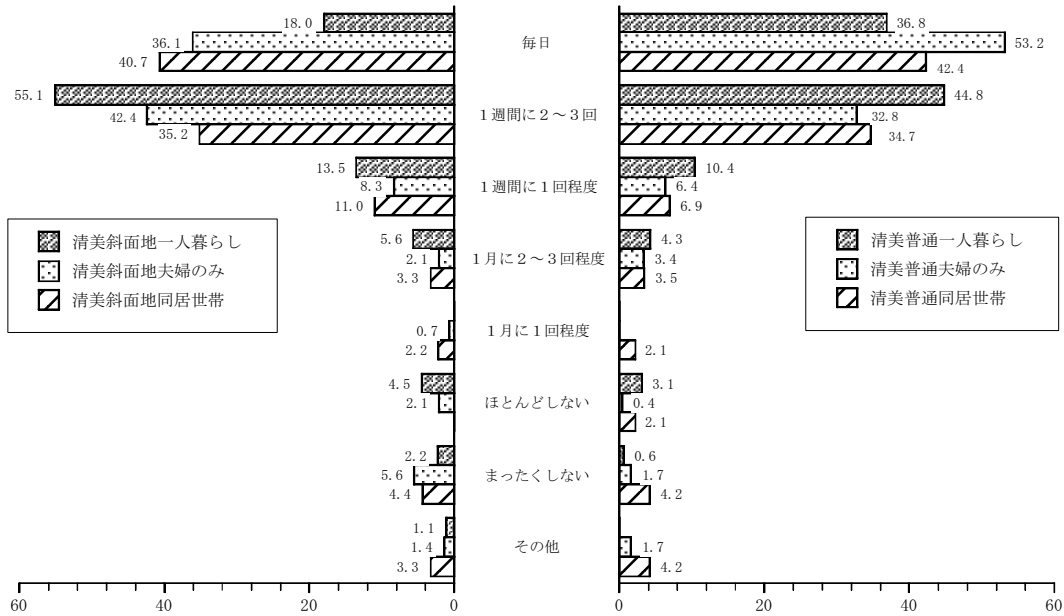
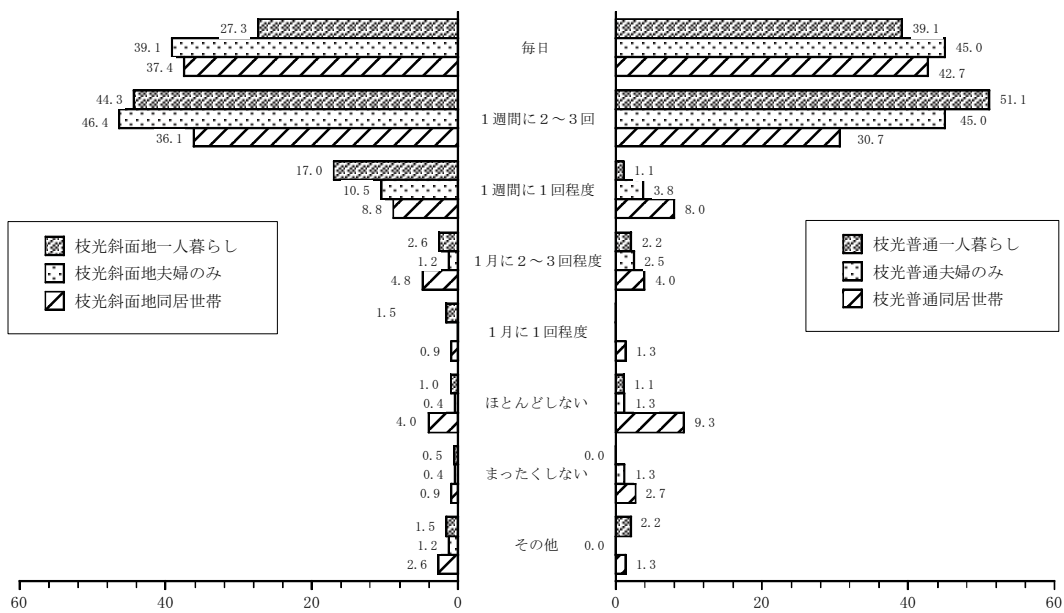


図17 世帯構成と外出頻度（枝光校区）





### 3 世帯構成と買物の距離による外出頻度の違い

図18、19は世帯構成別の買物の距離（500m以内）と頻度の関係を示している。「毎日買物」では、斜面地、普通のどちらも「ひとり暮らし」の買物頻度が少ないのが分かるが、斜面地の方がさらに少ない。ただし、枝光校区では清美校区ほどに大きな差はない。

図18 世帯構成と買物距離と頻度（500m以内清美校区）

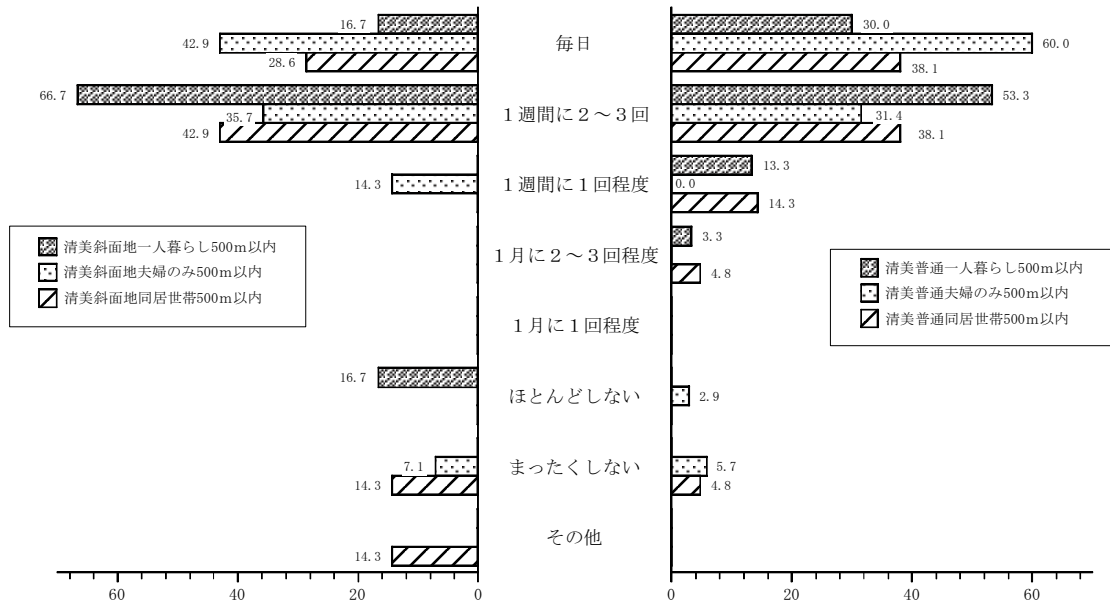


図19 世帯構成と買物距離と頻度（500m以内枝光校区）

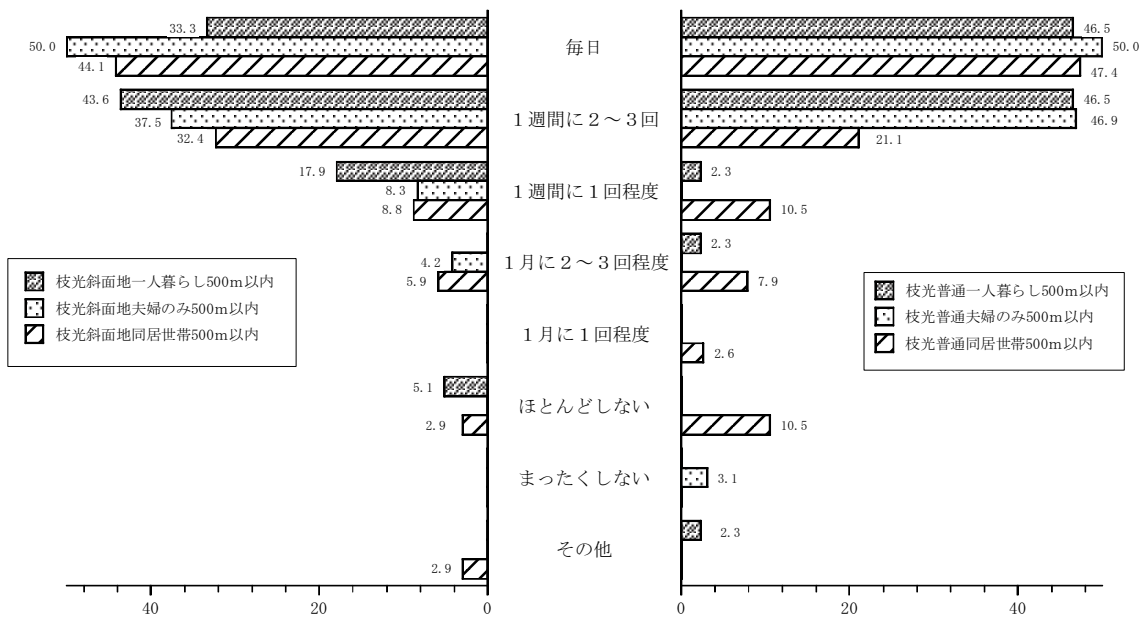


図20、21は世帯構成別の買物の距離（1 km以内）と頻度の関係を示している。「毎日買物」は距離の影響で、どの世帯構成でも減少するが、枝光校区の減少が顕著である。斜面地、普通のどちらも「ひとり暮らし」の買物頻度が少ないのが分かるが、買物の距離が500m以内ほどの差は認められない。

図20 世帯構成と買物距離と頻度（1 km以内清美校区）

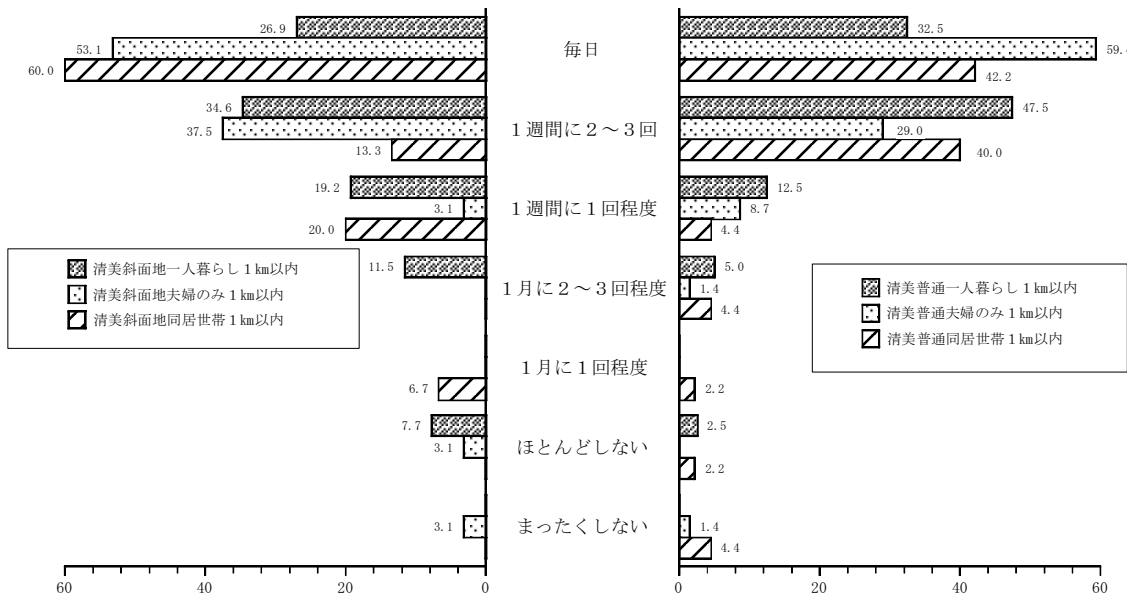


図21 世帯構成と買物距離と頻度（1 km以内枝光校区）

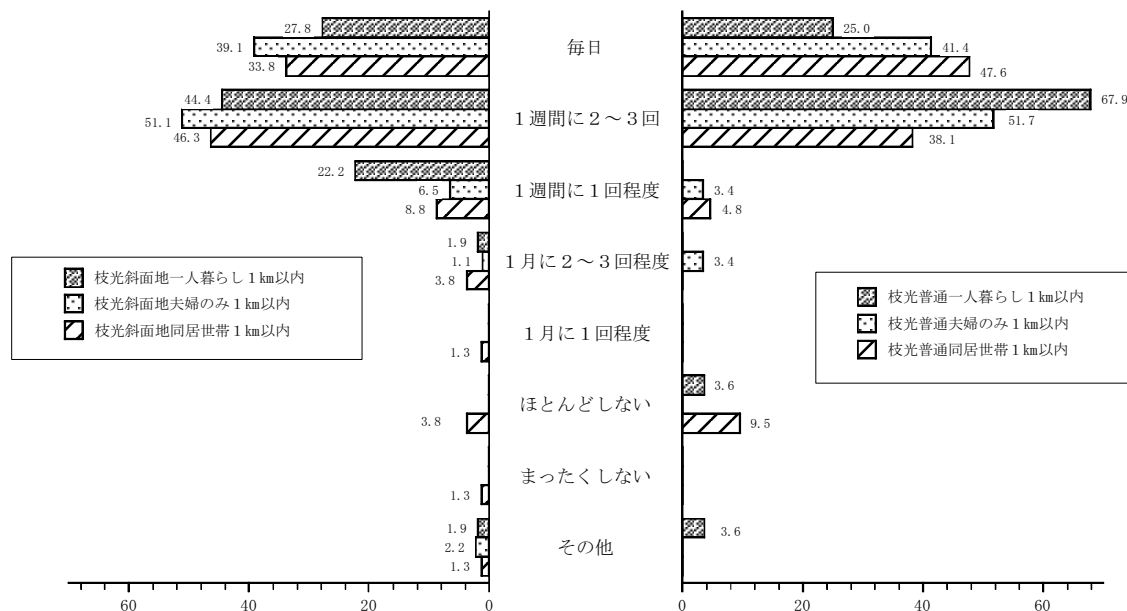


図22、23は世帯構成別の買物の距離（1 km以上）と頻度の関係を示している。「毎日買物」は距離の影響で、どの世帯構成でも減少し、特に斜面地の減少が著しい。さらに、斜面地、普通のどちらも「ひとり暮らし」の買物頻度が少ないのが分かるが、清美校区の「ひとり暮らし」の買物頻度が顕著に少ないことが分かる。

図22 世帯構成と買物距離と頻度（1 km以上清美校区）

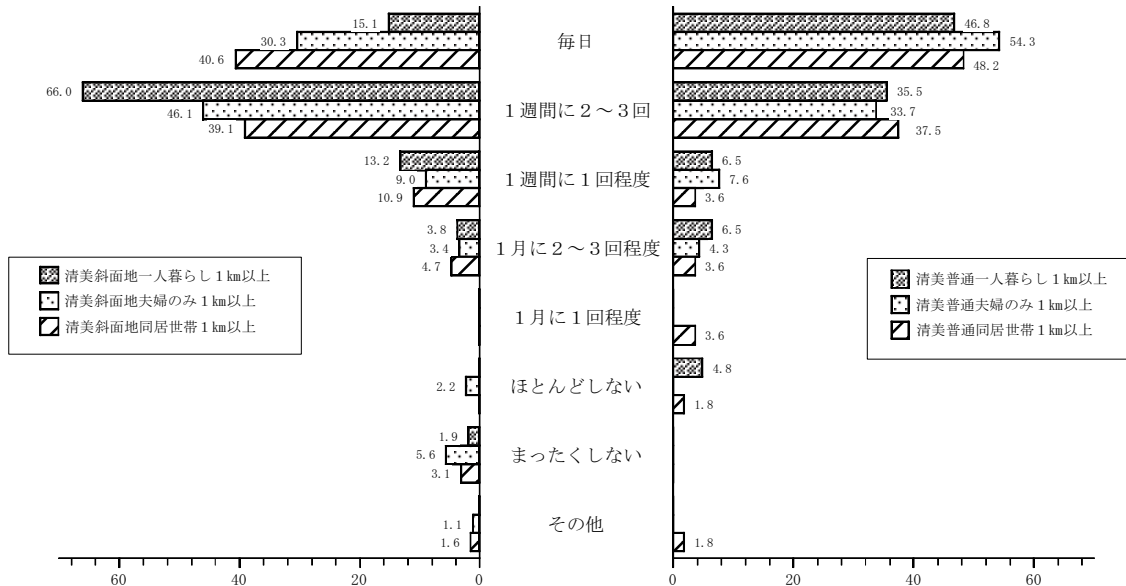
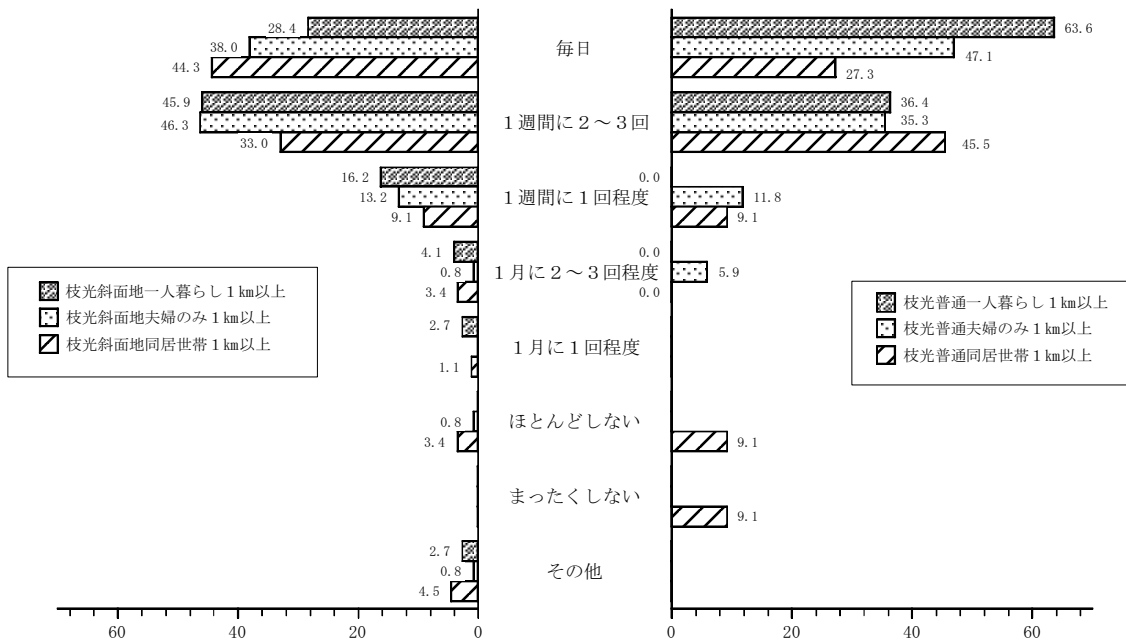


図23 世帯構成と買物距離と頻度（1 km以上枝光校区）



#### 4 世帯構成と近所の人とのつき合い方

世帯構成別に見た場合の近所の人とのつき合い方は、図24、25のとおり、大きな差は認められないが、「同居世帯」の方が近所の人とのつき合いは少ない傾向がある。

図24 世帯構成と近所の人とのつきあい方（清美校区）

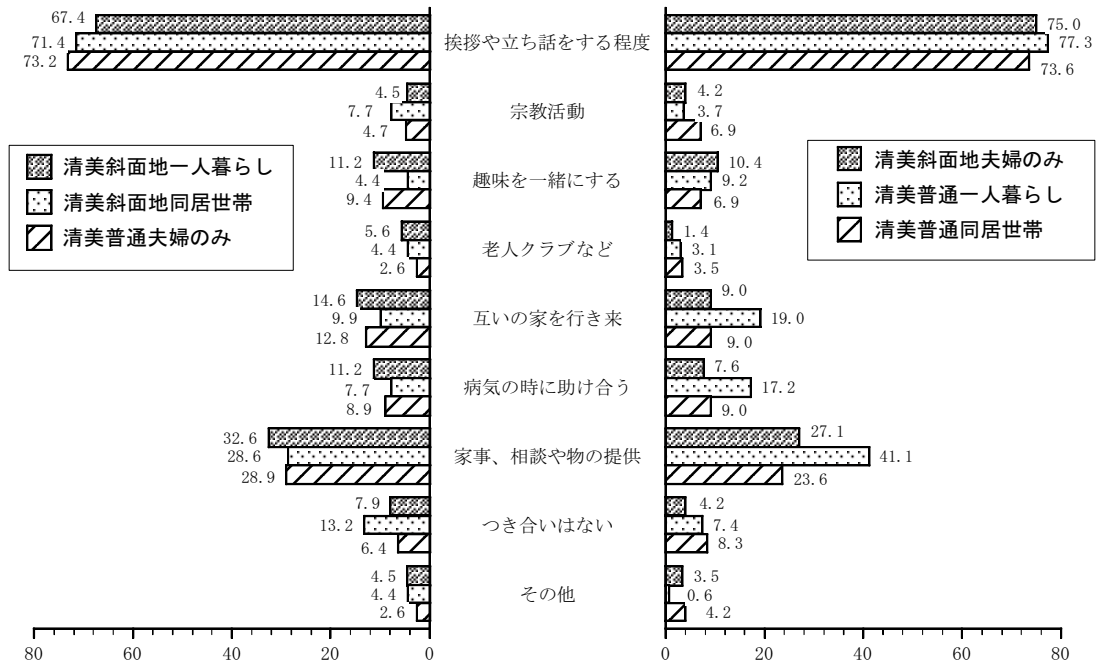
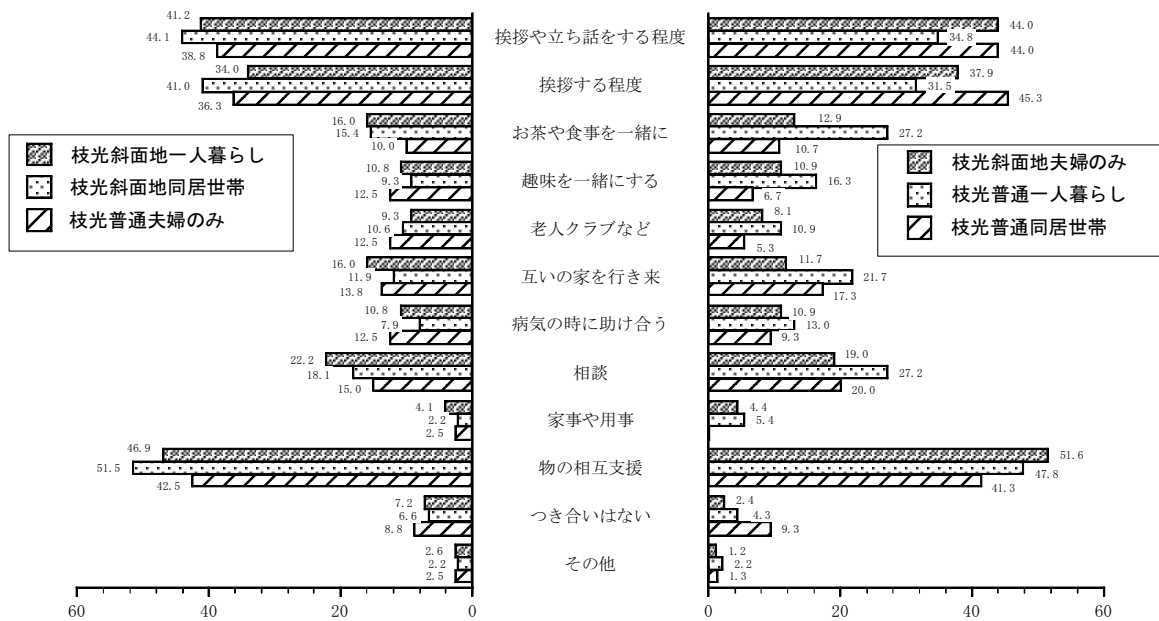


図25 世帯構成と近所の人とのつきあい方（枝光校区）



## 5 近所の人との相互支援を必要と感ずること

図26は枝光校区の近所との相互支援を必要と感ずることへの回答を示している。図のとおり、夫婦のみが多様なことに回答が多く、一人暮らしの回答が少ない。このことは一人暮らしが日常生活で近所との相互支援の必要性を感ずることが少ないことを示している。同居世帯の場合は家族がいることで、近所の人との相互の支援の必要性を感ずないと推測できる。

図26 世帯構成と近所の人との相互支援を必要と感ずること（枝光校区）

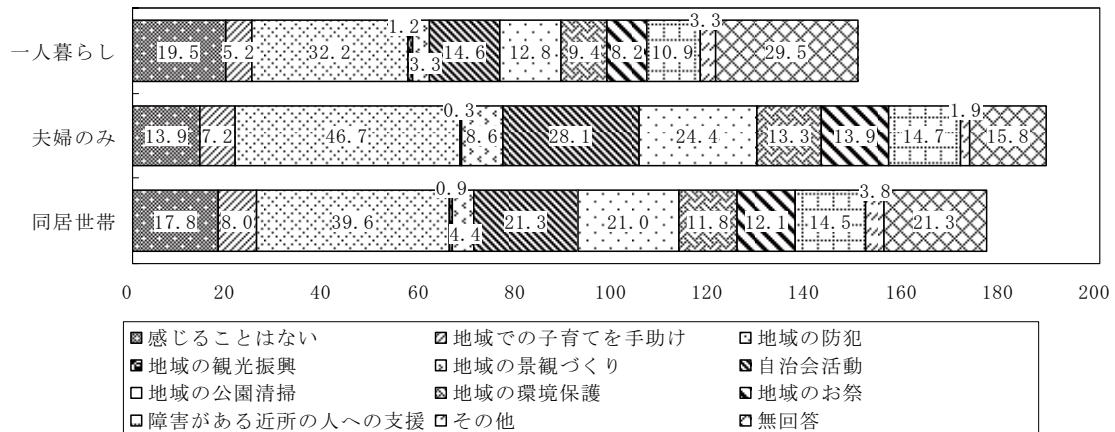
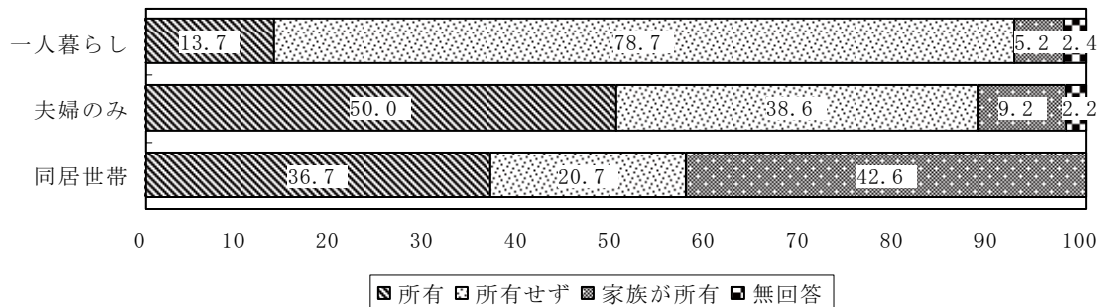


図27 世帯構成と自家用車の所有（枝光校区）



買物などの外出に影響する自家用車の所有は、図27のとおり、一人暮らしが約8割所有せず、同居世帯では家族所有を含め約8割が所有している。夫婦のみでは半数が所有している。このことが買物の頻度や距離に影響していると思われる。

枝光校区の通称「やまさかジャンボタクシー」は14人乗りと9人乗りで運行されている。タクシーといっても、運賃1回150円で、日の出ルートは午前8時40分に枝光本町商店街を始発として日の出町一丁目、枝光市民センター前等を経由して枝光本町商店街前へ戻る19の停留所を設けた地域巡回タクシーである。時間帯により1時間に1～3本、1日19便運行されている。最終便は18時10分枝光本町商店街発である。日の出ルートの他に枝光ルート（7便）、荒手ルート（21便）、山王ルート（12便）、山王・藤見ルート（3便）がある。山王・藤見ルートや枝光ルートは運行時間帯が昼前後に限定されている。

## VI 仮説の検討及び、結果の考察

### 1 仮説の検討

前述した仮説は、坂道や段差が多い地域の高齢者は、①徒歩で行ける買物の距離が短い、②移動手段では自家用車よりも公共交通機関が多い、③買物の頻度が少ない、④買物が十分にできない、⑤近隣の人と相互の支援が活発、である。

①の仮説、徒歩で行ける買物の距離が短いに関しては、③の仮説、買物の頻度が少ないとともに仮説を肯定する結果であった。一人暮らしの場合はさらに距離も短くなり、回数も少なくなる傾向がある。ただし、買物は利用する店との距離に左右される面もある。

②の仮説、移動手段では自家用車よりも公共交通機関が多いに関しては、自家用車の有無により左右され、公共交通機関と自家用車が同程度か自家用車の方が多いという結果である。このことに関しては図27に示したとおり、自家用車の所有率が低い一人暮らしの場合は、徒歩で行ける範囲に買物が限定されるか、公共交通機関を利用するであろうと推測できる。

④と⑤の仮説、買物が十分にできない、近隣の人と相互の支援が活発に関しては両者とも仮説は否定された。近隣の人と相互の支援という社会関係に関連して言及すれば、高齢者は友人との趣味活動やボランティア活動志向が強いというのは、ネットワークが友人や地域外にあり、居住地域内への関与には関心が向かず近隣の人と相互関係には負に働くことになる。そのために活発に活動し自立的生活を志向すればするほど、居住地域内の相互の助け合いには逆機能となる可能性がある。地域行事に参加しない人が7～8割を占めるのは、地域外での活動が活発なことを示唆しているのかも知れない。

### 2 結果の考察

調査結果から分かることは、距離が障壁として意識される比率から見て、歩いて買物に行ける範囲は1 km以内であるが、これも年齢や環境条件、世帯構成により変化する。

坂道は斜面地に生活している人のみならず、普通の地域に生活している人にとっても障壁として意識されている。しかし、このために近所の人との付き合いが特に活発というわけではなく、影響は見られない。このことは、近所の人と相互に支援し合うほどの問題が日常生活では多くないことを示唆しており、さらには家族がいれば家族で解決できる程度の問題であると思われる。一人暮らしの場合も近所の人との相互支援を必要とは思っていないことから、同様のことがいえる。

近所の人との関係については、パーソナリティの側面も考慮する必要があるために断定はできないが、自治会・町内会の役員などで、行事にやむなく参加していても、近所の人との付き合いは親密になる傾向が認められた。共同作業をすることが、近所の人との付き合いの深まりに寄与することが窺える。

ここまで、斜面地に生活する等の環境条件による高齢者の生活の困難さの違いを見てきたのであるが、高齢者は生活の困難が多くても斜面地から降りてはこない場合が普通である。高齢者のライフスタイルからも、住み慣れた土地を簡単には離れない。このため、居住地域の近くに社会資源を増やすことが重要なようである（転居の条件で最も多かった回答は「スーパーが近い」である）。

幸福な高齢期や成熟したパーソナリティの必要条件は健康・経済・社会関係とされる。斜面地に居住する高齢者のこの必要条件が有効となるためには、「スーパーが近い」という回答が得られたとおり、他の条件もストレスレスへと近づける必要がある。

しかし、必要条件であるから、これらを充足しても必ずしも幸福に至るとは限らない。高年者、高齢者は自立志向（自分の力で生きていたい、人や物の世話になりたくない）や生涯現役志向（経験を活かしたい）が強く、同情されたくないという意識や自分の時間を楽しみたいという意識も強い。このような幸福のための十分条件ともいえる条件を充足することや買い物に伴う毎日のストレスの逡減と自分時間の確保のために、社会の質（QOS）を高める必要がある。社会の質を高めるためのこまめな対応の実現が個人や地域での生活の質（QOL）に帰結する。特に配慮が必要なのは、斜面地で生活する一人暮らし高齢者である。女性が多い一人暮らし高齢者は自家用車の所有率が低く、買物を含めた移動が困難な人が多い。こまめな対応から地域での生活の質の確保のための基本的条件を検討し社会の質を高める必要がある。

## 公民協働に関するヒアリング調査報告

岩丸 明江・小川 真一・山崎 克明

- 1 今次の調査について
- 2 調査結果の分析
  - ① 分析の視角
  - ② なぜ協働事業に取り組み、どのような効果があったのか—協働の目的と効果
  - ③ 協働が成立するためには何が必要か—協働の前提条件
  - ④ 「協働」とは何か
- 3 課題と提言
- 4 資料編
  - ① 調査依頼文
  - ② 調査項目
  - ③ ヒアリング団体と協働の形態

### 1 今次の調査について

市民と行政との協働が語られるようになって久しい。北九州市においても2009年に策定された基本構想・基本計画『「元気発信！北九州」プラン』では「市民と行政との協働」がまちづくりのキー・コンセプトとして謳われ、2011年の地域福祉計画『北九州市の地域福祉2011～2020』でも協働が地域福祉のまちづくりの方法として重要な位置を占めている。このように、北九州市においても「協働」は、いまやまちづくりの主要な方法として登場するに至っている。

そこで、わたしたちは、北九州市における公民協働（行政と市民との協働）の現状（実態）と課題をできるだけ正確に把握することが喫緊の課題であると考えた。今回、「公民協働に関するヒアリング調査」を実施した所以である。

本調査は、北九州市において行政各部署と市民活動団体（以下、団体あるいはNPOと記す）とが協働して地域づくりを進めていく上で有効な協働環境を醸成するため、各団体の協働経験について聞き取りを行い、協働の実態と協働についての考え方、課題の抽出を行い、よりよい協働環境を創出するために必要な方策について提言することを目的として、北九州市立大学都市政策研究所地域づくり研究会と北九州NPO研究交流会協働研究部会の合同事業として実施したものである。

本調査の対象は、2009年に北九州市総務市民局が行った協働事業に関する調査に「行政との協働経験がある」と回答した市民活動団体128団体に対してヒアリング調査への協力依頼文書を送付し、応諾の回答のあった37団体の中から日程調整が可能であった26団体であった。

調査は2010年8月から12月にかけて、対象団体のヒアリング対応者に対して事前に「調査項目」（資料編参照）を送り、それを基にヒアリング調査（メモ＋録音）を実施した。ヒアリングの時



間は1団体概ね50～90分であった。今回の調査にあたって快くご協力いただいた市民活動団体の方々に心よりお礼申し上げます。

## 2 調査結果の分析

### ① 分析の視角

調査に先立ち、わたしたちは「協働」について2つのことを確認した。その1つは、「協働とは異なるセクターや機関や団体やグループが、それぞれの自立性と対等性を尊重しつつ、共通の目的ないし目標を達成するために協力して行動すること」と、協働を構造・機能的に把握するとともに、過程として捉え、その成立条件として過程における双方の対等性と過程の共有を措定することである。ここで協働過程の共有とは、「目的・目標の共有」+「情報の共有」+「意思(政策)形成過程の共有」+「実施過程の管理の共有」+「成果に対する評価の共有」を意味する。

第2に、協働過程の共有における行政の役割は、何よりもまず、協働事業を遂行するに当たっての市民活動団体の活動の環境を整備することであり、次いで、可能な限り協働の各段階に参加することである。ここに環境の整備とは、協働のための法制度の整備ないし制度設計から資金(補助金等)や場所の提供に至る活動のサポート体制の整備を意味する。

わたしたちは、こうした協働過程を通して行政側とNPO側との相互学習が可能となり、この学習過程によって信頼関係が形成され、相乗効果が発揮されると考える。

以下、わたしたちは、協働の構造・機能と過程並びにそこにおける行政の役割を以上のように措定した上で、データ(ヒアリング結果の記録)を分析する。なおヒアリング結果の引用文中の[ ]は文意をより正確に伝えるために補ったものである。

### ② なぜ協働事業に取り組み、どのような効果があったのか — 協働の目的と効果

#### 1) 団体の社会的信用と活動の社会的認知

NPO法人などの市民活動団体が、行政と協働する目的としてまず挙げたのは、団体の信用が、そして活動の社会的認知が、得られやすいという点であった。

その第1は行政による団体の認知である。「協働することでこちらが何をやっているかを知ってくれるので次につながる。そこでの評価があって、あ、お宅はよく名前を聞いています、とか話が先に進めやすい」、「よかったのは、ひとつは最初のころは[自分たちの団体のことを]知ってもらえたこと。各区役所の保健師さんが気づききっかけになって。こちらも行政を知る機会になった」といった発言がこれである。

第2は団体とその活動の社会的認知効果である。「変な団体と思われなため」、「信頼が得やすい。行政が入るとお話をもっていくやすい」、「行政の人も協力してくれてるんです、というのはひとつ大きかったのではないかと思います。……会長さんも行政の方とお知り合いも多い方なので、そういうところでは『問題ない団体ですよ』とわかりやすく伝えられたのではないかな、と思います」、「市も認めているんだと思われ、安心感がある。関わってもらえる人の信用を得やすい」、「自分たちの所属しているものが社会的なものとして認知される」、「社会に役立っているということで会員がやる気を出す」などの声がこれである。

そしてそれは、当然のことながら、協働の結果として得られた効果としても明らかになる。「団体でいえばなんだかんだいっても行政の仕事はお金にはならないですが、実績にはなりますね」

という回答や、「行政と一緒にやっていると信用度が高まるというか、『行政と共催です』という市民センターなんかでもスッと動いてもらえる」、「行政が後押ししてくれている、一緒に共同歩調をとろうとしてくれているというところが一つ皆さんの安心感に繋がっているのかなと思うところはある」といった発言がこれである。さらには、「役所が関わってくださったら外部的評価も違うし、……新聞社が取り上げてくださったり」といったPR面での効果を挙げた団体もあった。

## 2) 行政資源の活用

協働の目的の第2は、協働することによってNPOがさまざまな行政資源を活用できることである。

その第1は資金的資源である。「補助金が出ているので」、「資金的にも応援してもらえる」、「資金面で、協働してよかった」といった回答がこれである。「コーディネーターのクオリティの維持も大切ですし、活動充実のために経費もかかります。そのような支援をしっかりとしてくれたらよい」と述べた団体もあった。

また、「自ら送迎事業を行うので、それに行政として支援してくれないかとお願ひしたところ、様々な経緯を経て、通院介護事業を行う障害者小規模共同作業所として認可を受けることとなり、北九州市から助成金をいただけることとなりました」と答えた団体もあった。障害児者支援活動は多額の活動費を要する事業であるため、行政の多面的な支援を欠かせないが、中でも資金面での支援は重要であろう。

逆に、NPOの自立と尊厳の立場から、行政の資金に依存することの行き過ぎを批判する声もあった。「お金があるのに行政に協力を求めようとするのは問題。中身のある協働を深めていきたい」という回答がこれである。

第2は場（活動場所）の資源である。それは「会場費がタダ」で使える、さらには「市が優先して[活動の]場所の確保をしてくれる」、「区役所など（普通は貸さない）会場を貸していただく」、「市民センターなどを利用できています」などの声に表現される。

第3は広報媒体である。「市政だよりを広報に使える」、「市民センターなどにチラシを置いてもらえる」、「サポートセンターにファックスを送ればインターネットで広報してくれる」、「こういうことをやっているという広報活動がかなりプラスになっている」、「ボランティアを募集する際にも、市の広報誌を利用できる」、「市政だよりを使って、セミナーの受講者を募集できた」といった声にこのことが示されている。

第4は行政の有する情報である。それには「わからないことを教えていただける」、「どこでどういうことが進みつつあるかを教えていただける」という回答や、「北九州市内にどのような団体があって、どういったニーズがあるのか、私たちにはわかりませんでした。要するに[必要なところに物品を]配布することができなかつたのです」が市の情報提供によってそれが可能になったと回答したNPOがこれである。なお、活動の根拠を、「県の環境政策に基づく研修が必要」だからと、行政政策に求めた団体の場合もここに含めておいてよいであろう。もっとも、この団体の場合は、行政と協働するNPOというより、行政の下請け団体といった性格が強いように思われる。

行政の提供する情報はあまり役に立たないという意見もあった。

今まで行政側が提示されている一律[の情報]ではレベルが低い。[日々の活動の前提となる]情報は日進月歩で、そういう情報をとっていくという作業は[行政より]わたしたちの方が持っている。……行政は一律にやってください、わたしたちは個々の部分に取り組んでいながら情報を取っていく。

第5は人的資源の活用である。ある団体は「最新の行政活動に関して担当部署から説明を受けることで、カリキュラムの作成の参考にしています。もう一つは、実際にその担当者に講師依頼をして講義を行っていただくことで、より質の高い講義内容を確保できるようになっています」と答えた。この事例は、講座内容が行政ペースになりうる危険をはらんでいるように見受けられる。また、「人材不足。市も人がどんどん減っているので[かつては]人手が出せたのが[今では]出せなくなっている。結構ぎりぎりで行っている。同じ事業量なのに人が少なくて」と述べた団体の場合は、人材を行政に依存しすぎているように見受けられる。これらの事例は、NPOの自立性と行政資源の活用との間には微妙な関係があることを示している。

その点、「セミナーを実施するだけではなくて、より関係性がもてるようにということでミーティングを入れ」、そこに看護師・保健師・助産師などの専門行政職員に参加してもらい、情報交換をする。さらに「その過程を[行政担当者に]見てもらう。過程を共有してもらう。6回の講座のお母さん方の変化を見てもらう」と語ったNPOの、協働における両者の役割についてのバランス感覚には見るべきものがあるといえる。

なお、「私たちにとって幸運だったのが、障害福祉課の当時の課長さんが厚労省から来られた方で、身内に〇〇の患者がいたので、とても理解していただけて、前例のない……を認可していただくなど、積極的に応援していただきました」と語った団体もあった。

NPOが活用できる行政資源として、さらに第6に、協働による活動の機会を挙げることができる。「啓発デーの取り組みなどを皆様にお知らせできる機会」であるとか「意見などを言える機会を持たせていただいている」といった発言、さらにはより具体的に、「北九州市への……予算要望もここ数年出させていただいているが、そういった要望に対する回答もいただいている。それによって少しずつ整備されてきているとの実感を持つこともできるし、どこまで進んでいるかもわかる。要望を出せば市の方もそういうことが必要だったのかと明確に分かるし、どういう方向で、ということも描きやすくなるのだと思う」という発言に、これを見ることができる。

### 3) 行政の技法の習得・スキルアップとエンパワメント

NPOが行政と協働した結果得られたものとして挙げられたものの1つに、行政技法の習得やスキルアップがある。「文書の作成技術などを学んだ」、「事務作業するスキルアップ。企画書を書くとか、対企業とか市民センターとかの、慣れという面ではスキルアップになっているかもしれません」、あるいは「行政とのつきあい方、関わり方を身につけていけたんじゃないか」、「事業に携わることで力をつけられた。セミナーに関わることで、自らも勉強できる」、「スタッフについても、その都度教えたりするので、できる人たちは少なからず増えていきますね」などという回答が、これである。このように、協働による技能の習得・活用の範囲は広い。さらに、あるNPOが「これ[行政の作成したアンケート]は……とても効果的な質問だと思うので活用したいということで、その様式を変えて評価表みたいのをつくった。そういう意味ではこの視点を

知ったので、介護保険のサービスの評価にも生かそうという契機にもなったし、実際にそれを活用した」と述べたように、NPOの「行政のノウハウを生かすなど」の意欲は強い。

なお、その前段階として、「行政とつきあって、こんなもんだとわかったのがよかった」と語った団体もあった。この発言は素朴ではあるが、行政との協働にとってはその前段階の認識として重要であると考えられる。

#### 4) 活動の支援

行政との協働の目的として、上記のさまざまなこともさることながら、「行政には資金ではなく、事業を実施する環境を提供していただくことが大切」という声や、「具体的な行動に対して支援してもらいたい」という声もあった。また、「われわれが手を出せないところも支援してくれる」、「こちらだけでは困難なことを手伝ってくれる」といった声や、「新しい指導者に外部からきてもらう。行政から紹介があって知らない先生を知ることができる」と語る団体や、協働の効果について「単体では出会えなかった地域の人に出会えた」と語ったNPOもあった。この発言は、行政による市民活動の環境整備の重要性を示している。

専門家が活動に協力し、その結果として提供するサービスの質的改善ができたという団体もあった。「セミナーに臨床心理士が入って観察し、1回目と6回目に必ずアンケートをとってこの方がどのような変化があったのかを数値として出していただくようになっている。なので、不安感の高い親子にも有効だったということが結果として評価の数字が出ている」と語ったNPOの場合がこれである。

また、利用者が増大した、あるいは新たな利用者が確保できたと答えた団体もあった。「これまでの市民活動の中で年間受けていた、持ち込まれた内容と、今の実際の件数を比べると、もう破格の差。市民活動だけでは十分に抱え切れなかったものが、ずいぶん皆さんに期待され、また周知できたというところは大きかったのかなあと思う」という団体、および、「気になる親子をつないでいただく」ことができた、「協働したからこそ不安感の高いお母さん方を集められて新たなことにチャレンジできている」と述べたNPOの例がこれである。

行政の支援が足りないという声もあった。例えば、

事業を遂行していく上で、今まで個別の人々やネットワーク同士をつないでいくことができました。優秀な人材があると活動が促進されますが、それを支える仕組みがないと、その人の思いだけでミッションが終わってしまい、広域連携にはなり得ないと思います。……市民がやりやすい環境をいかに行政側が用意するかがとても大切だと思っています。「行政側がうまくのせたら、木にでも登る」のがボランティアやっている人ならわかる心情だと思います。そうしないと長続きしないでしょう。市民の気持ちを落とすようなことをしてほしくないです。

次の発言も同旨である。

高齢者の活動に対してもっと理解と支援をしてほしいです。余談ではありますが、講座を進めるうちに、受講者の半数以上が、かなり高価な最新パソコンを購入していきます。……高齢者には、やる気も経済力もある現れだと思っています。まだまだ眠っている力があるのではないかと、それを支援する仕組みがあったらいいなと思っています。

なお、「1団体単独ではできないことについての支援・助言を期待する。また、行政担当者と話し合うことによって行政にできないことを埋められたらと思う」と述べた団体もあったが、これは団体側の行政へのアプローチ努力の問題もあると思われる。

### 5) NPOの先行的活動と行政のニードとの合致

行政とNPOが協働する目的の最後は、行政がNPOの先行的活動を活用することによって、その政策目的を実現しようとするところにある。その1つが次の事例である。

まだ「ひきこもり」の概念そのものが確立されていないで、行政の方もどういうところが中心になって、どのようなことが必要なのかということの全体像がつかめていない状態。……そこで、わたしどもが1991年から不登校がきっかけであったが、その中にひきこもりの生活を続けている方もいらっしゃるということもわかっていたので、そこがつかんでいるものと行政のこれからの支援のありようというものを探っていく中で、何か手掛かりとして始められるものがないかという中で、……〇〇センターの運営をわたしどもが任されている。

同様に、「半分使命感、ウチしかできないことでは？ほかではむずかしいのでは？と思っ」て、協働事業に加わったという団体もあった。

逆にNPOがその先行性を生かして行政を協働に引き入れる事例もある。それが次のケースである。

お子さんが生まれたところには希望があれば[保健師や看護師が]全部訪問するというところになっている。……現場の保健師さんからは家庭訪問の後のフォローアップが電話とかぐらいしかできないとの現場の声も聞いて、わたしたちはこういうセミナーを開催しているんですけども、こういうことが役に立つのではないかと市役所の方にも言ったことがあるが、市役所の方では家庭訪問自体が成果をあげているという評価で、なかなか市全体としては協働というところまで至らなかった。それならどこかの区1つでもいいのでということで、まずは、ちょうど〇〇区に〇さんという係長が……予防ということにとっても関心があったことと、〇〇区役所は規模が小さいので、それなら〇〇区にいつてみたらどうかということで、それまではずっと自分たちの単独の事業として自分たちで公募して開催していたのを、去年おとし初めて〇〇区と共催で開催させていただいた。

その他、「放置自転車問題は行政や商業施設の民間も困っている。官民一体でやらないと解決できない社会的ミッション」であり、「放置自転車ゼロに向けて[行政と当該団体とが]同じ目的・目標を掲げている」ことを協働の理由としてあげた団体もあった。

同様の理解は協働による相乗効果を求める議論にもつながる。あるNPOは「互いが単体でするよりも達成度は高まったと思います」と語った。また行政と協働する過程で活動内容を広げ高めた団体もあった。「地域の人々をつなげた活動にしようと考え、単なる川掃除にとどまるものではなく、社会教育としての活動にシフトチェンジしていったように思います」と語った団体の例がこれである。

なお、あるNPOは、「自分たち[行政]でできないので担当課、部長をはじめNPOを育てようとしている。事業型NPOを育てる環境整備を率先して実施している」と、行政側の事情を分

析して見せた。

以上、NPOの協働への取組みの目的と成果について見てきた。ここから明らかになったことを約言すれば、NPOは一方でお行政依存に傾くおそれを持ちつつも、徐々に「行政を使いこなす術」を習得しつつあると言ってよいであろう。

### ③ 協働が成立するためには何が必要か — 協働の前提条件

NPO側はどのような状況があれば行政との協働が成立すると考えているのか。この点についての答えをヒアリングの結果から抽出してみよう。

#### 1) 行政側の政策・情報の把握

ある団体は、協働が成り立つためには「行政の政策が何なのかをこちらが知ることがとても重要であると思う。行政側にどのような政策があるかを市民の側が知ること、情報収集が必要である」と答えた。

#### 2) 目的・目標の合致・共有

多くの団体は、行政側との目標の合致・共有を挙げた。「何のためにやるのかを共有する」、「行政の求めるものとマッチングしないと協働にならない」、「わたしたちがやるべきものと市がやるべきことが合致している」といった答えがこれである。この点があるNPOはより詳しく以下のように述べた。

行政もNPOも出発点は理念、問題点、課題。そこをきちんと共有することが課題。財政的に安上がりとかそういうところからスタートするのもかもしれないけど、実際はそもそも何の問題があるのか、スタートのところをきちんとやるべきではないかな。

具体の事例としては、「このセミナーが、保健師さんたちの課題、家庭訪問の後どうしていったらよいだろうかという課題とマッチングしたというので、初めて事業が協働として受け入れていただいた。……わたしたちのセミナーの趣旨を理解していただき、向こうもできることは全部協力をしますという態勢で関わっていただいた」と答えたNPOや、「団体の目的が環境保全の啓蒙活動と明確でありますことから、その点の共有は比較的容易だったように思います」と答えた団体がこれである。

逆に失敗例を語った団体もあった。その団体は、「私たちのやっている活動もどのようなミッションを第一義に伝えていくかを常に意識してやっています。といいますのも、以前助成金をとりイベントを行ったことがありました。そうすることでメリットもあるのですが、イベント自体の比率が大きくなり、ミッションがぼけてきてしまい、やめた経緯があります」と語った。

行政側に協働事業の目的・目標に対する認識が欠落していることを批判して以下のように語ったNPOもあった。

2001年頃、[県から] 助成金があるが応募団体が少ないので何かやってくれと。いろんな制限があり、イベントっぽいのをやったが人が集められない。むりやり集めてむりやり事業をした。……行政ってなんとなく予算ありきみたいなのところがあって、この事業の目的がなんなのかがわかっていないような。……県の事業もそれが何年も続いているけど、応募者がなくて、

でもやんなきゃいけないくて、あなたのところ、やりませんかみたいな。担当者もあまりわかっていないようになっていのはたまにあるような気がします。……なんとなく文書化したり、契約書つくったりというワークはよくはなってきましたが、協働の目的がどこを向いているのか、行政とNPOばかり向き合って地域の方を向いているのかなと思います。

行政の側にパートナー意識の共有を求めるNPOもあった。「一緒にやるんだという気持ちが大事」と述べた団体や、「お互いにパートナーなんだという意識を持つ。一緒に汗をかいていきましょう、一緒に取り組んでいきましょう、という」と語った団体が、これである。

なお、NPO側のより基本的な問題として、「協働ってなに？という会員も半分くらい。法人になった以上われわれの努力も必要だけど、協働の話があっても何を基準に検討するのかわかってないといけない。でないとその事業のモチベーションもあがってこない」と答えたNPOもあった。

### 3) 関係の対等性と対応の柔軟性

行政側の対応の柔軟性を挙げたNPOも多かった。「実際やりはじめると追っかけられる。しんどいですね」という発言もその1つであるが、次の3つの意見はこの点をより詳しく述べている。

この予算の中でいったらもうルールが引かれてしまっていて行き着く先が見える。自由度をどれくらい自分たちが確保して自分たちでやりたいことがそのフィールドでできるのかというのはやっぱり考えておかないと厳しいと思う。……行政は各年度の仕事の枠（方針）にしばられている。そこに一文でも入っていれば担当者の課題となる。そこから一步出ること、何らかの兆候を読み取り対応する能力こそが担当者に問われている。

行政特有のしきたりみたいなものがあります。これは行政である以上やむを得ないことではあるのですが、それだけでは動くことができません。ゆるさと遊び、決まりの融通など、固すぎる仕組みを今一度考えてほしいとは思っています。

行政側は半期半期の期限があって、こちらにはそういう期限がないから、スタートのところはどうしても行政の都合に合わせないと予算が下りないとか、そういう期限の問題がかなり重要になって、そこに合わせようとするとこちらの理解が十分に追いついていないところがあったと思う。それは1年やっていく中で徐々に分かってきて、今にして思えばあの時にもう少しこの部分を煮詰めておかなければいけなかったかなあと思うところも反省もある。

同様に、補助金などの使い方について行政の柔軟な対応を求めるNPOもあった。「契約では人件費はありますが、一般管理費は認められづらいです」という声や以下の意見などがこれである。

ウチは完全に無償なので、市は人件費は自分たちでお願いしますね、というスタンスは当然だと思うんですけど、NPOとしては仕事も休んで時間を割く人もたくさんいるので、資金的理解とかはもう少しあるといいですね。難しいところだと思います。活動費はなかったですね。交通費も最終的には認められない部分も。市外から来ている人は、市の助成金なので認められないとか……。そのあたりでいろいろ調整はありました。考慮してくれたらありがたいかな、と

いうことですね。

同様の意見として、「少しでもボランティア謝金がだせる協働があればよかったけど。……事務局の人件費が出るようにしないと継続できないと思う」と述べた団体や、「経費に関してですが、研修期間中の実費分しか予算計上されておらず、準備などの費用、いわゆる管理費、企画費等は一切ありませんでした」と述べた団体もあった。

行政の一方的な要求に妥協せざるを得ない状況にあることを述べたNPOもあった。

去年今年と委託を受けて、去年は〇〇課のみだったのが△△課に関わるようになり、□□を取り込んでという話になり、親子で一緒に食事をつくとか食べるとか。われわれからすると、ちょっと違うね、という部分で、分けてやってくれないかと先方に出したのだが（もちろんコンペ前の下打ち合わせのときに）、□□含めと押し切られてとまどっている。行政に合わさざるを得ない。反対するということは提案しないということだから。情報を集めて、目的とちょっと違うところでどう柔軟に対応するか、というところですよ。もうすこしハードルが高くなると、どの程度までか、皆で話さないといけないですね。

両者の対等性を確保するため、双方の歩み寄りが必要であると説く団体もあった。その典型として以下の例をあげることができる。

契約をする中で文言の取り方が若干ずれてた部分があった。その言葉[文言]の変更を、半期たってこの年度の契約を取り交わす前に、「ここを修正してほしい」というような要望があったが、私どもの方ではここはすぐには受け入れがたい部分だった。これをどう考えるかというときに、行政の方は、次年度の契約をする期限が迫ってきていたので、「ここを飲んでもらわないと契約はできませんよ」という言われ方をされた。……そちらはそちらの組織の範囲の中で変更できない、決定事項なんだというふうにいうこともわかる。でもうちの団体としてはこの変更を受けてうちの団体が改めて今年度のこれを受けられるのかという決定をしないとけない。そこを、ただ一方的に、こちらの決定にお宅も従ってくださいという言い方だけでは、「ああそうですか」とはいえないということで、行政側の期限がどうのという事情もあろうけれども、新しい年度の契約が、この文言を変えるということひとつではあるが、それは私どもにとっては大変重要な決定なので、……理事会にかけて変更を受け入れるかどうかという決定を仰がないと……ということで、一度差し戻したというか、そういうことをさせていただいた。ここで関係を対等にしておかないと、ずっとそういう食い違いを、ただ呑むというかたちだけではどこかで無理が生じると思うから、そういったところでは対等な関係を意識できたというふうに思う。

もっとも、「対等にやらせていただいていますね。事前の企画段階で難しいところは難しいといえますし。[契約書の条文とかの] 文面は、上下関係はありますが、気にしていませんね」と、契約の文言は特に問題にはしていないという団体もあった。

対等性に関連して、双方の理解と歩み寄りの必要を説くものもあった。「行政は成果を問われるから、わたしたちもできる範囲でそれにこたえたいと思っている。互いに一歩ずつ外に踏み出すことが必要だ」、「どちらもが自立していないと協働は成り立たない。迷惑をかけた掛けられ



たりする信頼の関係性の存在こそが重要である」という意見がこれである。

双方が「歩み寄る」とは、互いの違いを認識し、その上で共通の目標に向かって違いを克服する努力をすることである。あるNPOは次のように述べた。

行政のほうの仕事の常識となっている部分は当然知らないで、お互い悪気がなくてもぶつかることはあると思う。それぞれの関わってきた仕事の中での常識とかやり方というのは当然違う。だから……市のほうも私のほうも目的は一緒でも方法論が違うという形で決裂したり進まなくなってしまうと、一番マイナスになる、迷惑をかけるのはサービスを受ける対象の方。だから協働をするというのは考えの違う、常識の違う、やり方の違う人同士が新しい知恵を生み出していく作業でもあると思う。だからお互いが常識をぶつけ合って通そうとするようなことにエネルギーを使うのはもったいないと思う。そこの違うことをどのように認め合っていくか、理解しあっていくかということを大切にしよう、違うことは当たり前であることを前提に、最後によるべきところはサービスを待っている方々になるべくよい形でお届けできることを中心にしていけるような関係をつくる、というところを大事にしたい。

あまり問題が大きくならないうちに、なるべく最初のうちはこまめに違いをお互いに出しあうような場を、面倒でも何回も、その都度確認しあったり、定期的に来れる人だけでも集まっていたら……ここはどうなのという疑問を感じたことをお互い出し合う。そういう歩調の取り方を最初につくっておきたい。食い違っている部分に早めにお互いが気付き、いいかたちでサービスとしてお届けできるような方向性を持った事業にしたい。

対等性を確保するためにはNPO側が自立し主体性を確立していなければならない。このことを強調する次のような意見もあった。「行政と一緒にやっていると信用度が高まる……。それは非常にありがたい。だからといって何時までも自分たちで努力しないでは。わたしたちが自分たちのフィールドの中でどれぐらいの能力をもっているのかという、そこを努力していかないと」。また、「行政の主体性では動かない。あくまでもネットワークを立ち上げた目的にそって活動できるようにしている」という意見や、「行政がなにを求めて動こうとしているか、それが正しいのかを市民が検証するという関係性が重要だと思います。その上で、行政の活動に対して意見をいうようにしています。行政としてはやりにくいかもかもしれないが、お互いに独立して、いい関係だと考えている」との意見もあった。

逆に「なにもかも向こうのお膳立てで始まったし、事務所も〇〇会館で」と答えた団体や、「団体自体が協働色が強いです。……本当に対等にするためには事務局長を団体独自で持たないと」と、行政依存体質からの脱皮の必要を語った団体もあった。それどころか、「研修に関しては、講師の選任、シナリオなど全てこちら〔行政の担当部署〕でなければならない」ことを明らかにした団体もあった。

#### 4) NPOの専門性と提案力

いまひとつ重要な前提として、NPOの専門性と提案力がある。専門性に関して、「メンバーの多くがもともと企業のOBなど専門性の高い職業に就いていました。その専門性を退職後生かせないかとの思いがありました。〇〇カウンセラーの資格を取得し、カウンセラー協会に入会して活動する流れです」、「健康福祉の事業は〔行政側に〕スポーツの専門家がないので、うちの資

源をよりよく活用してもらえるのでよかった」、 「メンバーという人的資源を最大限活用して、社会活動のコーディネート事業を行っています」、 「委託内容が、とても特殊なものですし、それが実行できるNPOということで選ばれたのだと思っています」 などと答えた諸団体の例がこれである。

提案力に関しては、「現況を理解すれば、常にこちら側がスキルアップしながら、具体的な方策を提示していかないと協働は得られないと思います」と語ったNPOや、「こちらから提案します。担当者をやる気にさせる、そういうお手伝いが主です」と述べたNPO、そして「自分たちがやるフィールドを提供してもらい、環境を提供してもらいようなお願いをするとうまくいきますね。大体2年前くらいから再来年に向けての事業を提案します。行政が考えていないような[ことで] 内部で提案できるものを提案していく」と述べた団体が、これである。

逆に、専門性と提案力が課題だと答えたNPOもあった。「まちづくりとかの専門性とか残念ながらないような気がして、今。[協働事業を] したいけど、専門知識もないし、動ける人もいない」と答えた団体や、「提案型の活動ができるような体制がわれわれは未熟」「今から一番やっっていないといけないのは提案型」「こんなことできる、あんなことができる、という提案できるものをつくって提案することが理想です。行政ができないことでわれわれだったらできますよということで」、と述べた団体が、これである。

最後に、機が熟していなければ協働は成功しないと語った団体もあった。「事業を受託することについては、当面はしないという方針です。そこまでまだ成熟していないであろうと。また、やってほしいといわれてやるときにはあまり成功しない」。

## 5) 人の問題

協働のテーマについての担当者の理解の深さを上げるものもあった。すでにふれたことではあるが、「担当者の係長が、児童虐待とかよく今まで担当されてきているので、予防ということにとっても関心があった」というNPOや、「私たちにとって幸運だったのが、……当時の課長さんが厚生省からこられた方で……とても理解していただけて、……積極的に応援していただきました」と答えたNPOの例がこれである。

逆に、「担当者がダメなときはダメだ。要は人なので、その人が熱い思いを持ってくれているとか、もしくは持ってなくても理解する素地があるとか、全然知らなくてもそのことに関して勉強していこうという姿勢があるとか、なんらかのそういう、向こうに受け皿というか、そういうものがないと、いくらこちらがスイッチを入れようと思っても、スイッチが入らない。そういう場合はタッタと撤退するという姿勢を貫き通している」と答えた団体もあった。

人の問題でいまひとつNPO側が問題にするのが人事異動である。「係長と部下とが同時に異動してほしいのですが、そういうこともありますね」という声や、「担当者が替わるごとに、意識の違いはあったように思います」と語った団体があったが、異動によって事業の継続性が阻害されることが問題なのである。次のような深刻な声もあった。

行政の担当者の異動で不慣れなところに急に来て……というようなことを若干感じる時はある。替わることもいいことだが、かなりの人が替わると、申し送りなんかがいってないとか、難しいかなとは思う。支援学校でも、わたしたちの……子供は変わるということに弱い子供たちで、どうしてもあるとき、特に新学期が始まるときと先生方の移動とが重なると……子供た

ちも大変だろうなと思う。

人事異動はやむを得ない、むしろ引き継ぎが問題だという声もあった。

これまでやっと関係がお互い築けてきたのに、人が替わるたびにまた改めてという部分も若干は覚悟しなければならないが、引き継ぎ方というか折角つくってきたものが途絶えてしまわないような、人が替わっても理念を継承できていくような、思いを共有していけるような工夫というものを今後考えていかなければいけないなあと思う。市民サービスとして利用される方にそのつど混乱が起きるようなことでは意味がない。

なお、「担当者が替わっても内部で引継ぎしてもらっていると思います。よいパートナーと思ってくれていると思います」と答えたNPOもあった。

## 6) 協働過程の共有

NPOの多くは、行政との協働過程の共有の重要性を説いた。プロセスを共有する中で相互に学習し、信頼関係を構築することができるからである。

その事例の1つとして、これも既に取り上げた例であるが、「わたしたちがセミナーを実施するだけではなくて、ミーティングを入れ……より関係性が持てるようにということで、その過程を[行政担当者に]見てもらう。過程を共有してもらう。……[行政担当者に]プロセスを分かっていたかかない」と述べたNPOがある。

しかし多くは行政側にプロセスの共有努力をしてほしいという声であった。「難しいのかもしれないけど、現場にきて見てほしいです。報告書を出して……ではなく、現場を見てほしい」といった声や、以下のような声がそれである、

[行政の方も]肩書きとかを離れて、いろんな方を知ろうとしてほしい。出会っていただきたい。市民の声を聞けるように、まずは出会ってくださいということをお願いしたい。まず出会っていただければ、私どもを支えてくれたいろんな方がまた力を貸してくださる可能性が増える。また、私どもを通して同じ立場で、行政の同じ仕事をしておられる方々とも出会うチャンスが増える。そういうことで、同じ市民、人間同士で病気であれ障害であれ、何か生活しにくい状況であれ、同じ立場で何ができるかということを考える場が広がるということが、何よりも重要じゃないかと思っている。

次の発言の趣旨も同様である。

在宅サービスも自立を助けるためのサービスとして行われたので、2年後に見直しがあり、高齢者のお宅を訪問した実績[の報告]を単にヘルパーが上げるだけではなくて、利用者がサービスを受けてどうなったかとか、自分ができる部分が増えたか減ったかとかの、市が作成したアンケートを月末に出させ、事業所は利用者の自立を助けるためにこういう項目を活用してくださいというのがあった。……事業所は効果的に事業をやっていくために取り入れられた[アンケートによる]利用者さんのヒヤリングというか、事務的記録だけじゃないもの[としてアンケート]を作るところで[委託者である行政側の担当者と]何かやり取りができたならよかったんじゃないかと、わたしは事務の担当として思ったが、現場はそういうゆとりがなかった。ア

アンケートをつくるときにはやり取りがなく、作られたアンケートを活用してくださいということだった。……アンケートをつくる際に共通する視点・部分もあったので、逆にこっちから担当の保健師とか担当の部局にアプローチすることをしてあげればもっとよかったと思う。でも、事業所としては「サービスの提供はここまでです」と切られたところまで提供して「はい、終了」というだけでしたので、自分たちで独自にしていることを理解してもらう努力ができたのに、高齢者福祉課とやり取りするチャンスだったのにと、今思う。……行政との関係で、同じ立場で事業を引き受けている事業所との情報交換があって、それを集めてやり取りすればもっとよかったと思う。……チェックリストのようなものを作る段階で、こういう方が利用者さんが答えやすいんじゃないかという事業所の声を受けてもらうとか、また、終わったあと、チェックリストも活用した後での話し合いの場があったらよい。

さらにプロセスの各段階での協働の必要を熱っぽく語ったNPOもあった。  
まず事業計画の作成段階について、

行政だけで作ってしまうのではなくて市民やNPOを入れた事業を作るときにもそこにしっかり予算がついていけばいいかなと思います。ある課でこういう課題があって行政だけでは解決できない、ではこういう委託事業をつくろうか、というときに、委員会謝金とかではなく、(いっばなしでなく)対価があって一緒にきちんと作ろうか、と。

さらに委託先の選考段階についても、

コンペがあってどこがそれをやるかを決めるということ。あとはNPOを育てる意味でも、コンペで落ちた団体に、なんで落ちたのか説明責任をきちっとやったほうがいいかな、と思います。

お金は大切ですが、そこしかみない評価はおかしいのではないかな。ぶつぎりにするのではなくトータルにみるべき。お金をすごく下げて申請をだす団体があって、なんで下げられるのかということ、学生に管理させたりとか。でも評価は、お金のところががばってついてその団体が勝ったりする。とったところは任期[まで]もたずに[事業を最後までやり遂げずに]やめちゃったんですよ。ではそれを決めた選定委員会の責任はどうなるのかってことですよ。その評価でいいのかっていう。全体として、それが市民のためになったのかどうかを評価すべきですよ。

別の団体も同様に述べた、

協働提案事業にしても、ただダメだったではなく、結果だけでなく、ここがどうだったと指導するようにしたらわかると思う。見える化[可視化]してほしい。

先のNPOは評価の段階でも、

特に指定管理者だと思いますが、いつも指定管理者[の側]しか評価しないんですよ。客観的に指定管理者ではどうしようもないことさえも指定管理者のせいにされてしまう。もともとは条例そのものが改正されない限りどうしようもないこともあって、行政[側]も評価[の対象]

に] しないといけないのでは？この事業はこの出しかたでいいの？この条文でいいの？とか。

こうした意見は協働過程をより意義のあるものにするという視点からはきわめて重要であると考ええる。

### 7) 行政とNPOを媒介する機関

協働をスムーズに進める上で、双方を媒介する組織が存在することが有効であったと話したNPOもあった。その団体は「間にパイプ役になっていただけるような機関があって、違いをお互いに大きくせず、お互いの感じ方を通訳してくれるといったところが必要じゃないかと思う」と述べ、具体的なこととして、「精神保健センターの方にわたしたちの活動についても周知していただいて、そこから障害福祉課の理解を助けてくれた」と語った。

NPO自体がこの媒介役を果たしていると述べたところもあった。「最近自分たちと行政が直接にかかるといふより、どこかの団体と行政がしているのを、間にはいつてまわりからアドバイスしたりというのが多いです」と語ったNPOが、これである。

### 8) セクショナリズムと行政内の連携の問題

行政側のセクショナリズムを克服し、行政内部で連携することが協働の前提となると説くNPOも多かった。たとえば「区と市の関係がなかなか難しい。……市の子育て支援課が管轄であるが区に下りてくると生活支援課。生活支援課にはなかなか情報が下りてこなくて、直に子育て支援課から親子ふれあいルームにいろんなことが流されてきて生活支援課には後から情報がいたりするので、区の中では何か疎外感があるように感じた」と述べた団体や、「ホントに行政として内部でミッションを協議して、場所代をとるほうがいいのか、環境配慮活動をした人に返したほうがいいのか協議してほしいのです。連携が不十分ですね。特に財務とか[は]NPOの存在をどう考えているのか」と述べた団体、「こちらが思い描いているような内部の連携はあまり進んでいない。保健福祉とスポーツはほとんどしていない」といった団体、「当団体が請け負っている事業は通院介護事業ですから、たとえば高齢者支援事業の範疇に含まれる買い物支援ですとか在宅介護ですとかはタッチできないわけです。制度的には、被支援者は、その目的ごとに別の事業者と連絡をしないといけないわけで、非効率的だなと感じていますが、今のところどうにもなっていません」といった声などがこれである。

同じ部課の中でも連携ができていないと嘆く声もあった。「所管課と庶務課（財政や管理）との連携等は不十分と感じた。所管課と親しくやっていますが庶務課との連携が全然できていないように思いますね。お金はかからない、場所貸しますよとか言われて、いざ実施すると土地専用申請を出したら土地代の話が出てくるわけです」と述べたNPOや、「〇〇課の中でヨコの連携ができていない。『こういうのありますよね』と訊ねても担当以外のことは知らないことも」と述べた団体、あるいは「[同じ課でも]人が替わると全然ダメ。申し送りができていない。自分のところは伸ばしに伸ばして申し送りしていない人も。最初に会ったときに『あなたは何年もいないこともあるかもしれないけど、絶対申し送ってください』と言っている」と語った団体がこの例である。

#### ④ 「協働」とは何か

最後に、各団体に「協働」とは何であると考えているかを訊ねた。その結果はまことに多様で非常に興味深い。それをいくつかのカテゴリーに分けて紹介しよう。

##### 1) 組織文化の違いを超えた共通目的の達成努力

その1つは、「[当事者]を真ん中にして、私どもが同じ市民という立場で自分には何ができるのかをそれぞれが素直に問い続ける、そこから協働が生まれるのではないか。立場を超えたところで、やっぱり仕事の常識の違いというのは当然あるので、お互いに逃げずに違いを知り合う。自分の常識だけを守ろうとすることには何の意味もない。お互いが違いを知ろうとする、そこを恐れずに超えようとするのが協働ではないか」、「協働をするというのは、考えの違う、常識の違う、やり方の違う人同士が新しい知恵を生み出していく作業でもあると思う」という回答である。ここでは「協働」とは双方の違いを超えて共通の目標を達成する手段であると考えられている。

##### 2) 目的達成のために行政の変化を求める

第2は、「北九州市がより子育てしやすいまちになるために、できるだけ行政に関わっていく。行政も変わっていったらいい。そのためには協働が1つのきっかけになるので、[協働は]とても大切なものだと思っている」との回答や、「まずは市民同士の協働が活発になることによりネットワークが多重になること、そこに『行政も入れてよ』といてくることこそが行政の変革につながるのではないか」という回答であった。ここでは「協働」は、行政の変化・変革を求める手段として理解されている。

##### 3) 相乗効果

第3は、「一緒に何かをつくりあげるって感じがな」という答えや、「それぞれの特徴あるものがひとつにまとめれば単独でやるよりもっといいコラボの効いたものができるということ」、「みんなの生活が上がるためにNPOを立ち上げていこうとする人の思いがあって、それに応えるのが市職員。一致点を見出して、みんなが喜ぶ内容であること。こういう問題は自分たちだけでやっても限界があるので、一緒にやることでできる」、「お互いが単体でやっても、協働でやっていたほうが受益者にとってよりよいものになりますよね、というのが大事。……行政の支出するお金が減りました、ではなくて、一緒に向き合うことで受益者のプラスになること。……単体でできることはいちいち協働する必要はない」、あるいは「1つの団体がやるだけではなくて、2つ3つと関わりあうことで、それが相乗効果で2倍にも3倍にも効果が得られるということが、協働だと思っている。わたしたちにとっても、普段と変わらない労力でたくさんのご提供できてよかったなと思う。協働のよさってそこだろうと思う」といった回答である。これらは「協働」によってサービスの量と質の向上が期待できるという理解である。

これに対して協働は「自分を高めていきながら皆が高まっていくためにはなくてはならない必要なことと思う」という回答は、むしろサービス提供者側のエンパワメントを「協働」に期待しているといえよう。

その他、「強みを持ち寄って事業をすること」や、「互いがないものを補完しあうってことにな

るのかもしれないですね。行政は金はあるけど、手足がない。情報はあるけどそれを[NPOが]具体化してくれるということですね」という回答もあった。ここでは「協働」は相互補完の手段という認識である。

またある団体は、「協働とは、官民の持つ人的資源を、それぞれの目的のためにコーディネートしていくことだと思っています」と答えた。さらに、自分たちが専門家・専門団体間の橋渡し役を務めていると語った団体もあった。

専門家同士はなかなか一緒に話をしない。[個々の]専門家団体の内部では課題は見えていのに、解決に道筋を立てられないでいる。これを市民が真ん中に入って当事者主体で、他の専門家団体とつなげることで解決の道が見えてくる。……わたしたちは専門職を何でも知っている[人たちだ]と誤解し、専門職[の人たち]は市民には[専門的なことは]わからないと誤解している。互いにできることとできないことを明確にし、できることをさらに深め、手をつなぐことによって課題を解決していくことが必要だ。皆が手を出しかねていると当事者がある隙に落ち込む。

ここでは、「協働」とはコーディネートによってこれまで提供されてこなかったサービス空間を満たし、その質の向上を図る手段として理解されているとあってよいであろう。

#### 4) 新たな課題への挑戦のチャンス

あるNPOは、「セミナーでわたしたちも1つチャレンジできて、保健師さんたちも課題に挑戦できた。そこと協働するならこういうことに挑戦してみたいと思える。それが行政なら行政なりのチャレンジがあったり、ほかのグループならほかのグループなりの、そういうことをする中でこのことにチャレンジしてみたいというのがあるので」と答えた。ここでは「協働」は新たな課題の発見とそれへの挑戦のチャンスと捉えられている。

#### 5) 目標・課題の共有

「一団体がこうしたいというのではなくって、[サービスを]使う人も提供する人もその分野で担当してくれる[行政側の]方も一緒に、目標の、こういうものもいいよねということが共有できるというイメージが協働なんです」という回答もあった。ここでは「協働」はサービスの対象者も含めた関係者すべてが目標を共有する手段として理解されている。

また、「今後、協働を深めていくことで、小規模共同作業所、福祉有償運送、介護保険、高齢者支援などの各制度が一体となって行えるよう、そしてそれが普通にならないといけないと思っています」という回答もあった。ここでは制度を越えたサービス提供体制の確立の手段として、「協働」に期待が寄せられている。

### 3 課題と提言

最後に、今回のヒアリング調査から見えてきたいくつかの課題と、それを克服し協働事業を最大限に効果あらしめる方策について提言したい。

## ① 行政について

聞き取り調査から明らかになったことの1つは、NPO側が行政の融通のなさに悩まされていることである。行政の側からすれば、法治行政主義や公平性の原理などから、手続きの重視は当然の前提となる。NPOの側もそのことを理解したうえで、なお、行政(担当の職員)に現場において市民の立場に立ったもう少し柔軟な行動を期待しているといえる。個々の現場における担当職員の裁量の余地は決して小さくないと思われる。

いま1つは、縦割り行政、セクショナリズムの問題である。協働のための部署間調整の方法は多様に考えられるのではないか。エンド・ユーザー(サービス受給者)の立場に立ったサービスの提供という視点からは、行政による協働の環境整備の中でも、これは最優先で取り組まれるべき課題の1つであろう。

そして第3に、NPOの思考・行動様式に対する理解である。これは協働における相互学習の過程においてはじめてよく解決され克服される課題であるといえる。

最後にNPOとの対等性についての認識の問題がある。市民の中には行政を「お上」とする認識は過去のものとなりつつあると見てよいであろうが、ときに現れる市民側の「行政依存」体質になおその片鱗を見ることができるといえる。また、制度上も、委託契約の様式に見られるとおり、委託する側の行政と受託側のNPOの間には上下関係が存在する。この壁を乗り越え対等関係を築くには制度自体を換えることが必要であるが、それと共に、行政の側での意識改革が必要である。これなくしては真の協働は成立しない。

いずれの課題も、それぞれに別途抜本的な改革策が必要であろうが、わたしたちは、とりあえずは行政が協働過程を共有することによって当面の解決策を見出すことが可能となるし、またそうでなければ有効な協働の成果は得られないと考える。わたしたちが協働過程は相互の学習過程でもあると説く所以である。

## ② NPOについて

ヒアリングから見てきたNPOの課題についていえば、まず団体としての自立性(意思決定の主体性)が確立していなければ始まらない。ヒアリングした団体の中に事務局を行政側に依存しているものがあつたが、これは協働以前の問題である。

NPOは、第2に、自らの活動(事業展開)とエンド・ユーザーとの関係からみて、なぜ・どの部分で行政と協働する必要があるのかを、十分に検討することが肝要である。ここの詰めが十分でないと、協働が自らの発展につながることはないであろう。

第3に、NPOは、活動の範囲を明確にし、その分野での独自性・専門性を高める努力が必要である。これがあつてはじめてNPOは情報収集力・企画力・提案力を発揮し、協働事業を有効に実施することができる。

ただ、NPOがその活動の独自性・専門性を誇れるようになるには、有能な人材を雇用し育成し蓄積すること、すなわち人材のキャリア設計が必要になる。そしてそのためには、NPO自体の一定度の安定的・継続的な活動の可能な環境が整えられていなければならない。これは容易なことではない。それを可能にする社会の仕組みが必要であろう。そこは、寄付税制の整備その他、行政の協働環境整備役割の出番でもある。



### ③ 「協働」について

すでに述べたように、「協働」にはいくつかのレベルないし相がある。それはNPOにとっては、後援や助成金を得ることから、事業の企画から評価までのすべての過程における共同作業までにわたる。それはまた、行政の役割との関連でいえば、後援や補助金・助成金、あるいは場所の提供は、協働の環境整備の問題であり、企画や評価は協働過程における共同作業の問題である。いずれにせよ、協働において行政の果たすべき役割は、NPOの取り組む事業(活動)内容(計画)との関係およびその有効な実施過程の追求の中で、自ずと明らかになるはずである。

ところで、協働過程の中でもこれまで十分に注目されてこなかったものに、協働事業の評価(「ふりかえり」)の過程がある。これまではNPOが期待通りの成果を上げたか、という視点からの行政側の一方的な評価と、事業が予定通りに遂行できたかという視点からのNPOの内部評価にとどまっていたように思われる。行政の側からすれば、NPOとの協働によっては所期の目標を達成できなかった(成果を出すことができなかった)ということになれば、その事業は「失敗」ということになり、行政の無謬性の原則に反することになる。そしてそれは、以後NPOとの協働事業は控えたほうがよい、という結論に導かれやすいように思われる。そしてそのことは、行政の立場に立てば当然のことであり、NPO側もそのような意味で「成果」についてシビアでなければならないこともまた、当然のことであろう。

しかし、その評価には、事業の「協働」過程の全体を評価するという視点が欠落している。すなわち、事業の直接的な結果だけを問題にするのではなく、より広い視点から、それぞれがその役割は十分に果たされたのか、協働事業が行政あるいはNPOの単独事業として行われるよりもエンド・ユーザーにとって有効なものであったのか、まちづくりないし地域社会への貢献という視点から見て、その事業は効果があったかといったことを含めて、成果を検証することが必要であろう。そのためには評価過程への事業の受益者ないしエンド・ユーザーの参加が、そして第三者の参加が、有効でもあり必要でもあろう。事業内容によっては、協働過程における第三者による評価とアドバイスのシステムが必要であるかもしれない。

このような協働過程とそこでの評価過程があれば、行政の側もいたずらに「失敗」を恐れることはなくなるであろうし、NPOの側もここでの協働体験が以後の活動にとって1つの大きな資産となるであろう。

## 4 資料編

### ① 調査依頼文

#### 北九州市とNPOとの協働に関するヒアリング調査のお願い（依頼）

ここ数年、北九州の地域でも、さまざまな形と内容の「公民協働」の活動や事業が展開されてきました。その数は毎年100を超える勢いです。

わたしたち北九州NPO研究交流会では、こうした動きに呼応してこれまで公民協働のあり方についてシンポジウムや研究会などを通して理解を深めてまいりましたが、昨年北九州市総務市民局（地域振興課）が実施した「市とNPOとの協働に関する実態調査」を踏まえて、さらに深く協働の実態と課題を把握するため、ヒアリング調査を計画しております。

これによってわたしたちは北九州市における協働の実態を把握し、課題を抽出して、NPO、行政それぞれの側から協働をより有意なものにするにはどのような方策が必要なのかを検討し、提言したいと考えてます。

つきましては、これまで協働事業に関与された経験をお持ちの貴団体にヒアリングさせていただきたく、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、この「北九州市における行政とNPOとの協働の実態に関するヒアリング調査」は、北九州市総務市民局の後援を得て実施するものです。

2010年6月

北九州NPO研究交流会  
代表 山崎 克明

連絡先：岩丸 明江  
E-mail: haru2020@jcom.home.ne.jp  
Tel: 070 5532 5082

## ② 調査項目

### 公民協働に関するヒアリング調査 ヒアリング項目

#### これまでの経過

- 1 貴団体はこれまでどのような協働事業に取り組まれましたか。特に協働してよかった事業、逆に協働しなかったほうがよかった事業はありましたら1つずつ挙げてください。
- 2 (それぞれの事業について) パートナーはどこの部署でしたか。

#### 過去の協働の評価

- 3 (それぞれの事業について) その事業を協働事業として取り組まれたのはなぜですか。
- 4 その事業で市と協働するにあたって特に注意されたことはありましたか。
- 5 (NPOに対する理解度) 協働にあたって行政側パートナーは貴団体についてよく理解していたと思いますか。
- 6 (目的・目標の共有度) 協働にあたって行政側パートナーと貴団体とは目的・目標を明確に共有できたと思いますか。
- 7 (目的・目標の達成度) 協働することによってその事業の目的(目標)は達成されましたか。
- 8 (関係の対等度) 協働にあたって行政側パートナーと貴団体とは対等な関係が築けたと思いますか。
- 9 (行政情報の提供度) 協働にあたって行政側から必要にして十分な情報を得ることはできましたか。
- 10 (市内の連携度) 協働にあたって行政内部の連携ができていたと思いますか。
- 11 (評価) 協働することによってよかったと思うこと、および悪かったと思うことはありますか。  
(資金・広報・スキルアップ・単独では困難な目標の達成：事務量の増加・気苦労・・・)
- 12 協働の結果として、その事業にかかわったスタッフが、そして貴団体が、エンパワーされたと思いますか。

#### 今後の協働

- 13 今後協働するとして、協働の方法についてアイデアがありましたらお聞かせ下さい。
- 14 今後市と協働する場合、市側(パートナー)に望むことはありますか。

#### 協働とは何か

- 15 これまでの経験から、貴団体では「協働」をどのようなものとお考えになっていますか。

③ ヒアリング団体と協働の形態

1	葬送を考える会	後援
2	北九州市自閉症協会	委員会等への参加
3	草の根ネット	共催
4	STEP・北九州	委託
5	NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee	共催
6	あいの会	委託
7	お元気様会	補助金、助成金等
8	一日里親の会	補助金、助成金等
9	Totoroの会	補助金、助成金等
10	福岡環境カウンセラー協会北九州支所	補助金、助成金等
11	黄金町NPOステーション	補助金、助成金等
12	らしくの会	後援
13	チャイルドライン北九州	補助金、助成金等
14	シニアネット北九州	委託
15	北九州市人権啓発協議会	補助金、助成金等
16	タウンモバイルネットワーク	事業用地の確保
17	スポーツウェイヴ	委託
18	北九州レクリエーション協会	委託
19	まちづくりサポート北九州	なし
20	介護センターさわやか	助成金
21	草の根国際交流ひみこの会	支援
22	生涯学習指導者育成ネットワーク	委託
23	市民塾21	委託
24	ふくおか環境カウンセラー協会	補助金、助成金等
25	スキルアップサービス	宣伝広報
26	おりお堀川を愛する会	後援



# 人権プログラム出前授業

## 「わたしもボクも☆みんな生き生き」を実施して

NPO 法人 GGP ジェンダー・地球市民企画 代表理事  
岩 丸 明 江

### 1. プログラムのねらい及び対象

小学生向け人権教育プログラム「わたしもボクも☆みんな生き生き」（制作：NPO法人SEAN）は、

- ・性役割ではなく、ひとりひとりの個の力を尊重すること
- ・個の力が発揮されるような関わりを考えること
- ・対立が生まれても、力で抑え込むのではない解決方法を考えること

などの内容から成っている。

2010年度は、「人権の約束事」事業として、小倉北区内の2つの小学校で実施した。

1月27日小倉北区A小学校

1月20日小倉北区B小学校（共に4年生）

このプログラムは、NPO法人SEANの養成講座を受けた認定ファシリテーターが、DVDを用いて実施する。下記のような流れで、子どもたちの意見を受け止めながら、参加型で実施する授業である。プログラムの事前・事後に規定のアンケートを行った。

### 2. プログラムの流れ

「わたしも☆ボクもみんな生き生き～ひとり一人の違いを活かしあう関係づくり」 進行表  
(45分授業 対象：小学校中学年～高学年)

時間	内容
1) 導入 (3分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己紹介 (名札)</li> <li>・誰もがかけがえのない命の存在であり、大切な「こころ」と「からだ」を持っている</li> <li>・自分やお友だちの「こころ」と「からだ」を大切にすることを一緒に学ぶ</li> </ul>
2) 【DVD上映】(1分30秒) 「男だから」「女のくせに」 (5分)	<p>オープニングの歌の部分 【確認すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なんていっていたかな？</li> <li>・「泣くんじゃないよ 男だろ」「理屈を言うな女のくせに」と言われた経験の確認</li> <li>・性別を選んで生まれてきた人 いるかな？</li> <li>・性別によって決めつけられることは、自分や友達のありのままを否定することにつながるよ。 決めつけられたことある？</li> </ul>

3) 気持ちってなあに (12分)	【DVD上映】(7分30秒) サイコロのワークをする・言葉カードで確認 【確認すること】 ・「気持ち」には、いろいろなものがある ・「気持ち」を表現することとして、「泣く」「怒る」「笑う」などがある
4) 気持ちにフタをしていたらどうなるの? その1 (9分)	【DVD上映】(3分15秒) 「女の子だって言っている」の巻 【確認すること】 ・自分の気持ちにふたをして、我慢することが「やさしさ」ではない ・自分や友だちにとって、一番いい方法を考えることが「やさしさ」である ・それができる関係が「なかよし」である なかよしってどういうこと? 我慢することがなかよしの? 両方のこころとからだを大事にできることがなかよし
5) 気持ちにフタをしていたらどうなるの? その2 (4分)	【DVD上映】(2分10秒) 「男の子だって泣いている」の巻 【確認すること】 ・気持ちにフタをすることは暴力の連鎖につながる
6) 非暴力の方法による解決策 (7分)	【DVD上映】(4分) 解決策～エンディング 【確認すること】 ・困ったことが起こったとき、自分や友だちの「こころ」や「からだ」を傷つけないで解決する方法があり、みんなにはその力がある。(①気持ちを伝える ②近づかない ③助けてもらう)
7) まとめ (5分)	・時間があれば感想を書いてもらう。

### 3. プログラム実施前後のアンケート結果

プログラム実施の事前・事後にアンケートを実施し、その変化を見た。(アンケート原本は、巻末資料)

#### 1) あなたの性別を教えてください。

Q1 性別	度数	構成比
女子	104	48.6
男子	104	48.6
無回答	6	2.8
合計	214	100.0

2) 今度 生まれてくるとしたら、女子と男子どちらがいいですか？

授業前：

		合計	女子	男子	どちらでもいい	無回答
全体	女子	104 100.0	58 55.8	26 25.0	20 19.2	0 0.0
	男子	104 100.0	3 2.9	74 71.2	27 26.0	0 0.0
	無回答	6 100.0	0 0.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7
	合計	214 100.0	61 28.5	102 47.7	50 23.4	1 0.5

授業後：

		合計	女子	男子	どちらでもいい	無回答
全体	女子	102 100.0	45 44.1	20 19.6	37 36.3	0 0.0
	男子	97 100.0	3 3.1	64 66.0	30 30.9	0 0.0
	無回答	15 100.0	2 13.3	8 53.3	4 26.7	1 6.7
	合計	214 100.0	50 23.4	92 43.0	71 33.2	1 0.5

■考察：事前では、女子は55.8%が女子を、男子は71.2%が男子を選択している。事後、男女とも「どちらでもいい」の構成比が増えている。他の多くの調査と同様、男子のほうが生まれ変わっても、今と同じ性を選ぶ率が高い。

◆理由：(事前)

女子→女子になりたい

オシャレしたい。男子みたいに悪口ばかり言いたくない。

オシャレとか恋バナとかできる。

おしゃれもできて楽しい。

オシャレやお化粧ができるから。

お兄ちゃんがいるから今度は妹がいい。

今の自分が男子みたいだからどちらかといえば男子

子どもを産みたいから。

自分が女子だから。女子の方がやさしいから女子がいい。

女の子がいいから。

女の子だからまた女の子がいい。

女の子は着る服がいっぱいあるし、男の子がはいているズボンもはけるから。

女子は仲良くできて思いやりがある。



赤ちゃんが生めるから。

男子はおとなしい人もいるけど、ひどい人もいるから。

男子みたいに元気すぎないから。女子になって、おとなしい感じになりたい。

仲のいい人がしぼられるから。

#### **女子→男子になりたい**

やんちゃなところがいいから。

強くなりたい。

元気いっぱい外で遊べるし、女の子は狙われる。いろんなことに勇気をもてそう。

元気に遊べそうだから。

今は女子だから男子になってみたい。

今女子だから今度男子になりたい。

今女子だから次は男子になってみたい。

今女子だから男子として生きてみたい。

男子だと力強いし友達と普通にしゃべれたりするから。

男子に生まれたらどんな風になるか楽しみ。

男子の方がいいから。

男子の方が楽しそうだし元気に遊べる。

男子は積極的に恥ずかしながら先生に質問ができるから。スポーツが得意だから。

#### **女子→どちらでも**

女や男でも、ちゃんと生まれてくれればいいと思う。

女子はがんばりやさんはいいけど男子は強くていいと思う。

女子や男子に生まれても楽しいから。

男子だとやさしく暴力をふらないように女子だとやさしく思いやりを出したい。

男子になってスポーツをがんばってみたいし、今まで通りオシャレしたりピアノを習いたいから。

#### **男子→女子になりたい**

みんな男子の兄弟だから。妹もほしいから。

楽しそうだから。

女子の目線で男子を見てみたいから。

#### **男子→男子になりたい**

ずっと甘やかせられたら迷惑だから。女子の方がケンカが多いから。

スポーツがたくさんあるから男子がいい。

スポーツができるから。

スポーツが得意

スポーツなど楽しいことがあるから。

なんでもできるから。  
また1歳からなりたい  
また楽しく遊べるから。  
一緒に遊べるから。  
運動がしやすい  
運動ができるから。  
運動神経がいいから。  
活発だから  
強いし運動も男子の方ができるから。  
思いつき遊べるから女子だったら弱いと言われそうだから。  
女子は赤ちゃんを産む時痛いから。  
男子の方が面倒臭いことがないから。

### どちらでもいい

ありのまま生きれたらいい。  
どちらにせよそこまでかわらないから。  
どちらになっても楽しく生きたい。  
どちらも人生楽しそうだから  
自分は自分のままだから。  
女子も男子も友達を作れるから。  
女子男子関係ないから。  
特にこだわりがない。  
命がもらえて生きられるならどちらでもよいと思う。

### ■考察

女子を選ぶ肯定的な面として、「オシャレ」や「外見」に関わるものが多い  
男子の肯定的な面として「スポーツ」「強さ」「友だち関係」をあげることが多い



### 3) あなたには大きくなったらやりたい仕事がありますか？

授業前後でほとんど変化なし

		合計	ある	ない	無回答
全体	女子	104 100.0	79 76.0	25 24.0	0 0.0
	男子	104 100.0	75 72.1	29 27.9	0 0.0
	無回答	6 100.0	2 33.3	2 33.3	2 33.3
	合計	214 100.0	156 72.9	56 26.2	2 0.9

### 4) 「女の子は女の子らしく」「男の子は男の子らしく」している方がいいと思いますか？

事前

		合計	とても思う	少し思う	あまり思わない	まったく思わない	無回答
全体	女子	104 100.0	22 21.2	35 33.7	38 36.5	7 6.7	2 1.9
	男子	104 100.0	35 33.7	26 25.0	29 27.9	14 13.5	0 0.0
	無回答	6 100.0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	1 16.7	1 16.7
	合計	214 100.0	59 27.6	62 29.0	68 31.8	22 10.3	3 1.4

■考察：性別役割意識について「とても思う」「少し思う」をあわせると、構成比で男子で58.7%、女子は54.9%が「らしく」している方がいいと感じている。

#### 女子 「とても 思う」理由

好きな事が違うので、女子は服なども女の子らしくした方がいい。

女の子か男の子かまちがえたらいけないから

女の子が男の子みたいにしていると変だから。

女の子だから女の子らしくした方がいいと思う。

女の子はかわいくて男の子はかっこいい方がいいと思う。

女の子は女の子らしく男の子は男の子らしくいてほしい。

女子が股を広げるのは行儀悪いし、男子がスカートをはくのもおかしいから。

女子が男子みたいに股を広げてご飯食べているのもみっともないし、男子みたいにすることもいやだから。

女子が男子らしくしたらいやだから。

女子はオシャレをしておしゃべりしたらいいと思う。男子は外で元気に遊べばいい。

女子は女の子らしくしないといけないから。  
男子の遊びは男子、女子の遊びは女子  
男子は外で遊んでいるし女子は外で遊びたくない。

#### **男子 とても思う理由**

いいところが女の子と男の子にあるのでしている方がいいと思う。  
おかまと言われればかにされるから。  
おネエになりたくないから。  
かっこいいとかがいろいろある。  
そうじゃないとだめだから。  
らしくした方がいい。  
気にする  
女の子は女の子らしくした方がいいと思う。  
女子はかわいく男子はかっこよくしたらいい。  
正々堂々男子は男子、女子は女子だから。  
男が女らしくしたら恥ずかしいから。  
男なのに女みたいな格好をしている人がいるけど嫌いだから。  
男なら男らしく  
男のプライドがあるから。  
男の子はやんちゃで女の子はおとなしいのがいいと思う。  
男の子は活発に動き女の子は静かにしている方がいいと思う。  
男の子は前向きに自分の思いをみんなに伝えた方がいいと思う。  
男は男  
男は男で遊んだ方がいいから。  
僕は「女の子やん」と言われるのがいやだから。

#### **女子 「まったく思わない」理由**

記入なし

#### **男子 「まったく思わない理由」**

そんなことは関係ないと思う。  
そんな決まりはないから。  
どうでもいいから  
どちらでも全く関係ない。  
まったく思わないから。  
女子も暴力をふるうから。  
人それぞれだから。  
性格は人それぞれだから  
別にらしくしなくていい。

事後

		合計	とても思う	少し思う	あまり思わない	まったく思わない	無回答
全体	女子	102 100.0	6 5.9	22 21.6	46 45.1	28 27.5	0 0.0
	男子	97 100.0	21 21.6	14 14.4	28 28.9	33 34.0	1 1.0
	無回答	15 100.0	5 33.3	1 6.7	4 26.7	4 26.7	1 6.7
	合計	214 100.0	32 15.0	37 17.3	78 36.4	65 30.4	2 0.9

■考察

「とても思う」「少し思う」が減少し、「あまり思わない」「まったく思わない」が増えている。

5) もし友だちにいじわるされたら、あなたならどうしますか？

事前：

\$Q5 いじわるされたら（複数回答／回答者数214）		
	度数	構成比
誰かに話を聞いてもらう	87	40.7
他の人をいじめる	1	0.5
がまんする	36	16.8
いやと言う	41	19.2
にげる	15	7.0
やりかえす	48	22.4
その他	7	3.3
無回答	3	1.4
回答総数	238	111.2

その他の内容

Q5 その他の内容	
やめろと言う。	1
陰でいやなことを言う。	1
気にしない	1
反発する。	1
無視する。	1
話し合う	1



事後：

\$Q5 いじわるされたら(複数回答/回答者数214)		
	度数	構成比
誰かに話を聞いてもらう	108	50.5
他の人をいじめる	1	0.5
がまんする	23	10.7
いやと言う	65	30.4
にげる	22	10.3
やりかえす	30	14.0
その他	6	2.8
無回答	2	0.9
回答総数	257	120.1

その他の内容

Q5 いじわるされたらその他	
	度数
その人と距離をとる。	1
音楽をきく	1
絶交する。	2
本を読む	1

■考察

「誰かに話しをきいてもらう」(87人→108人)

「いやという」(41人→65人)が増えている。

「やりかえす」(48人→30人)が減っている。

5) - 2 もし友だちにいじわるされたら、あなたならどうしますか？(×性別)

事前

		合計	誰かに話を聞いてもらう	他の人をいじめる	がまんする	いやと言う	にげる	やりかえす	その他	無回答
全体	女子	104	55	0	13	24	3	13	4	2
		100.0	52.9	0.0	12.5	23.1	2.9	12.5	3.8	1.9
	男子	104	31	1	22	16	9	34	3	0
		100.0	29.8	1.0	21.2	15.4	8.7	32.7	2.9	0.0
	無回答	6	1	0	1	1	3	1	0	1
		100.0	16.7	0.0	16.7	16.7	50.0	16.7	0.0	16.7
	合計	214	87	1	36	41	15	48	7	3
		100.0	40.7	0.5	16.8	19.2	7.0	22.4	3.3	1.4

- ◆男子は「やりかえす」、「がまんする」が女子より多いのに対し、「誰かに話を聞いてもらう」が少ない。

### 事後

		合計	誰かに話を聞いてもらう	他の人をいじめる	がまんする	いやと言う	にげる	やりかえす	その他	無回答
全体	女子	102 100.0	64 62.7	0 0.0	7 6.9	36 35.3	3 2.9	8 7.8	2 2.0	1 1.0
	男子	97 100.0	36 37.1	1 1.0	15 15.5	25 25.8	16 16.5	18 18.6	4 4.1	0 0.0
	無回答	15 100.0	8 53.3	0 0.0	1 6.7	4 26.7	3 20.0	4 26.7	0 0.0	1 6.7
	合計	214 100.0	108 50.5	1 0.5	23 10.7	65 30.4	22 10.3	30 14.0	6 2.8	2 0.9

### ■考察

- (ア)「誰かに話をきいてもらう」が事後増えている (87人→108人)  
 (イ)「やりかえす」が事後、減っている (48人→30人)  
 (ウ)「がまんする」が事後、減っている (36人→23人)

女子は事前から「誰かに話をきいてもらう」が事前から高い。男子は「がまんする」が女子より高く、気持ちを押さえ込む傾向がある。「やりかえす」は事前・事後で男女とも減ってはいるが、やはり男子で高い。

	「話を聞いてもらう」		がまんする		やりかえす	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後
女子	55	64	13	7	13	8
男子	31	36	22	15	34	18

5) - 3 (授業実施前) もし友だちにいじわるされたら、あなたならどうしますか？

(×Q1：性別×Q4：「女の子は女の子らしく」「男の子は男の子らしく」している方がいいと思いますか？)

Q1 性別	Q4 女らしく 男らしく	合計	\$Q5 いじわるされたら							
			誰かに話を聞いて もらう	他の人をいじめる	がまんする	いやと言う	にげる	やりかえす	その他	無回答
女子	とても思う	22	12	0	2	6	0	1	1	0
		100.0	54.5	0.0	9.1	27.3	0.0	4.5	4.5	0.0
	少し思う	35	21	0	3	5	0	7	1	1
		100.0	60.0	0.0	8.6	14.3	0.0	20.0	2.9	2.9
	あまり思わない	38	19	0	6	11	3	4	1	0
		100.0	50.0	0.0	15.8	28.9	7.9	10.5	2.6	0.0
	まったく思わない	7	2	0	2	2	0	1	1	0
100.0		28.6	0.0	28.6	28.6	0.0	14.3	14.3	0.0	
無回答	2	1	0	0	0	0	0	0	1	
	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	
合計	104	55	0	13	24	3	13	4	2	
	100.0	52.9	0.0	12.5	23.1	2.9	12.5	3.8	1.9	
男子	とても思う	35	11	0	7	6	1	12	2	0
		100.0	31.4	0.0	20.0	17.1	2.9	<u>34.3</u>	5.7	0.0
	少し思う	26	5	1	6	3	3	8	1	0
		100.0	19.2	3.8	23.1	11.5	11.5	<u>30.8</u>	3.8	0.0
	あまり思わない	29	10	0	4	6	5	9	0	0
		100.0	34.5	0.0	13.8	20.7	17.2	<u>31.0</u>	0.0	0.0
	まったく思わない	14	5	0	5	1	0	5	0	0
100.0		35.7	0.0	35.7	7.1	0.0	<u>35.7</u>	0.0	0.0	
合計	104	31	1	22	16	9	34	3	0	
	100.0	29.8	1.0	21.2	15.4	8.7	<u>32.7</u>	2.9	0.0	
無回答	とても思う	2	0	0	1	1	0	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	少し思う	1	0	0	0	0	1	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	あまり思わない	1	1	0	0	0	1	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	まったく思わない	1	0	0	0	0	1	0	0	0
100.0		0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
無回答	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
合計	6	1	0	1	1	3	1	0	1	
	100.0	16.7	0.0	16.7	16.7	50.0	16.7	0.0	16.7	

■考察：

Q5の設問と、性別、さらにQ4の性別役割意識「『女の子は女の子らしく』『男の子は男の子らしく』している方がいいと思いますか？」をクロス集計した。男子で性別役割意識が高い「とても思う」グループがいじわるされた時に、「やりかえす」ことが多いかということ、性別役割意識の程度に関わらず、「やりかえす」が男子全体で多かった。「男子」グループの「やり返す」構成比(下線あり)は、他グループ(「女子」「無回答」)より高めである。



#### 4. まとめ

結果としては、プログラムを実施することで、いじわるをされたときの対処はパワーの応酬ではなく、「いや」と意思を伝えたり、「話を聞いてもらう」など、サポートを求めることで緊張は低減していた。

「誰かに話をきいてもらう」(87人→108人)

「いやという」(41人→65人)が増えている。

「やりかえす」(48人→30人)が減っている。

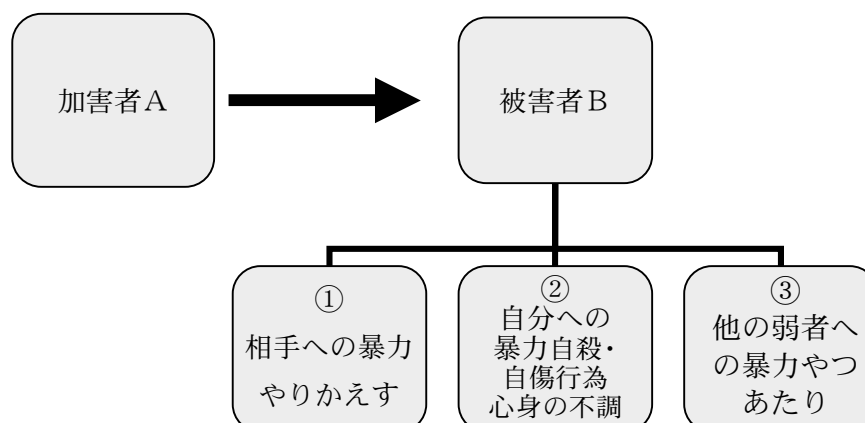


図1 参考：NPO法人SEAN 本プログラムパンフより

このプログラムでは、「やりかえす」を「①相手への暴力」、「気持ちを伝えよう」を「②自分への暴力」、被害者Bが新たに他の相手へ暴力をふるうことを「③他の弱者への暴力」として伝え（図1）、他の対処の方法があることを学ぶ。（「①気持ちを伝える ②近づかない ③サポートを求める」）

子ども自身が、暴力に対して多様な対処を知ること、また、「そうしてもいい」という権利感覚をもてること、気持ちを伝えて受け止めてもらう経験が必要とされている。同時に友だちである周囲の子どもや、大人は受け止めて「聴く」力が必要とされている。

子どもたちが受ける様々な暴力（パワー）に子どもたちはどう対処しているか、の観点で考えると、いじわるをされた「被害者B」になったときに、女子のほうが男子よりも、対処する方法を多様に持っていることといえるのではないだろうか。

資料 アンケート原本

シーン出前授業「わたしもボクも☆みんなイキイキ」事前アンケート（事後も同様の内容）

年 月 日 小学校 年 組

■つぎのしつもん<sup>ばんごう</sup>に答えてください。あなたの考えにあてはまる番号に○をしてください。

1) あなたの性別 <sup>せいべつ</sup> を教えてください。                      ① 女子                      ② 男子
2) こんど生まれてくるとしたら、女子と男子どちらがいいですか？ ① 女子                      ② 男子                      ③ どちらでもいい * どうして、そう思いますか？
3) あなたには、大きくなったらやりたい仕事 <sup>しごと</sup> がありますか？ ① ある                      ② ない * ①に○を入れた人は、教えてください。それはどんな仕事 <sup>しごと</sup> ですか？
4) 「女の子は女の子らしく」「男の子は男の子らしく」している方がいいと思いますか？ ① とても思う                      ② 少し思う                      ③ あまり思わない                      ④ まったく思わない * どうして、そう思いますか？
5) もし友だちにいじわるされたら、あなたならどうしますか？ ① だれかに話を聞いてもらおう                      ② 他人をいじめる                      ③ がまんする ④ いやと言う                      ⑤ にげる                      ⑥ やりかえす                      ⑦ その他 (                      ) * ①に○をした人は、だれに聞いてもらいますか？ (いくつでも) ① 友だち                      ② おかあさん                      ③ おとうさん                      ④ きょうだい                      ⑤ 先生 ⑥ その他 (                      )
6) そのほか、女の子や男の子について思うことを自由にかいてください。

ありがとうございました！



# 高齢者虐待に関する認識についての調査研究

## —高齢者と学生の比較—

福岡県立九州歯科大学附属歯科衛生学院専任講師  
吉田成美

### I はじめに

2000（平成12）年「児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）」、2001（平成13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者虐待防止法）」、それらに遅れること5年、2006（平成18）年4月に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」が施行されたが、これ以降でも虐待に関する相談・通報は増加傾向を示している。指摘される高齢者虐待の背景や要因は、養護者に重い介護の負担や、それに対する周囲の無関心、世帯の社会的つながり、養護者本人の問題（心身や経済面等）など多種多様である。また、これらの背景や要因は複雑に関連している場合が多く、単一の要因を除去したのみでは根本的な解決には結びつかない場合が多い。よく指摘されるのは養護者の介護疲れやストレスからの虐待であるが、日本の人口構成の高齢化は、介護を必要とする人の増加という点では、速度が速く高齢化率の到達点が高いことに加え、75歳以上の人口が多くなることを特徴とされており、介護や療養を必要とする人の実数は今後も増加し、この要因による虐待も増加すると予測できる。さらに2010年の世界保健機構（WHO）の「世界保健統計」によると、日本人の平均寿命は男性79歳、女性86歳と世界第1位の長寿国である一方で、介護期間は男性が6年、女性が10年で、今後も高齢者の介護は長期化していくと考えられる。また社会環境の変化により、家族の縮小・家庭内の介護力の低下が進み介護が長期化していく中で、養護者としての家族がより多くの介護機会に直面すると予測される。

近年、特に児童虐待が社会問題となり、虐待による死亡事件はマス・メディアでも大きくとり上げられ、虐待という言葉が広く知られるようになった。高齢者に対する虐待も、日本では必ずしも新しい問題事象ではないが、社会的に認知されるようになったのは比較的最近のことである。今後も高齢化が進むにつれ、また介護の長期化によって、高齢者虐待に関する問題が増加する可能性は高いと推測できる。

以上のような社会的背景の下、高齢者虐待防止法には発見者の通報の義務があるものの、高齢者虐待の防止や早期発見については、まず虐待の認識を高めることが重要であると考えられる。しかし、その背景や要因が多種多様であり、虐待の判断基準が曖昧で明確とはいえない。高齢者虐待防止法には、守秘義務に関する法律により発見者の通報は妨げられない旨の条文（第7条）があるが、曖昧な基準では通報に結びつき難いであろう。この曖昧で明確とはいえない判断基準について、高齢者虐待の認識調査を行い、共通点・相違点を明確にした上で虐待の認識を高めていく必要があると考える。特にこれからの高齢社会を担う若年層に対する高齢者虐待の認識を高めることは、高齢者虐待の防止や早期発見に大きく影響すると考える。

また、高齢者虐待防止法条文第7条では保健医療福祉関係者のみならず、居住地域住民にも発見者の通報を求めており、これに関連して、通報先となるであろう民生委員や地域包括支援センター職員の虐待の認識や、発見者の虐待の判断基準が曖昧では通報には結びつかない。高齢者虐待の防止に向けた認識の向上や、判断基準の明確化が求められる。

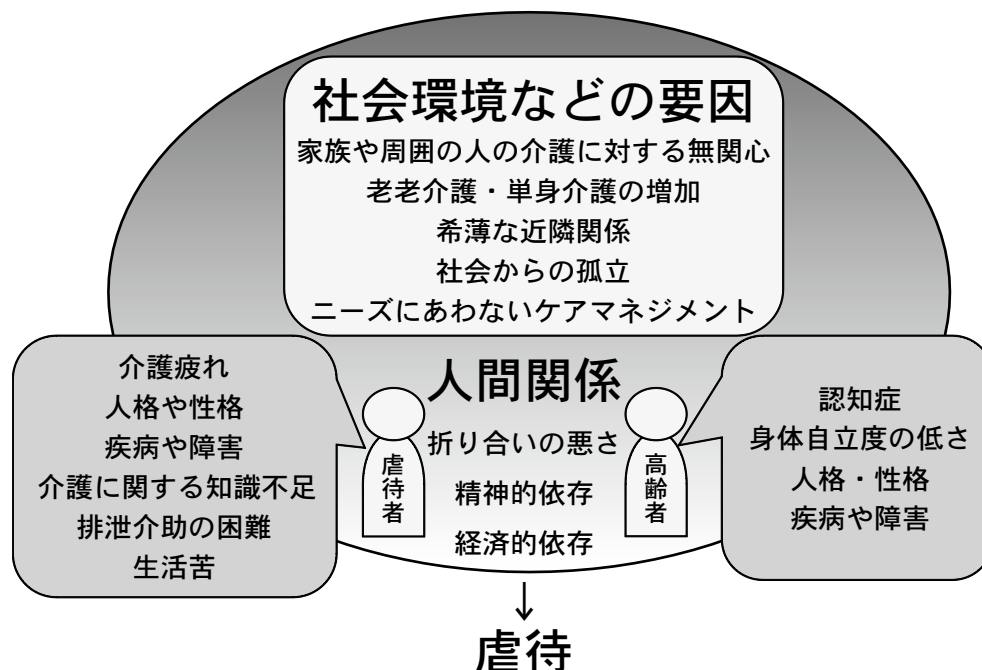
そこで、高齢者と大学生を対象に高齢者虐待に関する認識調査を行い、分析・整理することにより問題点を明らかにし、高齢者自身の高齢者虐待に関する認識調査をもとに判断基準とその不明確さを明らかにするとともに不明確さの要因について検討し、今後より広く高齢者虐待の認識を高めていく方法を検討することを目的とし調査を行った。

## II 高齢者虐待の現状

### 1 難しい高齢者虐待の判断

高齢者虐待が起こる背景や要因には、図表1に示すとおり単身での養護・介護や社会からの孤立などの社会環境要因の他、高齢者側の要因として認知症や問題行動、本人の性格などが挙げられる。一方、虐待する養護・介護者側の要因として、介護疲れや知識・情報の不足などが挙げられる。さらに人間関係が円満でないことや経済的に不安定なことによって、虐待が起こりうる環境となる。しかしながら背景や要因が満たされたからといって、すべてで虐待が起こっているわけではなく、さまざまな要因が重なり合って虐待が起こるのである。

図表1 高齢者虐待の背景



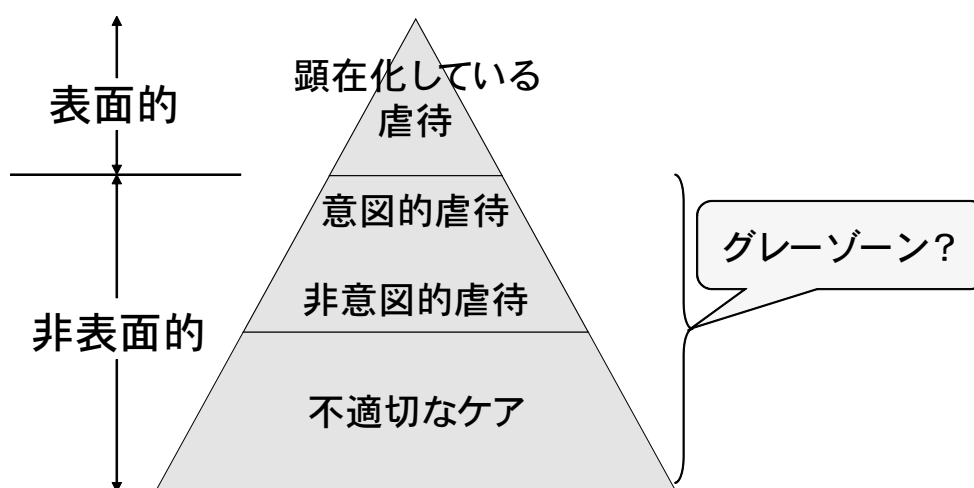
出典 大淵修一2008『高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック』p.30より作成

図表2には高齢者虐待の概念図を示した。これによると高齢者虐待には顕在化している虐待だけでなく、顕在化していない虐待が存在している。顕在化していない虐待には、意図的虐待と虐待行為を行っているつもりがない非意図的虐待、その他に不適切なケアがあり、これらはグレー

ゾーンと捉えられ、虐待であるか否かの判断が難しくなっている。

高齢者虐待が顕在化しにくい理由にはさまざまな要因があると考えられるが、どこからが通常の家族の間で行われていることで、どこからが虐待であるかを判断するのが難しいため、発見する側の保健や福祉の専門職でさえも積極的に取り上げにくいという面がある。さらに本人に認知症状があれば、自分の置かれている状況を正確に伝えること自体が困難な場合もある。社会的・文化的要素が絡むだけでなく、高齢者及び家族の主観的要素も加味されることから、何をもって高齢者虐待とするかなどの多くの課題を抱えている。

図表2 高齢者虐待の概念図



出典：小林篤子2004『高齢者虐待』p219より作成

## 2 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義と分類

### (1) 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法において、高齢者とは65歳以上の者をいい、高齢者虐待とは養護者及び要介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。また同法は、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、高齢者の権利擁護に資することを目的としている。

高齢者虐待防止法により高齢者虐待の防止は、市町村の責務となり、地域包括支援センターが高齢者虐待防止や権利擁護の相談を取り扱うことになった。さらに高齢者虐待を発見した者には通報の責務を定めている。

高齢者虐待とは高齢者の身体や生命に危険が及ぶものだけにとどまらず、高齢者が自覚しているかどうか、意図的・非意図的にかかわらず、高齢者の人権を侵害する行為のすべてであり、その結果として高齢者が人として尊厳を保てない状態に陥り、人間らしく生存することが侵される行為である。日本国憲法で基本的人権が保障されることはいうまでもなく、老人福祉法2条では「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とある。重要なことは、法制度だけではなく、心の中にあるエイジズムのような偏見や差別をなくし、意識から変えていくことであると考えられる。

## (2) 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の分類

図表3のとおり、高齢者虐待防止法第2条第4項が示す虐待分類は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5分類である。

図表3 高齢者虐待の分類と定義

分類	高齢者虐待の定義と具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 【具体的な例】平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。無理矢理食事を口に入れる。やけど・打撲をさせる。意図的に薬を過剰に服用させる。ベッドに縛りつける。身体的拘束・抑制をする。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 【具体的な例】入浴しておらず、異臭がする。髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある。室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる。高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 【具体的な例】排泄の失敗などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮辱を込めて、子どものように扱う。高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【具体的な例】排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触、セックスを強要する。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が該当高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 【具体的な例】日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅などを本人に無断で売却する。年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

出典：高齢者虐待防止法（具体例を除く）

## 3 高齢者虐待防止法における高齢者虐待の現状

厚生労働省「平成20年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果2009」によると、2008（平成20）年度に確認された要介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報対応件数は、2007（平成19）年度379件、2008年度451件と72件（前年度比19.0%）増加、一方家族など養護者による高齢者虐待についての相談・通報対応件数は、2007年度19,971件、平成20年度21,692件と1,721件（同8.6%）増加と、要介護施設と家庭の双方で増加している。また家庭における虐待判断件数は14,889件で、前年度より1,616件（同12.2%）増加していることがわかった。虐待の実態として、被虐待高齢者の77.8%が女性であり、年齢は80歳代が41.7%を占めていた。虐待者は息子が一番多く40.2%であった。虐待の種別・類型では、殴るなどの身体的虐待が63.6%で最も多く、暴言や無視などの心理的虐待、介護の放棄が上位を占めていた。しかしなが

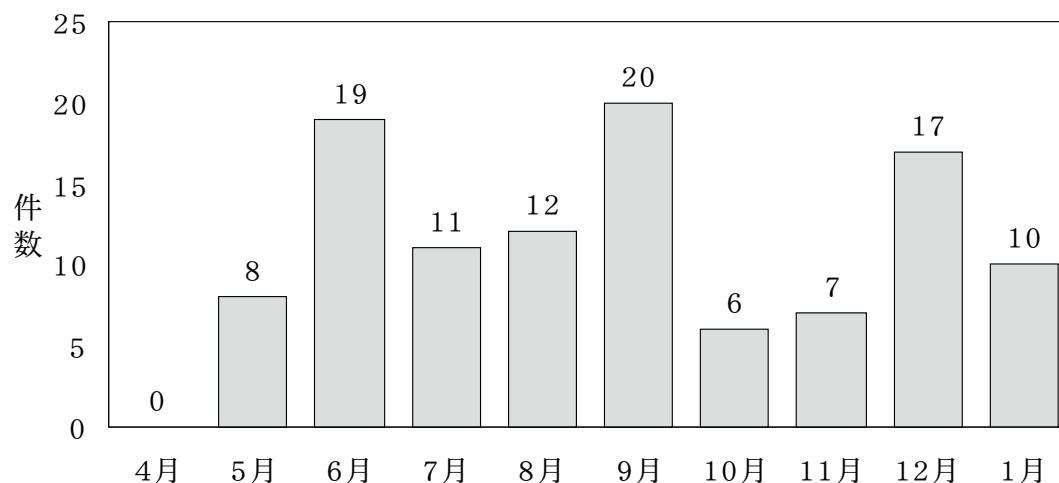
らこの調査に示された数値は、当然顕在化していない虐待を含んでいない〔図表4〕。

図表4 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

虐待の種類・類型 (重複あり)	要介護施設従事者等による 高齢者虐待 (%)		養護者による 高齢者虐待 (%)	
	身体的虐待	74.30	身体的虐待	63.60
心理的虐待	30.00	心理的虐待	38.02	
世話の放棄・放任	5.70	世話の放棄・放任	27.00	
性的虐待	4.30	経済的虐待	25.70	
経済的虐待	4.30	性的虐待	0.80	
被虐待高齢者の状況	女性	70.20	女性	77.80
	80代	54.80	80代	41.70
虐待者の職種・続柄	介護職員	89.50	息子	40.20
	管理者	5.80	夫	17.30
	その他	4.70	娘	15.10
相談・通報者 (複数回答)	家族・親族	34.60	介護支援専門員等	43.80
	該当施設職員	25.70	家族・親族	13.31
	該当施設元職員	12.40	被虐待高齢者本人	11.80
	その他	39.40	その他	39.30

出典：厚生労働省平成20年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に基づく対応状況等に関する調査結果2009. 11 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r08520000002mce.html> より作成

図表5 北九州市小倉北区における高齢者虐待の相談件数



出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2 2007

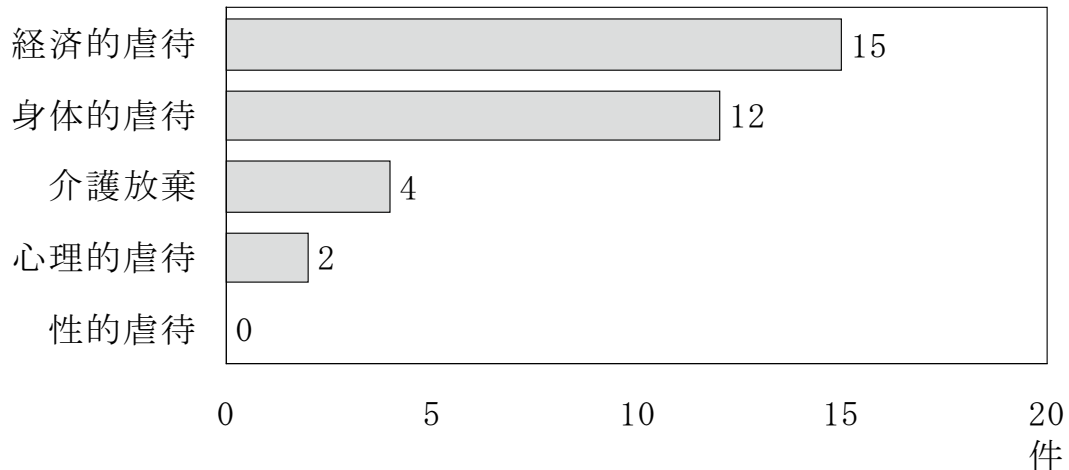
ここで北九州市における高齢者虐待に関する調査の一部を示す。北九州市小倉北区役所生活支援課統括支援センター『小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2』によると、2006(平成18)年4月～2007年1月の北九州市小倉北区における高齢者虐待に関しての相談は、月平均11.4件であった〔図表5〕。

次いで2006年4月～2007年1月の北九州市小倉北区における類型別高齢者虐待に関しての相



談は、経済的虐待が15件を占め、次に多いのが身体的虐待で12件であった。また、虐待の中には身体的虐待と経済的虐待など、重複が多くみられた。なお当件数は、地域包括支援センター・統括支援センターが直接事例に関わったケースのみを示しており、前記の虐待相談件数とは違いがある〔図表6〕。

図表6 分類別高齢者虐待の相談件数



出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2 2007

相談者と相談内容・状況に関しては、図表7のとおりである。高齢者虐待の相談者・通報者は介護支援専門員や民生委員が多く、次いで隣人・知人であり、本人・家族の順であった。

虐待を受ける確率が高いのは、年齢の高い高齢者、男性よりは女性、心身に障害がある者であり、特に80歳以上の高齢者が半数以上を占めているという報告がある。養護者や介護者が虐待者であるというケースがほとんどで、養護・介護と虐待の関係の深さがわかる。

なお、個人情報保護の観点から北九州市小倉北区役所生活支援課統括支援センターにおける小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みに関する報告書は現在作成されていない。

図表 7 高齢者虐待の相談内容

相談者	本人の状況	内容
本人	女性 自立 認知症なし	息子の借金で家庭内で喧嘩ばかりしていると本人から連絡。次男はお金を借り逃げ、同居している長男が保証人となり返済が大変で文句ばかり言われている。
病院SW	女性 要介護 5 認知症	入院費を次男が支払わない。次男は高次脳機能障害があり判断力が弱い。以前次男から身体的虐待を受けたことがある。退院した後はネグレクトが心配。
民生委員	女性 要支援 1 認知症なし	アルコール中毒の次男からの暴力で右眼が腫れている。自宅内も暴れたあとがある。
介護支援専門員	女性 要支援 1 認知症なし	娘と二人暮らし。鍋を頭にぶつけられる。出て行けと毎日のように言われる。
介護支援専門員	女性 要介護 2 認知症なし	本人と次女、長男家族との同居。 次女より毎日のように悪口を言われ、時々頭を叩かれる。
介護支援専門員	女性 要介護 4 認知症	長男と二人暮らし。 長男はアルコール依存で包丁を振り回すことがある。
長女	男性 要介護 2 認知症	長男と二人暮らしだが、ほとんど食事を与えない。 脱水状態が続いており、顔に殴られたようなアザがある。
介護支援専門員	女性 要介護 1 認知症	同居している長男に蹴られて肋骨骨折し入院。 今後どのように対応していけばいいのか。
介護支援専門員	女性 要介護 2 軽度の認知症	長男と二人暮らし。長男が本人の年金を担保に借金している。お金の工面がつかず、介護保険サービスを利用していたが、利用が困難になってきている。
介護支援専門員	女性 要介護 2 認知症あり	長男と二人暮らし。右頬にアザがある。手先などが汚れ、入浴はおこなえていない様子。

出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組み VOL.2 2007

### Ⅲ 調査の概要

#### 1 調査の手続き

##### (1) 高齢者調査

調査対象	地域交流型デイサービスの利用者
調査期間	2010年10月14日～11月16日
調査方法	地域交流型デイサービス参加した人への質問紙による集合調査
回収回答票数	79票
集計回答票数	79票

地域交流型デイサービスとは社会福祉法人北九州市社会福祉協議会が主催する介護予防サービス高齢者地域交流支援通所事業のひとつで、住み慣れた地域の拠点である市民センターにおいて、週2回、平日の10:00～14:00の時間に、健康運動指導士や管理栄養士ら介護予防担当のもと、昼食会や各種レクリエーション、健康チェック、体操など健康や生きがいがづくりに役立つサービスを提供する。利用できる人は北九州市内在住の在宅高齢者で、介護保険制度要介護認定で非該当とされた人や、おおむね65歳以上で少し身体の動きが弱った人、一人暮らしの人や閉じ

こもりがちな人である。この事業実施中に社会福祉法人北九州市社会福祉協議会デイ指導員の協力のもと、79人の高齢者に回答を得た。

## (2) 大学生調査

調査対象	3科目を受講した北九州市立大学の学生
調査期間	2008年10月2～3日
調査方法	受講学生への質問紙による集合調査
回収回答票数	209票
集計回答票数	209票

## 2 調査票について

大学生対象の調査には、牧野里奈の「十勝における高齢者虐待に関する認識調査(1)―N地区とF地区の比較―」(2005)を参考に修正・追加し、調査に用いた(「高齢者虐待に関する認識調査―大学生の視点から―」(2009))。その調査票を再検討し、高齢者対象の調査票を作成した。

虐待の分類は、高齢者虐待防止法第2条第4項が示す5分類、すなわち身体的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を用いた。調査票は資料として添付している。

図表8は高齢者への調査で用いた5つの虐待事例であり、図表9は大学生への調査で用いた7つの虐待事例である。

図表 8 高齢者への調査で用いた虐待事例

虐待分類	事例
身体的虐待	75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	81歳女性。娘と同居であるが、その娘が入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。
心理的虐待	94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69歳）夫婦、主に息子の嫁（57歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。
性的虐待	76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせず嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。
経済的虐待	79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。

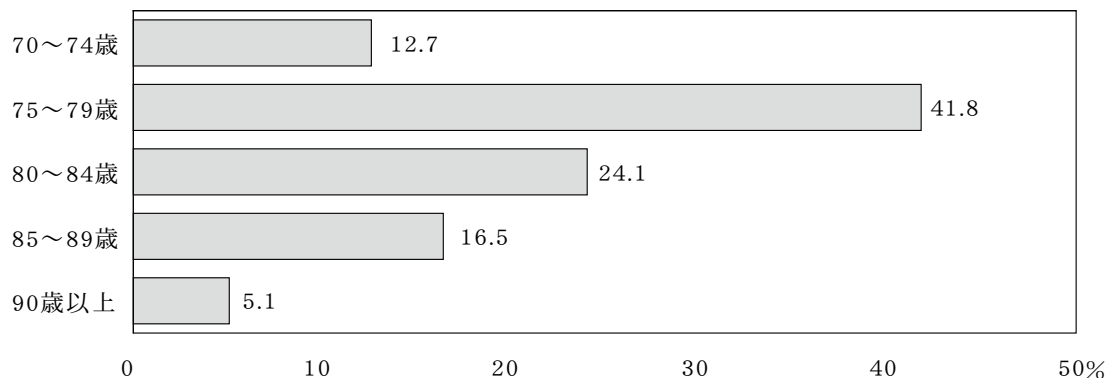
図表 9 大学生の調査で用いた虐待事例

虐待分類	事例
身体的虐待	高齢者（84歳）の体には、お腹や背中に、打撲のような跡・アザが2・3ヶ所ある。
	75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	81歳女性。娘と同居であるが、その娘が入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。
心理的虐待	80歳男性。一家で食事をする時に、家族全員が揃って食事をするのが習慣である。しかし、男性の部屋の前には食事が用意されて置かれており、家族と同じ食卓を囲むことができず、常にひとり自分の部屋で食事をとっている。
	94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69歳）夫婦、主に息子の嫁（57歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。
性的虐待	76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせず嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。
経済的虐待	79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。

### 3 対象者の基本属性

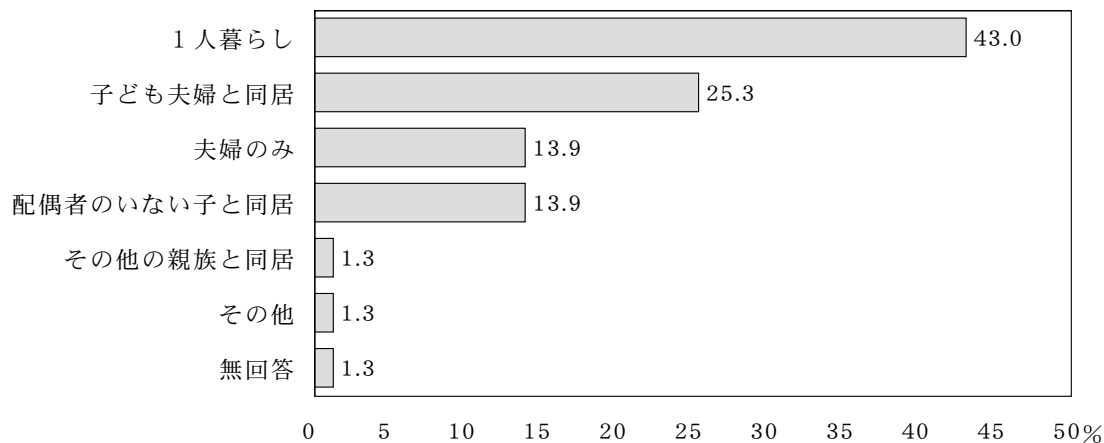
#### (1) 高齢者の基本属性

図表10 高齢者の年齢



図表10のとおり、性別は男性が3.8%（3人）、女性が96.2%（76人）と、女性が9割以上であったため図表で示していない。年齢は全員が70歳以上で、70～74歳が12.7%（10人）、75～79歳が41.8%（33人）と最も多く、80～84歳が24.1%（19人）、85～89歳が16.5%（13人）、90歳以上が5.1%（4人）で、最高齢は95歳であった。

図表11 高齢者の家族構成

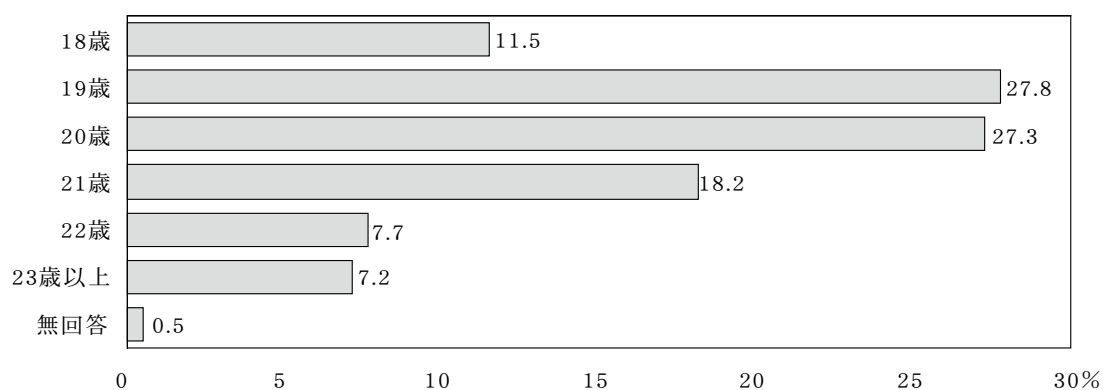


図表11は家族構成を示しているが、1人暮らしの高齢者が43.0%（34人）と最も多く、次いで子ども夫婦と同居している高齢者が25.3%（20人）、夫婦のみ世帯の高齢者と配偶者のいない子と同居している高齢者がそれぞれ13.9%（11人）であった。その他の親族と同居している高齢者、その他、無回答がそれぞれ1人であった。

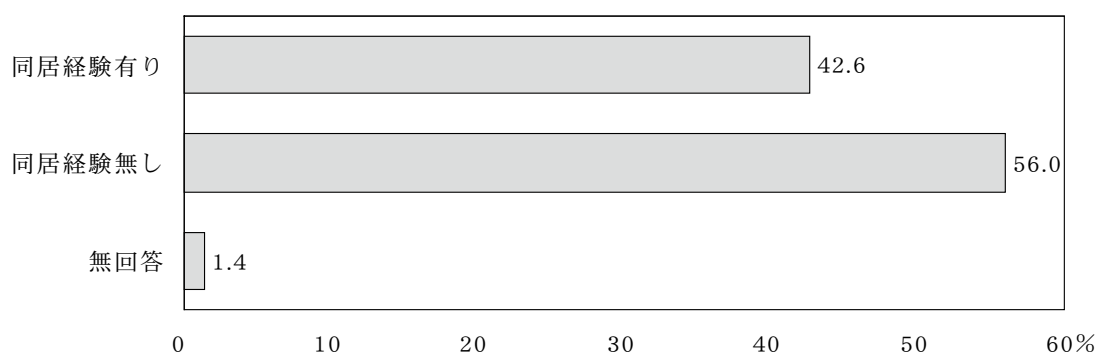
#### (2) 大学生の基本属性

年齢は図表12のとおり、19～20歳が5割以上を占め、21歳を加えると7割を超える。

図表12 大学生の年齢



図表13 祖父母との同居経験の有無



家族構成については調査をしていないが、図表13には祖父母との同居経験の有無について示した。同居経験がある学生が42.6%（89人）、同居経験がない学生が56.0%（117人）で、祖父母との同居経験のない学生の方が多く、過半数を超えていた。

以上が調査対象者の基本属性であるが、以降の結果の考察等では高齢者の調査結果を中心に、共通する質問がある場合にのみ調査結果と比較する。また、ここで紹介する以外にも調査票にある質問について回答を得たが、集計表のみ載せており今回は掲載していない。

## IV 調査結果に基づく世代間の高齢者虐待の捉え方の比較

### 1 調査結果に基づく虐待5分類の判断に関する比較

「高齢者虐待の認識に関するアンケート」を、5つの高齢者虐待の分類別に、結果をまとめると次のとおりである。

高齢者を対象とした調査への回答は、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5分類の事例について、それぞれ「虐待であると思う」「虐待ではないと思う」「どちらともいえない」の3つの選択肢の中から、当てはまるもの1つを選択する形式である。

以下では、高齢者と大学生の共通する事例のみ調査結果を示す。

#### (1) 身体的虐待

高齢者虐待防止法における身体的虐待とは、「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」であり、具体的な例は、叩く、殴る、蹴る等身体に暴力的行為を加えることである。

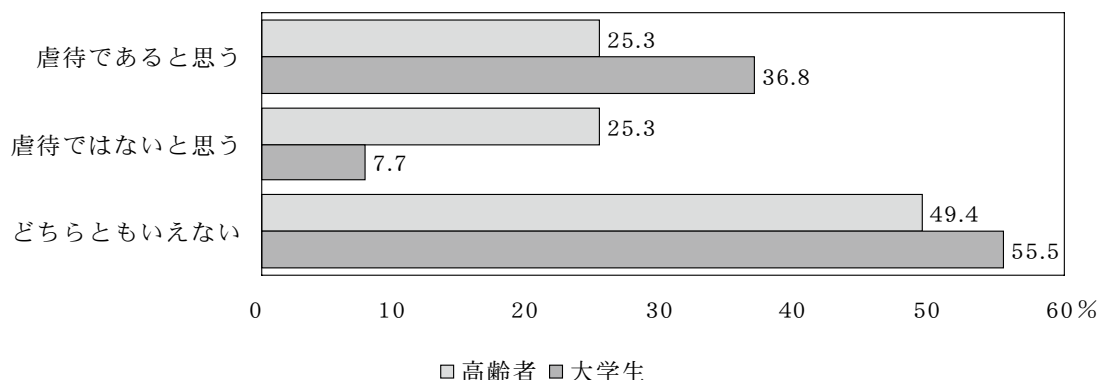
#### 事例1 「身体拘束」の事例

75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。

事例1は高齢者が夜徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、ベッドに縛りつけたものがある。身体的虐待としては、殴る、蹴るなどの身体に暴力を与えることをイメージしやすいが、身体拘束は明らかに自由を奪う行為であり、身体的虐待にあたる。

調査の結果は、図表14に示すとおりである。虐待と判断している高齢者と判断していない高齢者がそれぞれ約25%に対し、虐待と判断している大学生は約36%で10ポイント以上多く、判断していない大学生は高齢者より20ポイント近く少ない。このように身体的虐待に関しては大学生の方が虐待の認識が高かった。「どちらともいえない」と判断を保留した人は高齢者、大学生ともに約半数を占め、虐待の判断の難しさを示唆している。

図表14 高齢者と大学生の身体的虐待の判断



## (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者虐待防止法における介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）とは、「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待に揚げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること」となっている。具体的な例は、水分や食事を与えられず、脱水状態や栄養失調の状態にある。入浴しておらず、異臭がする。室内にゴミを放置するなどである。

### 事例2（「ネグレクト」の事例）

81歳女性。娘と同居であるが入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。

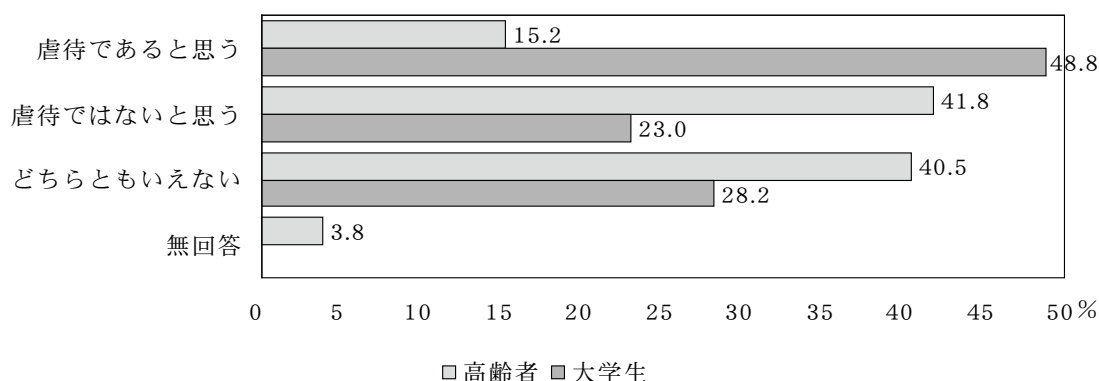
事例2は寝たきりで飲食がほとんどなく、排便・排尿においても世話や介助がなされておらず、高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等養護を著しく怠る行為であり、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）にあたる。

この事例は実際に行政が虐待と判断した事例であり、同居していない孫からの通報で、病院に搬送されるが、搬送先の病院で死亡という最悪な結果となった。高齢者自身が孫の勧める入院を拒否しているという面もあり、判断が難しくグレーゾーンとも考えられるが、世話の放棄・放任（ネグレクト）である。背景には不適切なケア、知識・情報の不足、さらには高齢者本人の恥の意識等が絡んでおり、家族以外の人への介入が難しい事情がある。このように家庭の事情を他者に知られたり介入されることを嫌い、自分の心の中に抱え込むといった高齢者側の問題も、高齢者虐待の早期発見を難しくしている要因のひとつである。しかしながら事例2のような行為は、高齢者自身の自覚を問わず生命や健康に影響を及ぼしており、明らかに介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）とみなされる。また、高齢者はじっとして動かない、寝たままでも違和感がなく日常生活においてもそれが普通であるという高齢者のイメージや養護者側の勝手な思い込みが、意図的・非意図的にかかわらず、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）につながっていると考えることができる。

さらに高齢者虐待防止法第2章第7条では、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、該当高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」となっており、高齢者虐待を発見した場合は、自治体への通報が義務付けられている。この事例の場合、入院による保護・分離や老人福祉法第20条第3項に規定する短期入所施設への措置が必要な事例である。その際には、高齢者の心理面を考慮しながら、高齢者・養護者双方への公的な支援を含めた援助や社会資源の活用が必要であろう。



図表15 事例2 高齢者と大学生の介護・世話の放棄・放任の判断（複数回答）



調査結果は、図表15に示すとおりである。高齢者と大学生の虐待認識結果を比較すると、大学生では半数近くが虐待と判断している一方で、高齢者は約15%と大学生の3分の1以下であり、大学生と比べると虐待の認識が低かった。一方、虐待と判断していない高齢者は4割を超えていたが、大学生では23%で、虐待と認識していない高齢者が多かった。判断を保留した高齢者も4割おり、大学生と比較すると高齢者の方が虐待認識の判断が難しいと感じていると推測できる。

### （3） 心理的虐待

高齢者虐待防止法における心理的虐待とは、「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」となっている。具体的な例としては、怒鳴る、悪口を言う、意図的に無視するなどがある。

### 事例3（「言葉による暴力」の事例）

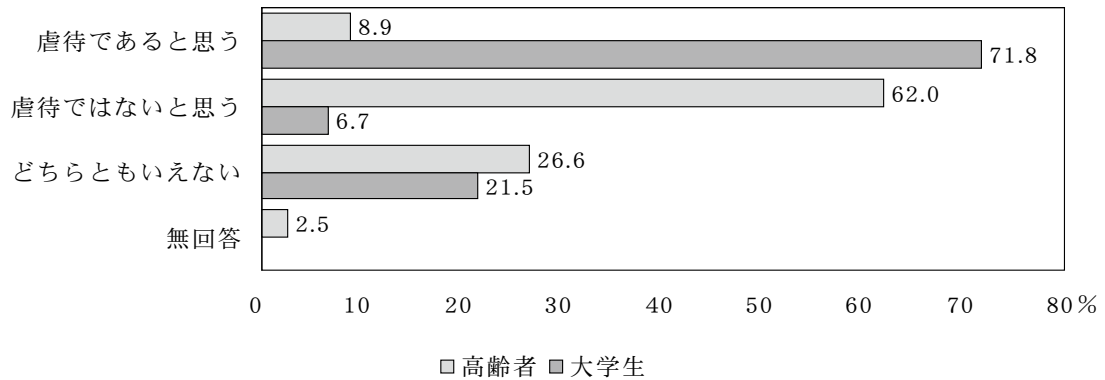
94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子(69歳)夫婦、主に息子の嫁(57歳)の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならぬのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。

事例3はののしる、悪口を言うなど言葉による暴力行為である。しかしながら身の回りの世話はきちっとしているため、グレーゾーンとも考えられ、判断が難しい事例といえる。

この事例もまた行政で実際に扱われ、グレーゾーンと判断された事例である。本人は家に執着しており、雨戸を閉めた暗い室内で、追い出される不安から必死にトイレに行っており、ベッドとトイレの行き来のみである。家族は言葉がきついが表裏なく言葉にするだけで、世話はしている。背景には介護疲れや介護ストレス、知識・情報の不足、さらに永い間の家族関係が複雑に絡んでおり、行政であっても介入が難しい事例である。

調査結果は、図表16に示すとおりである。高齢者と大学生の虐待認識結果を比較すると、大学生においては7割以上が虐待であると判断している一方で、高齢者は1割弱しか虐待と判断していなかった。逆に虐待と判断していない高齢者は約6割以上おり、大学生においては1割以下で、高齢者と大学生の虐待認識は真逆の結果であった。虐待の判断に迷った高齢者と大学生は、比較的差が少なかった。

図表16 高齢者と大学生の心理的虐待の判断



#### (4) 性的虐待

高齢者虐待防止法における性的虐待とは、「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」となっている。具体的な例として、キス、性器への接触、セックスを強要するなどがある。

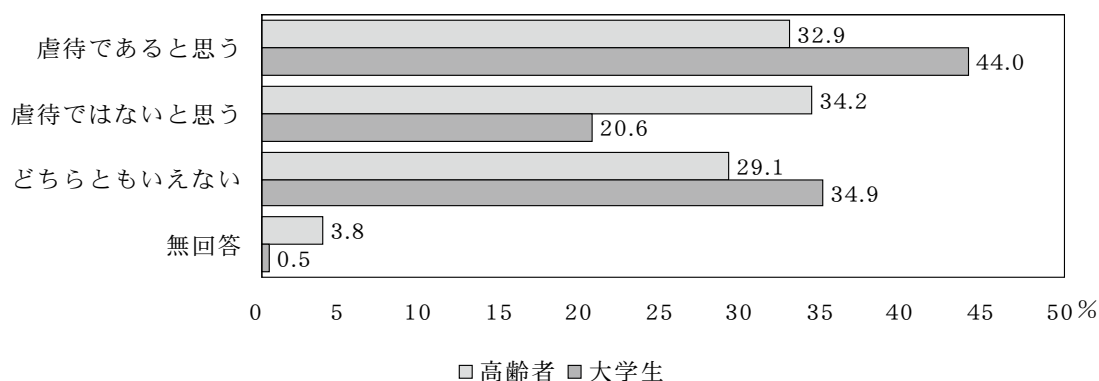
#### 事例4 (「嘲笑い」の事例)

76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせずに嫁(48歳)が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。

事例4では高齢者の体を見て笑ったという行為を示した。性的虐待としてイメージしやすいのは、無理な性的関係や性的ないたずらなどであると思われる。しかしながらイメージしやすい内容からだけで性的虐待の範囲を捉えてしまうと、狭い範囲しか性的虐待としてみない危険性がある。事例4のように性的な辱めのような行為も性的虐待と捉える必要があり、性的虐待に関してはどこまでを性的虐待の範囲として捉えるかが課題である。また、この事例は心理的虐待としても捉えることができる。

調査結果は、図表17のとおりである。高齢者と大学生の虐待認識結果を比較すると、虐待と判断している高齢者は約3割で、大学生の44.0% (92人) より1割ほど少なく、大学生の方が虐待の認識が高かった。一方虐待と判断していない高齢者は3割を超えていたが、大学生は20.6% (43人) であり、高齢者の方が多く、大学生の方が少なかった。「どちらともいえない」と判断を保留した高齢者は3割弱であったのに対し、大学生は34.9% (55人) と大学生の方が多かった。高齢者における性的虐待の認識は、虐待と判断している高齢者と判断していない高齢者がほぼ同数で、さらに判断を保留した高齢者が29.1% (23人) で3つの選択肢において大差がなかった。

図表17 高齢者と大学生の性的虐待の判断



### (5) 経済的虐待

高齢者虐待防止法における経済的虐待とは、「養護者又は高齢者の親族が該当高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること」となっている。具体的な例として、年金や預貯金を勝手に使用する。本人の自宅などを無断で売却するなどがある。

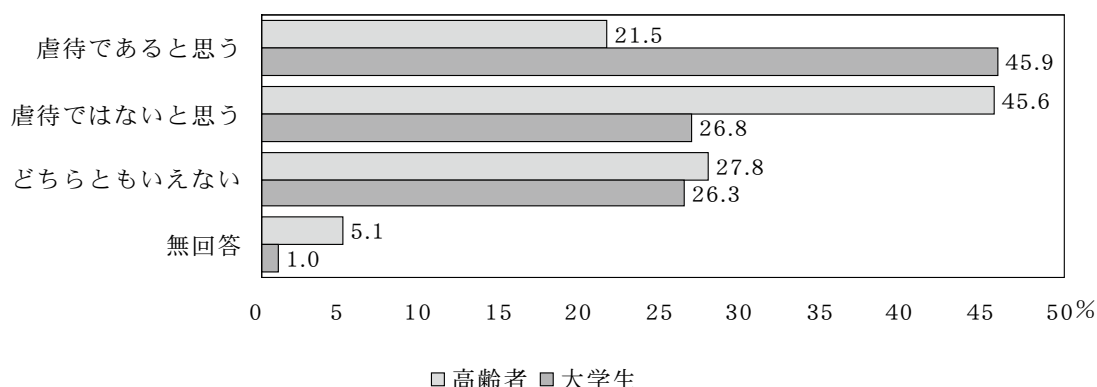
#### 事例5（「金銭搾取」の事例）

79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いつつも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りただけだ。」と言って、勝手に持って行った。

事例5は、高齢者本人に断りなく、金銭を使用したというものである。近年、高齢者をターゲットにした消費者被害も多く、経済的虐待は高齢者虐待特有の虐待分類であり、家庭内の役割や立場といった関係性も関与してくることから認識が難しい事例である。しかしながらたとえ家族間や家庭の中で起こったことでも、身内という近い関係だからこそ事柄によっては守るべき道徳やルールがあり、適切な距離感を保つ必要があると考える。

調査結果は、図表18のとおりである。高齢者と大学生の虐待認識結果を比較すると、「虐待であると思う」と判断した人は、高齢者が約2割であるのに対し、大学生が45.9%（96人）、「虐待ではないと思う」と判断した人は、高齢者が4割以上で半数近くの高齢者が虐待の認識がないのに対し、大学生が26.8%（56人）と、心理的虐待と同様に経済的虐待でも認識が真逆であり、大学生の方が虐待に対する認識が高かった。「どちらともいえない」と判断した人は、大学生が26.3%（55人）で、高齢者と同程度であった。

図表18 高齢者と大学生の経済的虐待の判断（複数回答）



## 2 調査結果に基づく虐待5分類の判断理由に関する比較

高齢者を対象とした調査では、虐待の5分類の事例について、虐待の判断とさらにその判断理由についても、選択肢を設け調査を行った。その他と回答した人には自由記述を求めた。

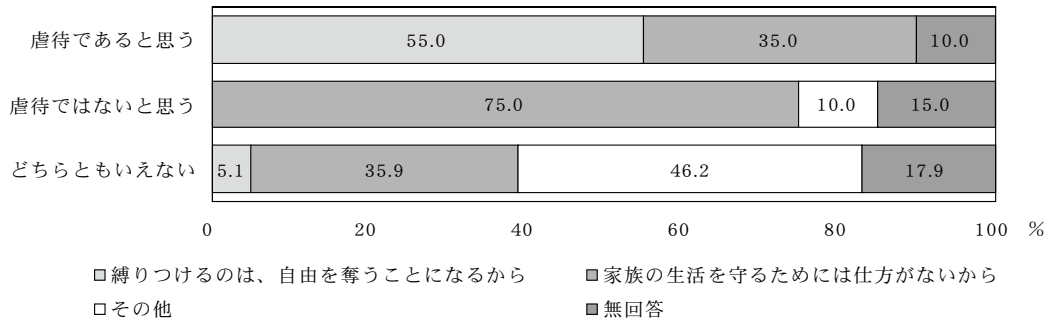
### （1）身体的虐待

身体的虐待の判断理由を聞いた結果を、図表19に示した。「虐待であると思う」と判断した理由は、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人が55.0%（11人）と最も多く、次いで「家族の生活を守るためには仕方がないから」と答えた人が35.0%（7人）だった。殴る・蹴るなどの身体的暴力以外の身体的な拘束や抑制に関しても虐待と捉えている人が半数以上であった。

「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「家族の生活を守るためには仕方がないから」と答えた人が75.0%（15人）で、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人はひとりもいなかった。「その他」と答えた人の意見は、「女性の身体の安全のため」や「家族を守るためにしかたがないと思う」という意見があった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」が46.2%（18人）で、「自分は今の所そのような立場になった事はありませんが、いろいろ聞きますと私も息子さんのようにしたかも知れません」や「その時でないといけない」という意見の他に「昼間はヘルパーさんなどにお願いしたら良いと思います」という意見があった。次いで「家族の生活を守るためには仕方がないから」と答えた人が35.9%（14人）、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人が5.1%（2人）であった。この結果、「どちらともいえない」と判断を保留した人の中に、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」が虐待と判断しきれない「家族の生活を守るためには仕方がないから」との葛藤がうかがえる。

図表19 身体的虐待の判断と判断理由（複数回答）



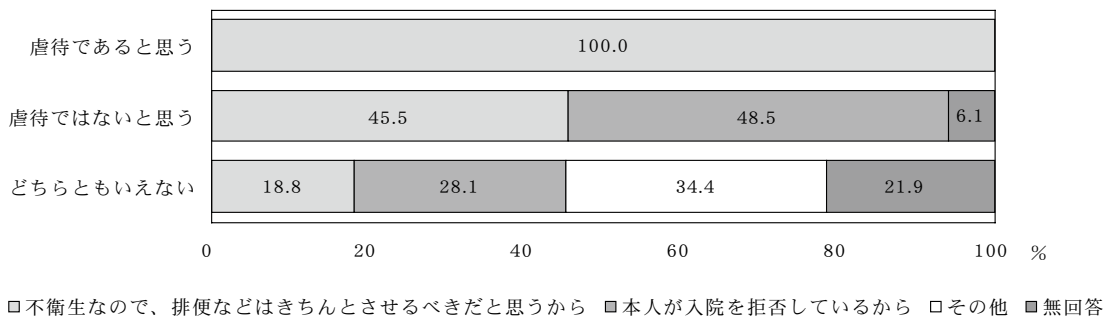
（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）の判断理由は、図表20のとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」が全員（12人）で、「食事と排便は人間としての生活の最低の基礎なので」などの意見があり、他の判断理由を挙げた人はひとりもいなかった。

「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「本人が入院を拒否しているから」と答えた人が48.5%（16人）、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」と答えた人が45.5%（15人）とほぼ同数であり、後者は「虐待ではないと思う」という判断である。これは高齢者本人の意思と家族の関係性を考慮したためではないかと考えられる。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」と答えた人が34.4%（11人）で、「孫に看病は無理です、入院すべきである」「成るべく入院をすすめるべきである（記述のまま）」という意見が目立った。次いで「本人が入院を拒否しているから」と答えた人が28.1%（9人）、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」と答えた人が18.8%（6人）の順であった。このように共通している理由でも、虐待と判断されたり、虐待ではないと判断されたりという結果からも、視点の違いや立場の違いにより判断が左右されることがわかる。

図表20 介護・世話の放棄・放任の判断と判断理由（複数回答）



（3）心理的虐待

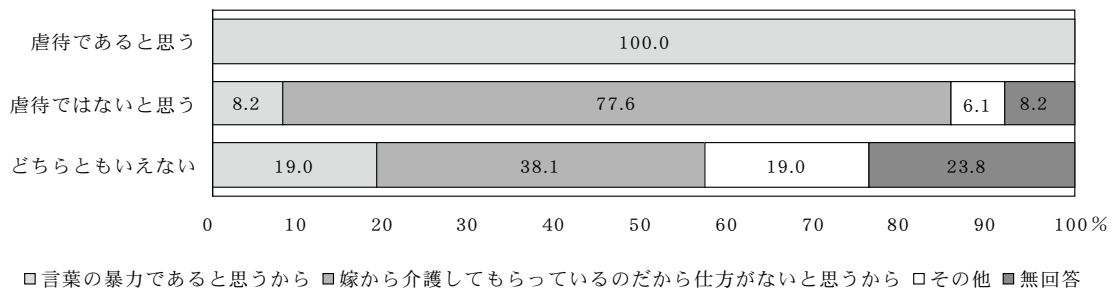
心理的虐待の判断理由は、図表21に示すとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「言葉の暴力であると思うから」と答えた高齢者が全員（7人）で、他の判断理由を挙げた

人はひとりもいなかった。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と答えた人が77.6%（38人）と7割以上で最も多く、「言葉の暴力である様だけどきっちり世話が出来ているから」「嫁から世話されているから仕方ないと思います」という「その他」の意見があり、言葉の暴力であることを認識しているにもかかわらず、世話になっているから仕方がないという高齢者側に立った判断をしているのではないかと考えられる。次いで「言葉の暴力であると思うから」と答えた人と無回答がそれぞれ8.2%（4人）、その他が6.1%（3人）の順であった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と答えた人が38.1%（8人）、次いで「言葉の暴力であると思うから」と「その他」と答えた人がそれぞれ19.0%（4人）であった。このように理由が同じでも、判断が異なる。

図表21 心理的虐待の判断と判断理由（複数回答）



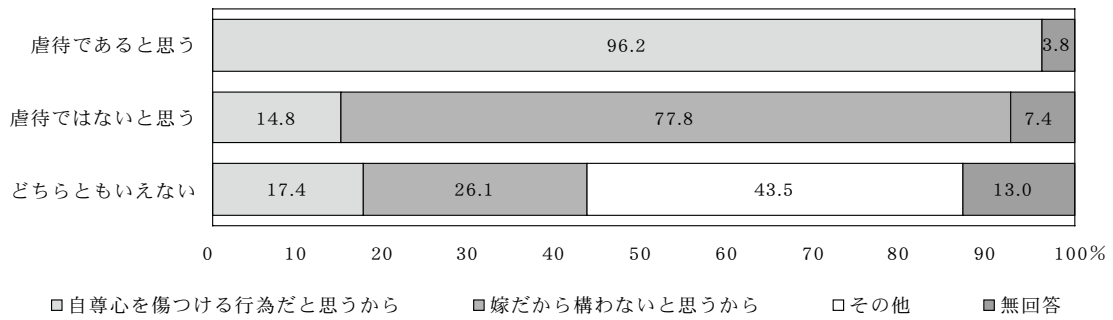
#### （４）性的虐待

性的虐待の判断理由を聞いた結果を図表22に示した。「虐待であると思う」と判断した理由は、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が96.2%（25人）で、虐待と判断した人のうち無回答の1人を除いた人が自尊心を傷つける行為であると認識していた。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が77.8%（21人）と最も多く、高齢者側に立った考えより、家族という間柄を優先した考えの方が7割を超えていた。次いで「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が14.8%（4人）、無回答が7.4%（2人）であった。

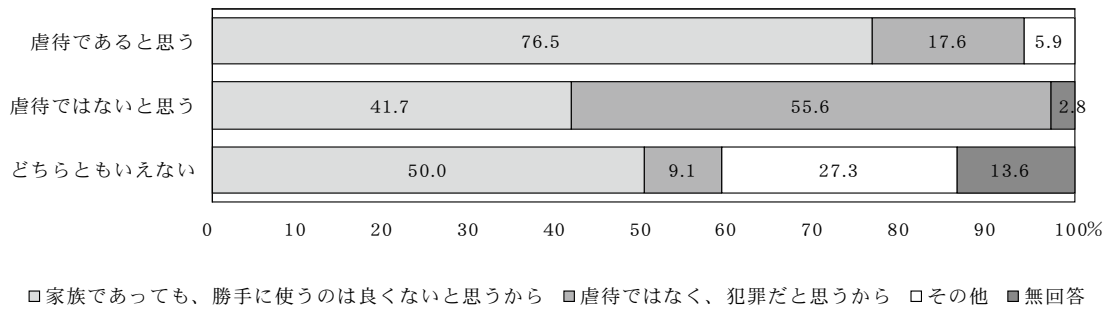
「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」と答えた人が43.5%（10人）と最も多く、「笑いはいけませんが、身体を心配されているのでは」という意見がある一方で「同じ家に住んでいるのだから仕方がない事だと思う」という意見があった。次いで「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が26.1%（6人）、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が17.4%（4人）の順であった。

図表22 性的虐待の判断と判断理由（複数回答）



(5) 経済的虐待

図表23 経済的虐待の判断と判断理由



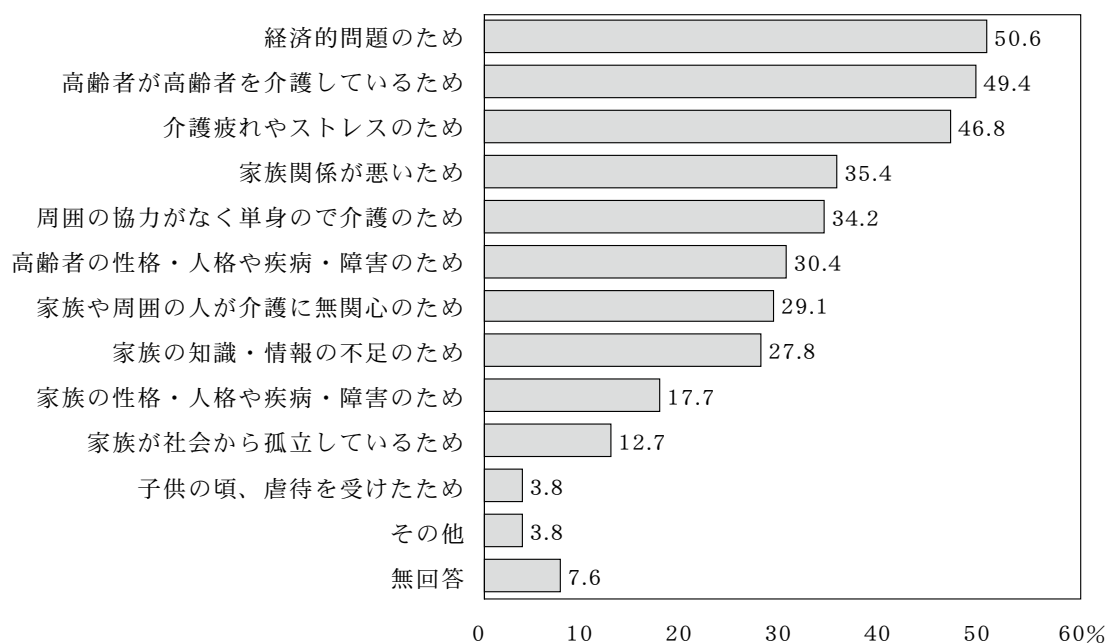
図表23は経済的虐待の判断理由の結果を示している。「虐待であると思う」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が76.5%（13人）と7割以上で、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が17.6%（3人）、「その他」が5.9%（1人）であった。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が55.6%（20人）と多く、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が41.7%（15人）で、虐待ではないと認識した高齢者では、半数以上が虐待ではなく犯罪であると考えていた。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が50.0%（11人）と半数にのぼり、「その他」と答えた人が27.3%（6人）、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が9.1%（2人）の順であった。

### 3 虐待発生理由について

図表24 虐待発生理由（複数回答）



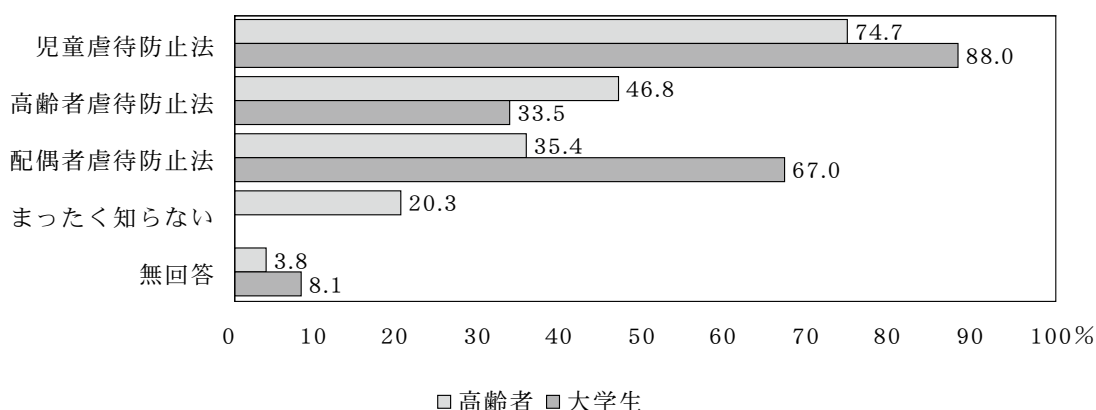
高齢者に対して事例1～5のようなことがなぜ起こったのか、虐待発生の理由について選択肢の中から考えに近いものをすべて選んでもらったところ、図表24に示したとおりである。虐待が発生する理由について「経済的問題のため」と答えた人が50.6%（40人）と最も多く、虐待発生には経済的な問題が関係していると過半数の高齢者は考えていた。次いで「高齢者が高齢者を介護しているため」と答えた人が49.4%（39人）で、半数弱の高齢者が介護している人自身が高齢のため虐待が発生しているのではないかと考えていた。次いで「介護疲れやストレスのため」と答えた高齢者が46.8%（37人）、「家族関係が悪いため」と答えた人が35.4%（28人）、「周囲の協力がなく単身での介護のため」と答えた人が34.2%（27人）の順であった。この結果から、高齢者は虐待発生の理由について、経済的困窮や介護者の高齢化、介護疲れやストレス、家族関係、孤立などが虐待発生の要因につながっていると考えていると推測できる。

### 4 虐待防止の法律の認知

高齢者と大学生の虐待防止の法律の認知について、図表25に示した。児童虐待防止法の認知度が、高齢者と大学生ともにそれぞれ74.7%（59人）、88.0%（184人）と最も高かった。次いで大学生では配偶者虐待防止法が67.0%（140人）、高齢者虐待防止法が33.5%（70人）の順で、高齢者では高齢者虐待防止法が46.8%（37人）、配偶者虐待防止法が35.4%（28人）の順であり、認識に差があった。一方「まったく知らない」という高齢者が20.3%（16人）と約2割おり、今回の調査では5人に1人は虐待防止の法律を知らなかった。児童虐待についてはマス・メディアで報じられる頻度が多いことが影響していると思われる。



図表25 高齢者と大学生の防止法の認知度の比較（複数回答）



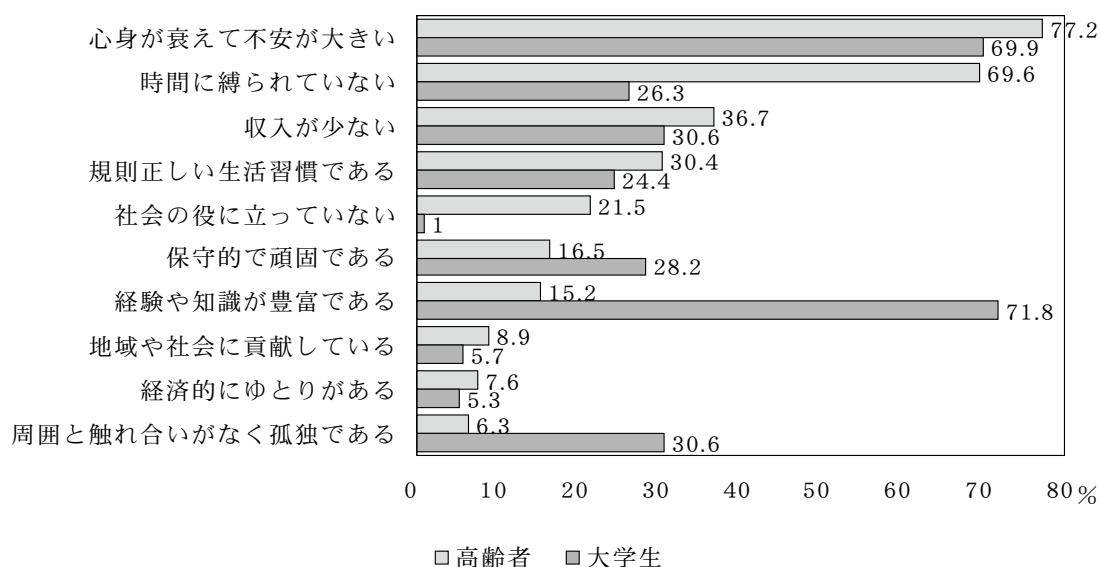
## 5 高齢者のイメージ

この問いは2004年内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」を参考にして選択項目を作成し、特に当てはまると思うものを3つ選択する複数回答で質問した。

結果は図表26のとおりである。高齢者では「心身が衰えて不安が大きい」が77.2%（61人）で、健康面に不安があるというイメージを挙げた人が最も多かった。2番目に「時間に縛られていない」が69.6%（55人）で、約7割の高齢者が時間に自由があるというイメージをもっていた。次いで「収入が少ない」が36.7%（29人）、「規則正しい生活習慣である」が30.4%（24人）、「社会の役に立っていない」が21.5%（17人）の順であり、健康、経済、社会的役割面で負のイメージが示されている。

高齢者と大学生と比較すると、「心身が衰えて不安が大きい」も同水準で多いが、高齢者自身もつイメージと大差が認められた。大差が認められるのは、「時間に縛られていない」も同様であるが、このイメージは高齢者に比べて、大学生が少ないという「経験や知恵が豊富である」とは逆の結果である。「周囲との触れ合いがなく孤独である」「保守的で頑固である」も大学生の方が多くもつ高齢者のイメージであった。「社会の役に立っていない」と大学生は高齢者ほど思っていないこともわかる。この他のイメージでは高齢者と大学生間で大きな差は認められない。

図表26 高齢者と大学生の高齢者のイメージの比較（複数回答）



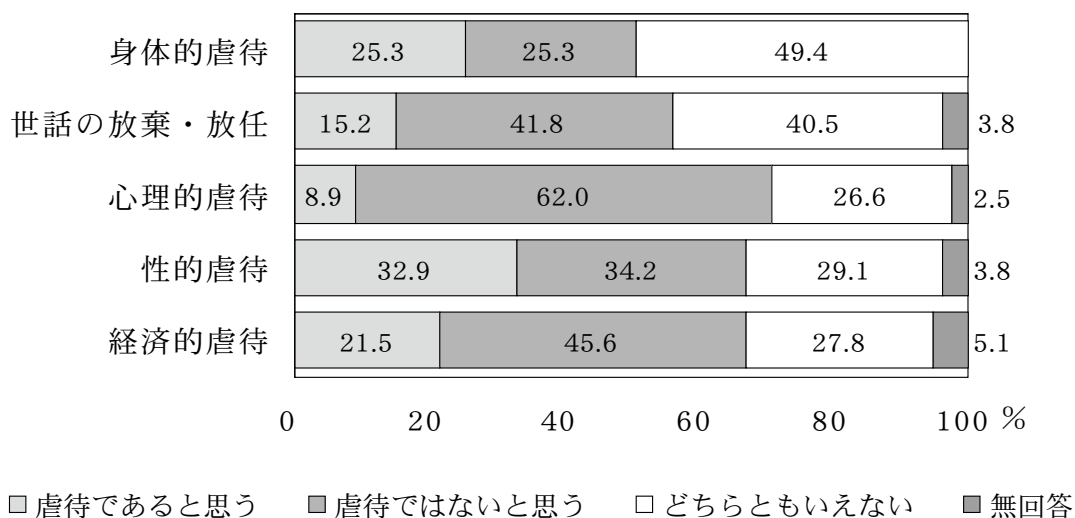
## V おわりに

### 1 高齢者虐待に関する認識について—世代間の比較—

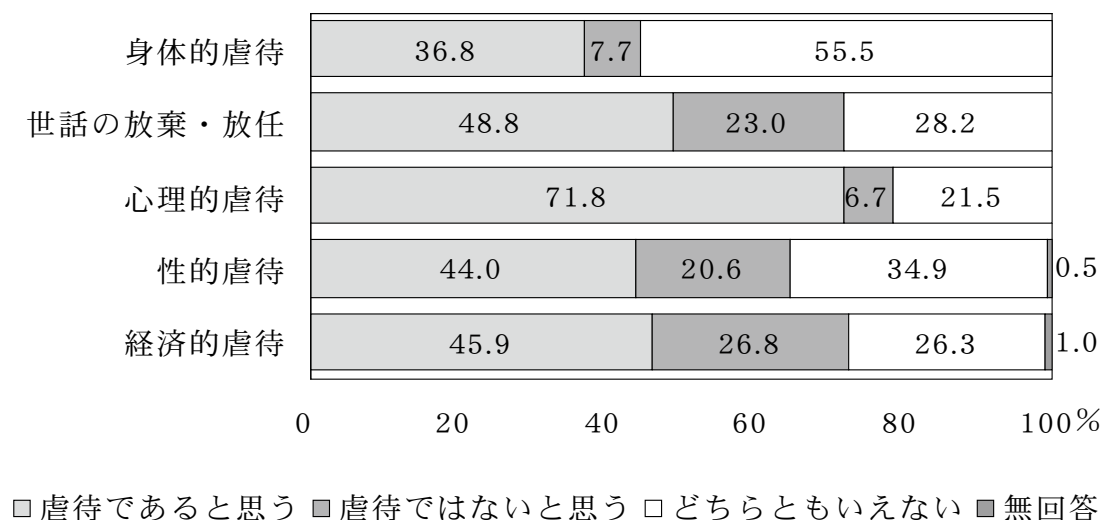
調査の結果、図表27のとおり高齢者における高齢者虐待の認識は、設定した虐待事例によって違いが大きかった。身体的虐待を除く他の4類型に関しては、虐待の認識がある高齢者より認識がない高齢者の方が多かった。中でも心理的虐待に関しては、認識が低かった。高齢者側の対場に立つと、心の中に仕舞い込んで本心を表に出さず我慢して生活しなければならないといった状況も考えられ、他者に知られることでますます居場所がなくなり、生命の危機までさらされる危険性もあるのではないかと考えられる。また高齢者自身が当事者であることから、身内である家族をかばう気持ちが働いたり、家庭の事情や家族関係を他者に知られることを嫌うという傾向もあるのではないかと考えられる。

図表28の大学生の高齢者虐待の認識と比較すると、世代の違いにより虐待の判断が異なっており、高齢者における高齢者虐待の認識は5分類すべてにおいて低く、大学生の認識の方が高いという結果であった。特に心理的虐待に関しては大学生の7割以上が虐待と認識していたのに対し、高齢者の6割が「虐待ではないと思う」と判断しており、差が顕著であった。

図表27 高齢者虐待に関する高齢者の判断



図表28 高齢者虐待に関する大学生の判断



## 2 高齢者虐待を認識する判断理由について

高齢者における高齢者虐待を認識する判断理由について、「家族の生活を守るためには仕方がないから」と家族との関係性において世話や介護をしてもらっているから仕方がないといった判断理由をもとに虐待の判断をしている高齢者が多かった。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）では、虐待と判断したすべての高齢者が「不衛生なのできちんとさせるべき」という判断理由を挙げていた。

心理的虐待では、「介護してもらっているのだから仕方がない」という理由から虐待ではないと判断しており、虐待の判断が分かれた。

性的虐待では、虐待と判断した9割以上の人が「自尊心を傷つける行為だから」という理由を挙げていたが、虐待ではないと判断した人では「嫁だから構わない」という理由が7割以上と最も多く、「自尊心を傷つける行為だから」という理由を挙げた人は15%程度で、同じ理由であっ

ても虐待の判断が分かれていた。

経済的虐待では、虐待ではないと判断した人が多く、「虐待ではなく犯罪だと思うから」という理由の方が多く、「家族であっても、勝手に使うのは良くない」という理由を挙げた人の方が少なかった。

以上のように、同じ理由であっても虐待の判断が異なり、高齢者自身も虐待を認識する判断基準が明確ではないと推測できる。

### 3 今後の検討課題

4人に1人は65歳以上の高齢者という高齢社会に突入しようとしている日本において、高齢者虐待が存在するという事は残念なことである。日本は敬老精神を尊ぶ国である一方、高齢者の自殺も多く、嫁姑間の葛藤が存在することはよく言われていることである。また、家族間ですら複雑な感情があり、家族関係を壊すことも珍しいことではない。虐待が発生する要因は、人間関係だけでなく失業や貧困など社会的背景などさまざまな要因が絡み合っている。また昨今の経済不況による格差や経済的問題が複雑に関与していると考えられる。高齢者虐待の背景には、失業、アルコール依存、精神障害、職場等でのいじめ、夫婦間虐待の老年期への移行、虐待の世代間連鎖などの現代社会の様々な問題があることも見落とすことができない。また虐待の世代間連鎖や被害者と加害者の逆転現象、単一の虐待だけでなくそれぞれの虐待が同時期に発生したり、ある虐待が別の虐待に移行していくことも珍しいことではない。人間関係や社会での生きづらさが結果として、虐待だけでなく、いじめや非行、家庭内暴力、さらには動物虐待などにつながっているのではないかと考える。重要なのは法律や社会制度だけでなく、人との関係性の中から生まれる意識であり、関係性を見直すことが虐待の認識にも影響すると考える。

高齢者虐待防止法が施行され5年が経過したが、高齢者虐待の防止については虐待の判断が明確でないことから、まず虐待の認識を高めることが重要であり、次いで早期発見、通報義務、発見後の介入・援助、さらには高齢者のみならず家族に対する支援などが必要となるであろう。今後、高齢者虐待の防止や予防は、早期発見、通報義務、発見後の介入・援助をいかに行うかが課題であると考えられる。

高齢者虐待は決して特別な人に起こるのではなく、誰の身にも起こりうることである。高齢者の問題を考えることは、私たち自身の問題を考えることである。他人事と思うのではなく、自分たちの課題として捉える必要がある。今後も高齢化に伴い、高齢者虐待が増加する可能性は高いと考える。高齢者虐待の課題を解決するには、人権尊重意識を高揚することや、介護の社会化を徹底することが必要である。また、社会の現実に対応した法制度づくりも欠かせないと考える。

今回の調査では、調査対象が地域交流型デイサービスを利用している高齢者と大学の授業を受講した学生と限定された場所での調査のため、性別に偏りがあり、調査数に関しても少なかったため、調査対象や調査対象数に課題が残った。虐待の認識をさまざまな視点からみていき、判断基準の共通する部分や異なる部分を明確にするためには、調査対象や調査対象数を検討する必要がある。年々増え続ける高齢者虐待を防ぐためには、高齢者虐待の背景や要因を把握し、それぞれに合わせた対応を考えていかなければならない。特に社会からの孤立を防ぐためには、第三者である保健や福祉、医療の専門職の介入が不可欠である。さらには専門職と地域との連携も重要になる。そのため、今後の課題として一般の人や専門職など幅広い視点からの調査や検討が必要

であると考える。

## 謝辞

本調査研究を遂行するにあたりご協力をいただきました社会福祉法人北九州市社会福祉協議会の渡辺総務部長・下田福祉部長、磯田福祉部生活福祉課長、地域交流型デイサービス指導員の皆さま、調査に協力してくださったデイサービス利用の高齢者の皆さま、北九州市立大学の学生の皆さまに心から感謝いたします。

## おことわり

この調査研究の一部は修士論文の一部を再構成して掲載しています。そのため、調査研究で利用したデータは、卒業論文・修士論文作成を目的として実施した調査結果を使用しています。

## 引用・参考文献

- 上田照子・荒井由美子・西山利政「在宅要介護高齢者を介護する息子による虐待に関する研究」  
老年社会科学第29巻第1号, 2007, pp37-47
- 鵜沼憲晴・関根薫「虐待者である息子の特徴と高齢者虐待防止への視点」社会福祉学第47巻題4号, 2007, pp111-123
- 池田直樹・谷村慎介・佐々木郁子『Q&A高齢者虐待対応の法律と実務』学陽書房, 2007井村圭壯・相澤 譲治『高齢者福祉史の現状課題』学文社, 2010
- 大淵修一『高齢者虐待対応・権利擁護 実践ハンドブック』株式会社法研, 2008
- 岡田進一・橋本正明『高齢者に対する支援と介護保険制度』株式会社ミネルヴァ書房, 2010
- 金子勇『社会調査から見た少子高齢化社会』ミネルヴァ書房, 2006
- 京都社会福祉士学術研究委員会『高齢者虐待対応マニュアル ケアに携わるひとのための演習ソースブック』株式会社ミネルヴァ書房, 2005
- 高齢者虐待防止研究会『高齢者虐待に挑む 発見、介入、予防の視点』中央法規出版株式会社, 2004
- 小倉北区役所生活支援課統括支援センター『小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みVOL.2』小倉北区役所生活支援課, 2007
- 小林篤子『高齢者虐待』中公新書, 2004
- 在宅介護研究会『介護研通信と・と・と第18号冬』福岡県地方自治研究所, 2006
- 内閣府『高齢社会白書：年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査』高齢社会白書, 2004
- 内閣府『平成19年版国民生活白書：つながりが築く豊かな国民生活』国民生活白書, 2007
- 寝たきり予防研究会『高齢者虐待 専門職が出会った虐待・放任』株式会社北大路書房, 2002
- 橋本和明『虐待と現代の人間関係—虐待に共通する視点とは—』株式会社ゆまに書房, 2007
- 橋本久子『高齢者の人権 看護・介護からの接近』株式会社ナカニシヤ出版, 2002
- 久塚純一・石塚優・原清一『高齢者福祉を問う』早稲田大学出版部, 2009
- 本症繁『高齢者の心理学入門 老いと痴呆に向き合う心』朱鷺書房, 2004
- 牧野里奈「十勝における高齢者虐待に関する認識調査（1）—N地区とF地区の比較—」北方圏生活福祉研究所年報第11巻, 2005, pp15-30

- 三浦美子「高齢者在宅介護における家族の介護意識に関する研究：高齢者虐待予防の視点から」  
保健福祉学研究 6, 2008, pp185-200
- 山田祐子『家族介護と高齢者虐待』一橋出版株式会社, 2004
- 湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書, 2008
- 結城康博『介護 現場からの検証』岩波新書, 2008

## 資料

- 1 高齢者の調査票
- 2 大学生の調査票
- 3 集計表

集計表の実数は人数を示し、構成比は少数第2位を四捨五入した百分率を示している。





問 6	【事例 2】 81歳女性。娘と同居であるが入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。
	1 虐待であると思う                      2 虐待ではないと思う                      3 どちらともいえない

【問 6 副問】

なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

- 1 不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから
- 2 女性本人が入院を拒否しているから
- 3 その他 ( )

問 7	【事例 3】 94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69歳）夫婦、主に息子の嫁（57歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならぬのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。
	1 虐待であると思う                      2 虐待ではないと思う                      3 どちらともいえない

【問 7 副問】

なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

- 1 言葉の暴力であると思うから
- 2 男性は嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから
- 3 その他 ( )

問 8	【事例 4】 76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせず嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。
	1 虐待であると思う                      2 虐待ではないと思う                      3 どちらともいえない

【問 8 副問】

なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

- 1 男性の自尊心を傷つける行為だと思うから
- 2 嫁だから構わないと思うから
- 3 その他 ( )

問9	【事例5】79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思えば仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。
	1 虐待であると思う                      2 虐待ではないと思う                      3 どちらともいえない

【問9 副問】

なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

- 1 家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから
- 2 虐待ではなく、犯罪だと思うから
- 3 その他 ( )

問10	1～5のような事例は、なぜ起こったと思いますか。下記の中から、あなたの考えに近いものをすべて選んでください。
-----	--

- 1 家族や周囲の人が介護に無関心のため
- 2 高齢者が高齢者を介護しているため
- 3 周囲の協力がなく単身での介護のため
- 4 家族が社会から孤立しているため
- 5 介護疲れやストレスのため
- 6 家族の性格・人格や疾病・障害のため
- 7 家族の知識・情報の不足のため
- 8 経済的問題のため
- 9 家族関係が悪いため
- 10 子供の頃、虐待を受けたため
- 11 高齢者の性格・人格や疾病・障害のため
- 12 その他 [ ]

ご家族・親族などについておたずねします。

問11	普段、ご家族とどのくらい話しをしますか。
-----	----------------------

- 1 よく話す                                      2 わりとよく話す                                      3 たまに話す
- 4 ほとんど話さない                                      5 話さない

問12	ご家族の中で、おもに話す方は誰（間柄）ですか。
-----	-------------------------

[ ]

問13	ご家族とどのようなことについて話しますか。あてはまるものをすべて選んでください。
-----	--

- 1 家族のことについて                                      2 身近な日々の出来事について
- 3 社会での出来事について                                      4 ペットのすることについて
- 5 その他 [ ]



問20 問19の辛い扱いの内容は、どのようなことでしたか。あてはまるものをすべて選んでください。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1 友人や近所の人との交流を邪魔される | 2 活動への参加を邪魔される    |
| 3 家事の手伝いを強要される      | 4 食事などの準備をしてもらえない |
| 5 金銭をせびられる          | 6 傷つくことを言われる      |
| 7 身体への虐待がある         |                   |
| 8 その他〔              | 〕                 |

問21 問19の辛い扱いは、誰がしていましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1 息子    | 2 息子の配偶者 | 3 夫      |
| 4 妻     | 5 娘      | 6 娘の配偶者  |
| 7 孫     | 8 甥・姪    | 9 その他の親族 |
| 10 その他〔 |          | 〕        |

問22 辛い扱いを受けた時に、どんな気持ちになりますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 1 死にたい気持ちになる      | 2 身体を動かす気がなくなる       |
| 3 友人に聞いてもらいたくなる   | 4 別世帯の子どもに聞いてもらう     |
| 5 外出などして気分転換したくなる | 6 仕返ししたくなる           |
| 7 泣いて気分を晴らす       | 8 かえって頑張らなければならないと思う |
| 9 その他〔            | 〕                    |

問23 友人または近所の人の中で、行き来をしている人がいますか。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 よく行き来をしている人がいる | 2 ある程度行き来をしている人がいる |
| 3 あまり行き来をしていない   | 4 ほとんど行き来をしていない    |
| 5 まったく行き来をしていない  | 6 友人が近所にいない        |

問24 今の生活に満足していますか。

- |                 |            |             |
|-----------------|------------|-------------|
| 1 満足している        | 2 まあ満足している | 3 どちらともいえない |
| 4 どちらかといえば不満である | 5 不満である    |             |

虐待防止の法律についてお答えください。

問25 下記の虐待防止の法律の中で、知っているものすべてに○をつけてください。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1 高齢者虐待防止法      | 2 児童虐待防止法  |
| 3 DV（配偶者間虐待）防止法 | 4 まったく知らない |

高齢者のイメージについてお答えください。

問26 高齢者のイメージについて、特に当てはまると思うものを下記より3つ選んでください。

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1 心身が衰えて不安が大きい | 2 経験や知恵が豊富である     |
| 3 規則正しい生活習慣である | 4 時間にしばられていない     |
| 5 保守的で頑固である    | 6 周囲と触れ合いがなく孤独である |
| 7 収入が少ない       | 8 地域や社会に貢献している    |
| 9 経済的にゆとりがある   | 10 社会の役に立っていない    |
| 11 その他〔        | 〕                 |

最後に、何かご意見があれば自由にご記入ください。

アンケートにご協力いただき、心から感謝いたします。  
ご協力ありがとうございました。

## 資料2 大学生の調査票

### 【卒業論文アンケート】

北九州市立大学文学部人間関係学科4年 吉田 成美  
担当教員 加倉井 美智子

### 『高齢者虐待に関する認識調査』

これは「高齢者虐待に関する認識調査」のためのアンケートです。お答えいただいた内容は、統計的に処理し、卒業論文の中での調査資料として使用します。他の目的に使用したり、個人が特定されるようなことはありませんので、感じるままにお答えください。ご協力お願いします。

1. あなたのことをお聞きします。当てはまるものに○印または適切な語句をご記入ください。

- (1) 性別をお答えください。                      ① 男性                      ② 女性
- (2) 年齢をお答えください。                      (                      ) 歳
- (3) 学部をお答えください。
- ① 外国語学部      ② 経済学部      ③ 文学部      ④ 法学部      ⑤ 国際環境工学部
- (4) 学年をお答えください。
- ① 1年生              ② 2年生              ③ 3年生              ④ 4年生
- (5) 実家では祖父母と同居していますか、または同居していましたか。
- ① 同居している・同居していた
- ② 今まで同居したことがない

\*最も行き来をしている祖父母との関係について、下記のいずれか1つに○をお付けください

- a 度々(週に1度以上程度) 行き来をしたり連絡をとっている・とっていた
- b 時々(月に1～2度程度) 行き来をしたり連絡をとっている・とっていた
- c たまに(2～3ヶ月に1度程度) 行き来をしたり連絡をとっている・とっていた
- d あまり(4～6ヶ月に1度程度) 行き来をしたり連絡をとっていない・とっていなかった
- e ほとんど 行き来をしたり連絡をとっていない・とっていなかった
- f 行き来をしたり連絡をとる祖父母がいない

(6) 福祉に関心がありますか。

- ① 関心がある                      ② やや関心がある                      ③ どちらともいえない
- ④ あまり関心がない                      ⑤ 関心がない

(7) 福祉に関係した科目を履修したことがありますか。

- ① 履修したことがある

\*記憶にある科目名を記入してください。(                      )

- ② 履修したことがない

\*下記のいずれか1つに○をお付けください。

- a 今後、履修するつもりである      b 履修するつもりはない      c わからない

(8) 下記の防止法があることを知っていますか。知っているものに○をお付けください。(複数回答可)

- ① 高齢者虐待防止法                      ② 児童虐待防止法                      ③ DV防止法

2. 次の事例について、あなたの思う考えに一番近いものに○をお付けください。背景はいろいろ考えられると思いますが、書かれている内容から判断してお答えください。また、その回答に対するご意見等がございましたら、(     )にご記入ください。

**事例 1**

高齢者(84歳)の体には、お腹や背中に、打撲のような跡・アザが2・3ヶ所ある。

- ① 高齢者虐待であると思う    ② 高齢者虐待ではないと思う    ③ 何ともいえない  
ご意見等

{

**事例 2**

80歳男性。一家で食事をする時に、家族全員が揃って食事をするのが習慣である。しかし、男性の部屋の前には食事が用意されて置かれており、家族と同じ食卓を囲むことができず、常にひとり自分の部屋で食事をとっている。

- ① 高齢者虐待であると思う    ② 高齢者虐待ではないと思う    ③ 何ともいえない  
ご意見等

{

**事例 3**

94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子(69歳)夫婦、主に息子の嫁(57歳)の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならぬのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。

- ① 高齢者虐待であると思う    ② 高齢者虐待ではないと思う    ③ 何ともいえない  
ご意見等

{

**事例 4**

75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない  
ご意見等

**事例 5**

81歳女性。娘と同居であるが、その娘が入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない  
ご意見等

**事例 6**

79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない  
ご意見等

**事例 7**

76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせず嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。

- ① 高齢者虐待であると思う ② 高齢者虐待ではないと思う ③ 何ともいえない  
ご意見等



3. 最後に、「高齢者」のイメージについて、特に当てはまると思うものを下記より3つ選び、  
□に番号をご記入ください。⑪その他を選ばれた方は、高齢者のイメージを（ ）にご記入  
ください。

--	--	--

- ① 心身が衰えて不安が大きい ② 経験や知恵が豊富である ③ 規則正しい生活習慣である  
④ 時間にしばられていない ⑤ 保守的で頑固である  
⑥ 周囲と触れ合いがなく孤独である ⑦ 収入が少ない  
⑧ 地域や社会に貢献している ⑨ 経済的にゆとりがある ⑩ 社会の役に立っていない  
⑪ その他（ ）

ご協力ありがとうございました。

資料3 集計表 (集計した票数はすべて79のため以下では合計を省略)

問1 性別	人数	構成比
男性	3	3.8
女性	76	96.2
合計	79	100.0
問2 年齢	人数	構成比
71歳	1	1.3
72歳	2	2.5
73歳	3	3.8
74歳	4	5.1
75歳	6	7.6
76歳	6	7.6
77歳	7	8.9
78歳	12	15.2
79歳	2	2.5
80歳	2	2.5
81歳	3	3.8
82歳	5	6.3
83歳	2	2.5
84歳	7	8.9
85歳	3	3.8
86歳	4	5.1
87歳	2	2.5
88歳	4	5.1
90歳	1	1.3
91歳	1	1.3
92歳	1	1.3
95歳	1	1.3
年齢区分	人数	構成比
70～74歳	10	12.7
75～79歳	33	41.8
80～84歳	19	24.1
85～89歳	13	16.5
90歳以上	4	5.1
問3 家族構成	人数	構成比
1人暮らし	34	43.0
子ども夫婦と同居	20	25.3
夫婦のみ	11	13.9
配偶者のいない子と同居	11	13.9
その他の親族と同居	1	1.3
その他	1	1.3
無回答	1	1.3

問4 同居家族数	人数	構成比
1人	34	43.0
2人	21	26.6
3人	13	16.5
4人	6	7.6
6人	5	6.3
問5 事例1	人数	構成比
虐待であると思う	20	25.3
虐待ではないと思う	20	25.3
どちらともいえない	39	49.4
問5 副問 事例1 判断理由	人数	構成比
自由を奪うから	13	16.5
仕方がないから	36	45.6
その他	20	25.3
無回答	12	15.2
回答総数	81	102.5
問6 事例2	人数	構成比
虐待であると思う	12	15.2
虐待ではないと思う	33	41.8
どちらともいえない	32	40.5
無回答	3	3.8
回答総数	80	101.3
問6 副問 事例2 判断理由	人数	構成比
不衛生なので	34	43.0
入院を拒否しているから	24	30.4
その他	11	13.9
無回答	11	13.9
回答総数	80	101.3
問7 事例3	人数	構成比
虐待であると思う	7	8.9
虐待ではないと思う	49	62.0
どちらともいえない	21	26.6
無回答	2	2.5
問7 副問 事例3 判断理由	人数	構成比
言葉の暴力だから	16	20.3
仕方がないから	46	58.2
その他	7	8.9
無回答	10	12.7

問8 事例4	人数	構成比
虐待であると思う	26	32.9
虐待ではないと思う	27	34.2
どちらともいえない	23	29.1
無回答	3	3.8
問8 副問 事例4 判断理由	人数	構成比
自尊心を傷つける行為だから	33	41.8
嫁だから構わない	28	35.4
その他	10	12.7
無回答	8	10.1
問9 事例5	人数	構成比
虐待であると思う	17	21.5
虐待ではないと思う	36	45.6
どちらともいえない	22	27.8
無回答	4	5.1
問9 副問 事例5 判断理由	人数	構成比
勝手に使うのは良くないから	39	49.4
虐待ではなく犯罪だ	27	34.2
その他	7	8.9
無回答	6	7.6
問10 虐待発生理由	人数	構成比
経済的問題のため	40	50.6
高齢者が高齢者を介護しているため	39	49.4
介護疲れやストレスのため	37	46.8
家族関係が悪いため	28	35.4
周囲の協力がなく单身で介護のため	27	34.2
高齢者の性格・人格や疾病・障害のため	24	30.4
家族や周囲の人が介護に無関心のため	23	29.1
家族の知識・情報の不足のため	22	27.8
家族の性格・人格や疾病・障害のため	14	17.7
家族が社会から孤立しているため	10	12.7
無回答	6	7.6
子供の頃、虐待を受けたため	3	3.8
その他	3	3.8
回答総数	276	349.4
問11 家族との会話	人数	構成比
よく話す	20	25.3
わりとよく話す	42	53.2
たまに話す	15	19.0
ほとんど話さない	2	2.5
話さない	1	1.3
無回答	2	2.5
回答総数	82	103.8

問12 話し相手	人数	構成比
娘（長女、次女、二女）	33	41.8
息子（長男）	21	26.6
夫	12	15.2
息子の配偶者（嫁）	9	11.4
孫（二女の娘）	9	11.4
無回答	5	6.3
姉妹、姉、妹	4	5.1
友人、友達、親友	4	5.1
親子、子ども夫婦、子ども	4	5.1
甥・姪	3	3.8
妻	2	2.5
その他の親族（妹の主人）	2	2.5
次男家族、家族みんな	2	2.5
娘の配偶者（二女の婿）	1	1.3
回答総数	111	140.5
問13 会話の内容	人数	構成比
身近な日々の出来事について	65	82.3
家族のことについて	40	50.6
社会での出来事について	28	35.4
ペットのことについて	11	13.9
その他	5	6.3
無回答	3	3.8
回答総数	152	192.4
問14 家族との時間	人数	構成比
十分取れている	28	35.4
まあ取れている	39	49.4
あまり取れていない	10	12.7
無回答	3	3.8
回答総数	80	101.3
問15 老後の家族とのつき合い方	人数	構成比
いつも一緒に生活できるのがよい	21	26.6
ときどき会って食事や会話をするのがよい	50	63.3
たまに会話する程度でよい	8	10.1
無回答	2	2.5
回答総数	81	102.5
問16 介護の有無	人数	構成比
介護していない	76	96.2
無回答	3	3.8

問17 公的福祉サービスの利用	人数	構成比
介護保険サービスを利用している	2	40.0
利用していない	2	40.0
その他	1	20.0
合計	5	100.0
問18 介護の難しさ	人数	構成比
本人の訴えや要望に対して、対応がわからない時	4	14.8
他の家族と、介護に対する考えや価値観が異なる時	2	7.4
認知症などの行動・障害等の対応方法が分らない時	5	18.5
介護に難しさを感じない	2	7.4
わからない	19	70.4
合計	32	118.5
問19 辛い扱いの有無	人数	構成比
ある	4	5.1
ない	72	91.1
無回答	3	3.8
問20 辛い扱いの内容	人数	構成比
友人や近所の人との交流を邪魔される	1	12.5
活動への参加を邪魔される	2	25.0
食事などの準備をしてもらえない	2	25.0
傷つくことを言われる	1	12.5
その他	2	25.0
合計	8	100.0
問21 辛い扱いの相手	人数	構成比
息子の配偶者	1	11.1
夫	1	11.1
妻	2	22.2
娘	3	33.3
孫	1	11.1
その他	2	22.2
合計	10	111.1
問22 辛い扱いの時の気持ち	人数	構成比
友人に聞いてもらいたくなる	28	35.4
外出などして気分転換したくなる	25	31.6
かえって頑張らなければと思う	19	24.1
無回答	19	24.1
別世帯の子どもに聞いてもらう	14	17.7
死にたい気持ち	10	12.7
泣いて気分を晴らす	10	12.7
身体を動かす気がなくなる	8	10.1
仕返ししたくなる	3	3.8
その他	3	3.8
回答総数	139	175.9

問23 友人近所との行き来	人数	構成比
よく行き来をしている人がいる	30	38.0
ある程度行き来をしている人がいる	41	51.9
あまり行き来をしていない	6	7.6
ほとんど行き来をしていない	3	3.8
友人が近所にいない	7	8.9
無回答	2	2.5
回答総数	89	112.7
問24 今の生活の満足度	人数	構成比
満足している	37	46.8
まあ満足している	40	50.6
どちらともいえない	4	5.1
回答総数	81	102.5
問25 防止法の認知度	人数	構成比
児童虐待防止法	59	74.7
高齢者虐待防止法	37	46.8
DV防止法	28	35.4
まったく知らない	16	20.3
無回答	3	3.8
回答総数	143	181.0
問26 高齢者のイメージ	人数	構成比
心身が衰えて不安が大きい	61	77.2
時間に縛られていない	55	69.6
収入が少ない	29	36.7
規則正しい生活習慣である	24	30.4
社会の役に立っていない	17	21.5
保守的で頑固である	13	16.5
経験や知識が豊富である	12	15.2
地域や社会に貢献している	7	8.9
経済的にゆとりがある	6	7.6
周囲と触れ合いがなく孤独である	5	6.3
回答総数	229	289.9

## 事例と判断理由の集計表

事例 1	判断理由							
	自由を奪うから		仕方がないから		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	11	55.0	7	35.0	0	0.0	2	10.0
虐待ではないと思う	0	0.0	15	75.0	2	10.0	3	15.0
どちらともいえない	2	5.1	14	35.9	18	46.2	7	17.9
合計	13	16.5	36	45.6	20	25.3	12	15.2
事例 2	判断理由							
	不衛生なので		入院を拒否しているから		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
虐待ではないと思う	15	45.5	16	48.5	0	0.0	2	6.1
どちらともいえない	6	18.8	9	28.1	11	34.4	7	21.9
無回答	1	33.3	0	0.0	0	0.0	2	66.7
合計	34	43.0	24	30.4	11	13.9	11	13.9
事例 3	判断理由							
	言葉の暴力だから		仕方がないから		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
虐待ではないと思う	4	8.2	38	77.6	3	6.1	4	8.2
どちらともいえない	4	19.0	8	38.1	4	19.0	5	23.8
無回答	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0
合計	16	20.3	46	58.2	7	8.9	10	12.7
事例 4	判断理由							
	自尊心を傷つける行為だから		嫁だから構わない		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	25	96.2	0	0.0	0	0.0	1	3.8
虐待ではないと思う	4	14.8	21	77.8	0	0.0	2	7.4
どちらともいえない	4	17.4	6	26.1	10	43.5	3	13.0
無回答	0	0.0	1	33.3	0	0.0	2	66.7
合計	33	41.8	28	35.4	10	12.7	8	10.1
事例 5	判断理由							
	勝手に使うのは良くないから		虐待ではなく犯罪だ		その他		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	13	76.5	3	17.6	1	5.9	0	0.0
虐待ではないと思う	15	41.7	20	55.6	0	0.0	1	2.8
どちらともいえない	11	50.0	2	9.1	6	27.3	3	13.6
無回答	0	0.0	2	50.0	0	0.0	2	50.0
合計	39	49.4	27	34.2	7	8.9	6	7.6



## 家族との会話と事例の分割集計表

事例 1	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
よく話す	4	20.0	0	0.0	16	80.0		
わりとよく話す	9	21.4	15	35.7	18	42.9		
たまに話す	5	33.3	4	26.7	6	40.0		
ほとんど話さない	2	100.0	0	0.0	0	0.0		
話さない	0	0.0	1	100.0	0	0.0		
無回答	0	0.0	0	0.0	2	100.0		
合計	20	25.3	20	25.3	39	49.4		
事例 2	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく話す	3	15.0	4	20.0	12	60.0	1	5.0
わりとよく話す	8	19.0	21	50.0	11	26.2	2	4.8
たまに話す	1	6.7	7	46.7	7	46.7	0	0.0
ほとんど話さない	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
話さない	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
合計	12	15.2	33	41.8	32	40.5	3	3.8
事例 3	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく話す	0	0.0	13	65.0	6	30.0	1	5.0
わりとよく話す	6	14.3	29	69.0	6	14.3	1	2.4
たまに話す	1	6.7	7	46.7	7	46.7	0	0.0
ほとんど話さない	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
話さない	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0
合計	7	8.9	49	62.0	21	26.6	2	2.5
事例 4	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく話す	5	25.0	7	35.0	7	35.0	1	5.0
わりとよく話す	17	40.5	14	33.3	9	21.4	2	4.8
たまに話す	4	26.7	6	40.0	5	33.3	0	0.0
ほとんど話さない	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0
話さない	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0
無回答	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0
合計	26	32.9	27	34.2	23	29.1	3	3.8
事例 5	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく話す	5	25.0	7	35.0	7	35.0	1	5.0
わりとよく話す	9	21.4	22	52.4	9	21.4	2	4.8
たまに話す	1	6.7	9	60.0	5	33.3	0	0.0
ほとんど話さない	1	50.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0
話さない	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0
合計	17	21.5	36	45.6	22	27.8	4	5.1

## 高齢者と大学生の比較の集計表

高齢者	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的虐待	20	25.3	20	25.3	39	49.4	0	0.0
世話の放棄・放任	12	15.2	33	41.8	32	40.5	3	3.8
心理的虐待	7	8.9	49	62.0	21	26.6	2	2.5
性的虐待	26	32.9	27	34.2	23	29.1	3	3.8
経済的虐待	17	21.5	36	45.6	22	27.8	4	5.1
大学生	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的虐待	77	36.8	16	7.7	116	55.5	0	0.0
世話の放棄・放任	102	48.8	48	23.0	59	28.2	0	0.0
心理的虐待	150	71.8	14	6.7	45	21.5	0	0.0
性的虐待	92	44.0	43	20.6	73	34.9	1	0.5
経済的虐待	96	45.9	56	26.8	55	26.3	2	1.0
身体的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	77	36.8	16	7.7	116	55.5	0	0.0
高齢者	20	25.3	20	25.3	39	49.4	0	0.0
世話の放棄・放任	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	102	48.8	48	23.0	59	28.2	0	0.0
高齢者	12	15.2	33	41.8	32	40.5	3	3.8
心理的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	150	71.8	14	6.7	45	21.5	0	0.0
高齢者	7	8.9	49	62.0	21	26.6	2	2.5
性的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	92	44.0	43	20.6	73	34.9	1	0.5
高齢者	26	32.9	27	34.2	23	29.1	3	3.8
経済的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学生	96	45.9	56	26.8	55	26.3	2	1.0
高齢者	17	21.5	36	45.6	22	27.8	4	5.1

防止法の認知度	高齢者		大学生	
	人数	構成比	人数	構成比
児童虐待防止法	59	74.7	184	88.0
高齢者虐待防止法	37	46.8	70	33.5
配偶者虐待防止法	28	35.4	140	67.0
まったく知らない	16	20.3	0	0.0
無回答	3	3.8	17	8.1
合計	79	100.0	411	196.7

高齢者のイメージ	高齢者		大学生	
	人数	構成比	人数	構成比
心身が衰えて不安が大きい	61	77.2	146	69.9
時間に縛られていない	55	69.6	55	26.3
収入が少ない	29	36.7	64	30.6
規則正しい生活習慣である	24	30.4	51	24.4
社会の役に立っていない	17	21.5	2	1.0
保守的で頑固である	13	16.5	59	28.2
経験や知識が豊富である	12	15.2	150	71.8
地域や社会に貢献している	7	8.9	12	5.7
経済的にゆとりがある	6	7.6	11	5.3
周囲と触れ合いがなく孤独である	5	6.3	64	30.6
その他			8	3.8
無回答			1	0.5
合計	79	100.0	623	298.1

## 2010年度「地域づくりに関する調査研究」報告書執筆担当者一覧

坂道と距離という高齢者の生活の障壁について

石塚 優 北九州市立大学都市政策研究所

公民協働に関するヒアリング調査報告

岩丸 明江 北九州NPO研究交流会

小川 真一 北九州NPO研究交流会

山崎 克明 北九州NPO研究交流会

「わたしもボクも☆みんな生き生き」を実施して

岩丸 明江 NPO法人GGPジェンダー・地球市民企画代表理事

高齢者虐待に関する認識についての調査研究

吉田 成美 福岡県立九州歯科大学附属歯科衛生学院専任講師

## 2010年度「地域づくり研究会」実行委員会

山崎 克明 北九州市立大学名誉教授

石塚 優 北九州市立大学都市政策研究所教授

岩丸 明江 NPO法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）代表理事

佐藤八代江 北九州市生涯学習センター社会教育主事

須藤 廣 北九州市立大学文学部教授（観光社会学）

田代久美枝 NPO「おとなりさんネットくえん」代表

田中あや子 北九州市社会福祉協議会総務部課長

半田百合枝 北九州市体育協会

樋口 真己 西南女学院大学保健福祉学部

平野 謙太 北九州市社会福祉協議会地域福祉部

村山浩一郎 福岡県立大学（社会学、社会福祉論）

山下 厚生 前北九州市生涯学習総合センター社会教育主事

山田 留里 図書館サポート北九州・北九州社会教育・生涯学習研究会

吉武 聡 北九州市産業学術振興局商業振興課

渡辺 良司 北九州市社会福祉協議会総務部長

柏木 玲子 北九州市立大学大学院社会システム研究科

川満ともみ 北九州市立大学地域創生学群

吉田 成美 福岡県立九州歯科大学附属歯科衛生学院専任講師

## 2010年度「地域づくり研究会」活動とテーマ

日 時	報 告 者	テ ー マ
10年 4月24日	山田留里 平野謙太	地域資料の保存と整理収集のための調査結果と課題 地域における生活課題に関する調査
5月22日	渡辺良司	ふれあいネットワーク事業について
7月 4日	山田留里	地域資料調査の検討
7月31日	山崎克明 岩丸明江	公民協働に関するヒアリング調査について リーダーシップに関するワークショップ
9月25日	岩丸明江	「わたしもボクも☆みんな生き生き」プログラム
10月23日	山田留里	地域資料調査の検討
12月11日		地域資料調査の経過報告
1月 8日	山崎克明	公民協働に関するヒアリング調査中間報告
2月 5日	田代久美江	もっと認知症について知りたい
3月26日	山家 滋	在宅医療の実態と展望

---

---

2010年度 地域課題研究

「地域づくり」に関する調査研究報告書

平成23年3月

発行所 地域づくり研究会  
北九州市立大学都市政策研究所  
〒802-8577 北九州市小倉南区北方4丁目2-1号  
TEL (093) 964-4302 FAX 093-964-4300  
<http://www.kitakyu-u.ac.jp/kicrs/index.htm>

印刷所 よしみ工産株式会社  
〒804-0094 北九州市戸畑区天神1丁目13番5号

---

---